

建設経済常任委員会

令和2年9月4日（金曜日）午前11時47分開会

出席委員（8名）

委員長 星 宏子
委員 小島 耕一
委員 相馬 剛
委員 玉野 宏

副委員長 山形 紀弘
委員 森本 彰伸
委員 鈴木 伸彦
委員 吉成 伸一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記 鎌田 栄治

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1)9月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2)その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時47分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 時間になりましたので、常任委員会のほうを始めさせていただきたいと思います。

本会議の後、皆さんお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。9月定例会に向けまして、建設経済常任委員会のほうの案件のほうを決めたいと思いますので、よろしく願いいたします。



◎協議事項

○星委員長 それでは、協議事項に移らせていただきます。

(1)9月定例会における委員会の運営について説明のほうを事務局お願いします。

事務局。

○鎌田書記 9月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について説明

○星委員長 説明が終わりました。皆さんから何かありますか。

吉成委員。

○吉成委員 今、鎌田さんのほうから説明をいただいた今回上下水道部の課の体制が変わったということで、2つの課を一遍にやるということで、これ303ですよね。そうすると、大まかに何人ぐらいの出席となるんでしょうか。

○鎌田書記 上下水道部、管理課、整備課を合わせて11人ということで聞いております。

○吉成委員 11人、そうするとレイアウト表がありますけれども、これでいくと執行部側の説明する方々は3列になっているわけですが、この3列の中で11人はある程度の距離を取る形で入れるとい

うことですか。

○鎌田書記 そういう形で、はい。

○吉成委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

控室で常任委員会を開催する場合なんですけれども、座る位置なんですけど、このとおりでしょうか。

そうそう。入れ替える感じで。

○山形副委員長 委員の位置がそうなっちゃうんで、2が森本さんで、3が吉成さん、4が小島さん、5が鈴木さん、6が玉野さんと、これ統一しておけばいいと思いますんで。

○星委員長 そのほか日程に関して何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、(2)に移ります。

(2)のその他としまして、所管事務調査についてなんですけど、今回、所管事務調査のほうを実施するかしないかをまず皆さんにお諮りしたいんですけども。やるとしたら17日になります。どこか見たいところ。先ほどの事務局のほうから鎌田さんから説明がありました。今回は現地集合という形になりますので、よろしく願いいたします。

どこかありますか。関わる場所でもいいですし。

○森本委員 特にないです。

○小島委員 無理しても。

○星委員長 やらなくてよろしいですか。

じゃ、今回は、所管事務調査はないということで、しないということでよろしく願いいたします。

〔「了解しました」と言う人あり〕



◎その他

○星委員長 それでは、3番のその他に移ります。
常任委員会の進行について、議会モニターについて、
議会報告会のアンケートについて



◎閉会の宣告

○星委員長 以上で建設経済常任委員会のほうを終
了いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午後 零時13分

建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）
及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和2年9月14日（月曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	星 宏 子	副委員長	山 形 紀 弘
委員	小 島 耕 一	委員	森 本 彰 伸
委員	相 馬 剛	委員	鈴 木 伸 彦
委員	玉 野 宏	委員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

市民生活部長	鹿 野 伸 二	環境課長	室 井 勉
環境課長補佐	藤 川 正 勝	環境保全係長	中 山 和 成
環境衛生係長	押 久 保 順 子	廃棄物対策課長	亀 田 康 博
廃棄物対策課長補佐兼施設係長	松 本 仁 志	一般廃棄物対策係長	伊 藤 靖
産業廃棄物対策係長	鈴 木 大 介	生活課長	君 島 一 宏
生活課長補佐兼消費生活センター所長兼くらし安全安心係長	飯 村 裕 之	交通対策係長	藤 城 大 幹
市民課長	大 澤 博 美	市民課長補佐兼戸籍係長	高 橋 美 由 紀
市民係長	君 島 忍	気候変動対策局長	黄 木 伸 一
気候変動対策局主幹	相 樂 尚 志	気候変動対策局主査（係長級）	田 端 政 昭
上下水道部長	磯 真	管理課長	河 合 浩

管理課長補佐 兼黒磯事業 所長兼塩原 事業所長	浅	賀	保	幸	経営企画係長	柳	英	希
料金経理係長	小	林	則	克	給排水係長	田	中	綾
整備課長	佐	藤	正	規	整備課長補佐 兼管路維持 係長	君	島	幹夫
管路整備係長	岩	波	秀	典	水道施設係長	斉	藤	哲也
下水道施設 係長	清	水	智	尚				

出席議会議務局職員

書記 鎌田 栄治

議事日程

1. 開会
2. 審査事項

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔管理課・整備課〕

- ・議案第90号 那須塩原市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正について
- ・議案第94号 令和元年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第82号 令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）
- ・議案第83号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第5号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第6号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第10号 令和元年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

〔市民生活部〕

- ・市民生活部長挨拶

〔環境課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）
- ・議案第80号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第2号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・ 認定第 8 号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔廃棄物対策課〕

- ・ 議案第 8 6 号 那須塩原市環境影響評価条例の制定について
- ・ 議案第 8 9 号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第 9 3 号 那須塩原市災害廃棄物処理計画について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・ 議案第 7 5 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 6 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔生活課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・ 議案第 7 5 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 6 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔市民課〕

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔気候変動対策局〕

- ・ 気候変動対策局長挨拶

予算常任委員会（第三分科会）

- ・ 議案第 7 5 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 6 号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・ 認定第 1 号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 皆さん、おはようございます。

金曜日の夜から土曜日の未明にかけて、塩原地区を中心に那須塩原市集中豪雨がございました。塩原でも複数か所にわたりまして土砂災害など、また、道路の閉鎖などがございまして、お亡くなりになられた方は非常に残念ではございますが、お一人いらっしゃいました。深く哀悼の意を表したいと思えます。

災害復旧に取り組まれていらっしゃいました職員の方をはじめ、また、安心の見守りのために出ていただいた消防団員の方をはじめ消防員の、また関係者の方々にも安心・安全のために危ない中を見回っていただいて、ありがとうございました。深く感謝の意を表したいと思えます。

ただいまから、建設経済常任委員会、予算常任委員会第3分科会及び決算審査特別委員会第3分科会を開催いたします。

先日、正副委員長会議におきまして、質疑と意見を分けて行うことが決定をされました。その他のことに関しましては暫時休憩中でお願ひしたいと思えます。

議事録はその他にしましては載りませんので、御了解お願いいたします。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

今定例会におきまして、当委員会が審査すべき案件は、条例の制定及び一部改正案件3件、契約案件1件、計画案件1件、水道事業会計未処分利益余剰分の処分案件1件であります。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査する案件は、補正予算案件5件であります。

また、決算審査特別委員会付託案件のうち、当

分科会で審査すべき案件は、決算認定案件6件であります。

予算及び決算に関する案件につきましては、関係所管課のところ随時分科会に切り替えて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行への御協力をお願い申し上げます。挨拶といたします。

それでは、次第2、審査事項に入ります。

座らせていただきます。

—————◇—————

◎上下水道部の審査

○星委員長 まず、上下水道部から順次審査を進めてまいります。

初めに、上下水道部長から御挨拶をお願いします。

○磯上下水道部長 (挨拶)

○星委員長 ありがとうございます。

管理課・整備課の審査については関連がありますので、以下、同時に審査することといたします。

—————◇—————

◎管理課・整備課の審査

○星委員長 ただいまから管理課・整備課の審査に入ります。

管理課・整備課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第90号の説明、質疑、議

員間討議、討論、採決

○星委員長 それでは、議案第90号 那須塩原市下

水道条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○河合管理課長 （議案第90号について説明）

○星委員長 説明が終わりますので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 今回、下水道の納入費を減らすということですが、下水道の財政的にこういう形で、コロナで歳入が減ってくるということですが、こういう状況でも下水道会計上は問題ないというふうに考えてよろしいか、お伺いいたします。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 下水道会計に問題がないかということなんですが、下水道会計にはやはり大きな影響を受けます。重要な収入をカットするということですから。

ただ、下水道会計については、使用料も値上げはしているんですけども、一般会計からの繰り出しというところはかなり頼っている状況でございます。

だもんですから、今回のコロナについての補正予算の中でもできるところは削るということで、工事や備品の購入等取りやめたり、そういったところをにらみながら、あとは、この後の下水道の使用料がどんなふうになっていくのか、このコロナの影響を見るのは、ただ半年程度しかたっていないので、その状況を鑑みながら、最終的には一般会計の繰り出しというところを調整させていただくようになるかと思いますが、財政状況は厳しいというところは変わりはありません。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 緩和は先送りするということですが、一番何というんですか、枠が、地域別で言うと、どこが一番差があって、このことによって一番恩恵を受ける地域、その話を御説明いただけますか。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 地域的に差を受け入れていくということなんですが、これは今回の軽減率の延期に関わらず、もともと今回、下水道使用料を30年に改正した際に、試算すると塩原地区が一番下水道使用料の設定が安い水準だったというところで、そういったところが一番影響が大きく出ます。

その次に西那須野地区で、こういった地区が一番負担軽減の影響を受けるところが少ない地域というところで、前回の使用料改定ではなっていないので、それがそのままのような延長線になっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、今回、半年間延ばしたわけですが、予定に対して半年分先送りしたことによって、予定した額に対してもどれだけ収益が見込めなくなったかという額を、今って作業としては2か所ですよ。評価はどうでしょうか。数字があれば。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 この後の補正予算で出しますが、約1,390万の減額を見込んでいます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それは全体ですよ。

地域で分けると、先ほど差があったわけですから。

○星委員長 係長。

○小林料金経理係長 地域のほうで試算したんですけども、2か月ごとに試算させております。黒磯地区が2か月で114万6,000円、西那須野地区が

174万円、塩原地区が163万円、要するに二月で約460万円程度で、6か月ということで1,390万となっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 コロナの影響ということなので、一般家庭のコロナの影響というのは、一般家庭だと収入が減っているところもあるかもしれない。この地域のように、全体的な。

どちらかというと言影響が大きいのは下水道を多く使うというような事業はどこかいうと、どういうところですか。

○星委員長 鈴木委員、もう少し分かりやすく質疑してください。お願いします。

○鈴木委員 分からなかった。

要するに、この金額で恩恵を受けている地区は、事業所だろうと思うんですけども、そういうところの説明を受けたい。どこが一番、地域の話をしたんですけども、どういう事業所、どういう人たちが市内の中で、今回の緩和で利益が、また受益が助かるのかといった理由を知りたいなど。誰を助けるのかということです。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 誰を助けるのかということなのですが、やはり多く使っているところに金額がその分多くなりますというところで、下水道を多く使っているというところで言いますと、塩原地区ですと、やはり旅館ですとかホテル、そういったところが大きな排水をしていますので、そういったところが多く軽減を受けられることとなります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうだろうと思って言いました。

観光が大変だということで、商工観光課だけではなくて、ほかからの支援もしなきゃいけないんじゃないかなという中であったと思うんですけど

ども、これは執行部で提案、きっかけは執行部側なのか、事業者側からやっぱりそういった話があって、それを公表して行ったことなのかというのを伺います。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 こちらについては執行部側が提案したものです。

○星委員長 そのほかに質疑はありますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ないようですので、質疑の途中ではございますが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議はないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第90号 那須塩原市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第90号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第94号の説明、質疑、議

員間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第94号 令和元年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○河合管理課長 (議案第94号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 迷っていたんですけども、下水道は本会議……

○星委員長 鈴木委員、質疑ですか。

○鈴木委員 質疑です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。

下水は一般会計から繰入れが負担が大きいということなので、受益者負担の考え方でいったら。

水道は、ちょっとすみません。あまりちょっと恥ずかしいんですが、繰入れ入っていますか。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 この後の決算でもお話しますが、一般会計からも繰入れは頂いております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 繰入れが入っている中で剰余金はこういう処遇をするということですか。

その確認です。ありがとうございます。

○星委員長 そのほか質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第94号 令和元年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認めます。

よって、議案第94号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第82号の説明、質疑、議

員間討議、討論、採決

○星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常

任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第82号 令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○河合管理課長 （議案第82号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入りたいと思います。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第82号 令和2年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第82号については原案のとおり可

決すべきものと決しました。



◎議案第83号の説明、質疑、議

員間討議、討論、採決

○星委員長 続いて、議案第83号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○河合管理課長 （議案第83号について説明）

○星委員長 説明がおわりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 下水道事業費の営業費用、2目の処理場費の、先ほどの工事請負費、鍋掛中継ポンプのヘッドカバー交換工事減額というふうになっておりますが、これは中止なのか延期なのか。伺います。

○星委員長 課長。

○佐藤整備課長 整備課長の佐藤です。

こちらにつきましては、設置から相当の期間がかかっていますので、そろそろ更新時期ということで予算を計上させていただいたものなんです。状況確認しましたら、すぐに対応しなくても、まだ漏電とかその辺の危険性がないということが確認できましたので、今年度は支出をちょっと減を見込む中で、これについては減とさせていただきます。今後とも施設の漏電のおそれがないかを確認しまして、状況に応じて対応していきますので、現在は心配ないということで、今年度だけ予算を落とさせていただきます。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「じゃ、一つだけ」と言う人あり〕

○星委員長 小島委員。

○小島委員 給与費明細書で、給与を570万5,000円減額するというようなこと出ているんですけども、実際に具体的には人事配置とかそういう形で、今回コロナで出たり、いろいろしたと思うんですけども、どんな状況でこういう補正をするのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 具体的には職員の配置ということで、当初予算のときは前年度の配置の人で金額をそのまま算定しますので、新年度になりますと、ベテランの職員が来たりとか若手の職員が来たりとかで、それぞれ手当なんかも変動するものですから、そういったところを調整して。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 予算書の11ページのところで見ても、1款1目の中の備用品費というところを見ると、PC・ソフト一式購入、減額で320万とあるんですけども……

〔「予算説明資料のほう」と言う人あり〕

○鈴木委員 説明資料ですか、ちょっと……

〔「下水道の事業会計」と言う人あり〕

○鈴木委員 下水道事業会計、これいいんですよね。

要するに、これ減額して入れないということにしたんだろうというふうに理解したんですけども、これは職務上あるべきだと思って入れたと思うんですけども、ないことによる支障、または来年度以降はどう考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○佐藤整備課長 この資料11ページの消耗品、PC・ソフト一式購入の件ですね。

こちらにつきましては、既に導入しているパソコン関係でございます。それが、やはり大分老朽

化いたしまして、今シーズンの更新を考えていたんですが、今年度についてはやはり予算をいかに、どうにか支出を減らすという中で検討した中で、既存の施設を再リースで継続して、予算的にまた要求できる状況になりましたら、同じようなものを再度、来年度以降要求させていただきたいと思っていますので、業務上は今までどおり、パソコン処理ができるようなものを継続していきます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 13ページ。今回、企業会計に下水道特別会計、そして農集が入ったわけですね。

ここの第4条で、それぞれ企業会計になったことによって債権と、それから債務、それが含まれたわけですけども、これそれぞれ下水道と農集とどのぐらいの金額。

○星委員長 係長。

○柳経営企画係長 4条の特例的収入及び支出についてのことだと思うのですが、その下水道と農業集落排水ということです。

未収金につきましては、下水道事業でおよそ2億3,600万、農集事業の未収金としましては、およそ880万円、未払金につきましては、下水道事業はおよそ1億5,300万円、農集事業につきましては、未払金がおおよそ200万円となっております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 これはちょっと確認させていただきたいんですが、企業会計に両方含まれることによって、下水道の特別会計であれば相当、一般会計から繰り入れられていると。

今回、これら2つの特別会計と、農集が入ってくるということは、これまでの水道事業会計の中にもそれら2つ入るわけですから、そうなるとう一般会計からの繰入れというのは増えるというか、増やすことは可能だということになる。その辺は、何というんですか、あるんでしょうか。基準であ

ったり規定であったり、そういったものは。

○星委員長 係長。

○柳経営企画係長 一般会計からの繰入金の御質問かと思えますけれども、下水道事業、農集事業共に一般会計からの繰入金を頂いておまして、これに関しましては、いわゆる国のほうで定めております繰出基準というものに基づいて繰入れをしている。これは一般会計のほうで負担するものというふうに言われているものと、それをもつても足りないものを企業債、繰入金として頂いているところなんです、それにつきましては

基準が ということではなく、当然、農集事業の基準内とされているものと下水道事業基準内とされているものを足した額が、簡単に言えば基準内とされる繰入金とされる額になってまいります。

ただ、不足するものにつきましても、この2つの事業を足した中で不足しているものが、やはり基準外として疑っているような形になってくるかと思えますので、合わさったということで極端に増えるとかそういったことはありません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 要は、企業会計というのは当然自主財源をしっかりと確保した上で運営をしていくというのは基本なわけですね。

今回、このように下水道、それから農集が企業会計に入ったというところが、事業をしっかりとやる。それでこの会計の中で極力回していきましようという理念があると思うんですけども、そうすると、本来の特別会計が企業会計に入っても何ら会計としての変化はないという理解でいいわけですね。

企業会計にする意味というのが当然あるんだと思うんです。そこを聞いたかったんですけど、繰入れがどうなのか……

○星委員長 係長。

○柳経営企画係長 企業会計にする意味というのが、一つは先ほどもちょっと話ありました資産の把握という形になります。これによって固定資産を把握することで減価償却費とかが出ること、今後の必要となってくる費用というもの、今まで漠然としていたものがある程度、水道事業面、明らかになってくるというところは大きいだろうと。

それに基づきまして、今後、更新計画ですとかそういったものを立てていくような形で、財政計画立てていくような形で経営の健全化を目指していくということが一番大きなところになっていくかと思えます。

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入りたいと思います。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第83号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第83号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○河合管理課長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 189ページの浄化槽設置整備助成金が、今回202基ということでございますけれども、このところ、補助の要望額というのは要望に対して足りているのかどうかというところです。

それともう一つは、最近の流れということで、これまで202基ぐらいでずっと3年ぐらい、何基ぐらい補助しているのか、それをお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 浄化槽のほうですけれども、去年が202基、全部で189基ということで、要望に対しては全て応えております。予算のほうが若干余るぐらいになっていますので、要望のほうは満たしております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 要望についても、どちらかというと増

えているというふうな理解でよろしいかお願いします。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 前年度と比較しまして増えております。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。
鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。

予算の関係と関連しちゃいますけれども、これ余っていますよね、当初予算。当初予算は何基を予定しておったんでしょうか。それに対して今回何基という。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 ちょっと確認して、後ほど答えたいと。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、質疑の途中ですが議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、

これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

11時15分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、執行部より発言があります。

係長。

○柳経営企画係長 休憩前に御質問がありました浄化槽設置整備事業補助金の基数についての御質問なんです、当初予算で見込んでいました基数が232基となっております、執行率としましてはおよそ87%という形になっております。

以上です。

◇

◎認定第5号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 続いて、認定第5号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○河合管理課長 (認定第5号について説明)

○佐藤整備課長 (認定第5号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 460ページ、9,076万、工事請負を上げておりますけれども、工事請負を受けて、各地区で工事をやっているわけですが、こういう工事というものの箇所設定に関してはどのような方式でやるのかをお聞きしたいと思います。

○星委員長 課長。

○佐藤整備課長 406ページのほうにつきましては、主に汚水の区域、その区域を広げますような污水管の枝線関係工事が多いと思うんですが、いま一番多い工事としては、国道4号線の新しい道路が、交差点のところによって既存の施設を入れ替えたり、新しい道路の歩道に設置したりというものとか、下永田もやはり市道の道路改良工事、これに合わせて、まだ下水道の整備されていないところについて道路改良工事を先行して工事を行うといったような工事が今回このケースの中では多く改修しております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 はい、分かりました。

じゃ、同じような中身で、特定環境保全公共下水道ということで、工事請負費やっぱり1億1,206万ということで出されていますけれども、これについてもちょっと箇所設定の考え方みたいなものがどうだったのかお聞きしたいと思います。

○星委員長 課長。

○佐藤整備課長 先ほど説明しました下永田の部分、申し訳ございません、公共下水道じゃなくて、特環下水道のほうです。申し訳ございません。

こちらについてもやはり下永田は、用途区域外

について、主に特環下水道の整備をしているところなんですが、やはり下永田の道路改良に併せて汚水の整備とかそういったものが比較的多く位置づけしております。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。
副委員長。

○山形副委員長 457ページの真ん中のあたりにある手数料特定事業場水質分析43か所47万7,180円、この水質の分析というふうなものは、公表したり、その内容を教えていただけますか。

○星委員長 係長。

○清水下水道施設係長 特定事業場の水質分析の中心ということなのですが、特定事業場というのは、下水道法上で規定されている、環境サイドで指定されています特定施設という場所については、下水道の区域については特定事業場のみ該当する形になりますので、こちらのほうの場所については、水質の分析をすることになっております。

こちらのほう下水道の水質基準というのがあって、そちらのほうの水質基準に合致したものになっているかどうかを確認することになっております。

特定事業場の水質分析については、事業場ごとに水質を分析する項目がちょっと違いますので、一概に何とか言えないんですけども。通常幾ら排出基準のBODについてもちゃんとチェックしていますし、場所によってはもっと環境基準等についてもちゃんとチェックするような分析を行っております。

以上です。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 43か所というんですか、何か分かる場所みたいなものを私どもに教えていただければ、それは可能なんですか。具体的にどういう。

○星委員長 係長。

○清水下水道施設係長 一番大きな場所ですと、毎日検査しているところでは、2つの場所があります。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 これは、水質分析というのは、年1回でやっているんですか。

○星委員長 係長。

○清水下水道施設係長 場所にもよりますが、年2回やっている場所と1回の場所とあります。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 その1回、2回というのは事業場さんがやる場合と、行政のほうから依頼する、それはケース・バイ・ケースなんですか。

○星委員長 係長。

○清水下水道施設係長 事業場ごとにチェックする基準がありまして、場所によって1回だったり、2回だったりということが変わってくる形になります。

○山形副委員長 分かりました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今の関連でお願いしたいんですけども、その基準がありますよね。それを検査結果で超えた事業場というのは今年度あったのか、また、過去にはあったのか。

○星委員長 係長。

○清水下水道施設係長 今年度の検査についてなんですが、まだちょっと実施しておりませんので、これから、9月の下旬に実施する予定になっておりますので、これからになります。

〔「前年度」と言う人あり〕

○清水下水道施設係長 前年度です。

○星委員長 係長。

○清水下水道施設係長 前年度については、やはり基準超えるところも実際あったはあったんですけど

れども、それについては指導等している状況です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あったということなんですけれども、では、何件、何か所、数値的にどういう状況だったのか、もうちょっと答えていただきたかったんですけれども、前年とその過去、以前にもどういうことがあったのかと今回も、ちょっと少し分かれば、その分だけ。

○星委員長 係長。

○清水下水道施設係長 すみません、手持ちの資料がちょっと今ございませんので、お調べしてお答えするような形でよろしいでしょうか。

○星委員長 課長。

○佐藤整備課長 1つ案件としては、例えば油をたくさん使うような場所で、個人がその油を公共で外に流さないように除外、止める、それは個人が清掃して、一番の油部分をそういったものを流さない施設とか設置します。それが維持管理がちゃんとできていなくて、維持管理の回数が少なくて、下水道のほうに流れている場合などもございます。そういったときには、指導として清掃を定期的に行っていただくというような指導はしたことございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 係長に尋ねますけど、オイルのほうはいいかなとは思いますが、例えば本当に人体に影響があるような、関係あると思いますよね、先ほども出たところも結構やばいところが見つかってくるんですよ。そういうのが要するに基準濃度がそれぞれあって、それをちょっとぐらいなのか、大きく超えてくるか、注意してもなかなか直らない事業者というのは問題にするのかなという現状はちょっとうかがえることが、本当は伺いたかったんですけれども、それはまた改めて集計とかはいただけるんですか。

ありがとうございました。

○星委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

吉成委員。

○吉成委員 じゃ、ちょっと確認させていただきたいと思います。

455ページの水処理センターの、汚泥処理の件なんですけど、資源化工場に持っていくものとそれから民間に委託をしているものとありますけれども、塩原水処理センターのものは全て公共のほうに持っていくと。黒磯水処理センターの一部が民間のほうに委託をしていると思うんですが、これは量的にどのくらいのものが民間のほうに今委託されているんですか。

年間の汚泥の量というのは、その次ページ456に出ているんで、量としては分かりますが、そのうちどのくらいの民間に委託されているんでしょうか。

それと、費用としてはやはり民間のほうが高いんでしょうか。

○星委員長 係長。

○清水下水道施設係長 資源化工場のほうに行っているものと民間処分のほうに行っているものというところでよろしいですか。

○吉成委員 はい。

○清水下水道施設係長 資源化工場のほうに搬出している量については、塩原水処理センターが最も240 t、次に黒磯水処理センターの640 tあります。

民間処分場のほうについては、昨年度の実績ということになりますと、2月までに持ち出したものについては1,041 tほどあります。こちらについては、全て黒磯水処理センターのものになります。塩原水処理センターについては、今後全てを資源化工場へ持っていく形になっております。

以上でよろしいですか。

○吉成委員 よろしいです。

○清水下水道施設係長 では、すみません、値段のほうに。

価格のほうについては、資源化工場と民間処分場、価格については、民間処分場のほうが安価であります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 資源化工場に関しては、県内それぞれの自治体がお金を出し合って造ったということがあるんで、必ず何tは絶対入れなくちゃいけないという基準はあるんですか。

○星委員長 係長。

○清水下水道施設係長 年度末に県のほうから問い合わせがありまして、こちらのほうについては県のほうの協定する施設については規定となっております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、実際に処理料として民間と先ほど民間のほうが安いという話がありましたけれども、どのくらいの差額になるんですか。例えば1tで幾らとか。

いいです、じゃ。安いということは間違いないわけですね。了解です。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 464ページで、地方債の残高の推移が出ておりまして、非常に地方債の残高が減ってきているということで、見方によると非常にいいことなのかなというふうに感じがするんですけども、逆な見方をしますと、資本財の老朽化が進んでいるのではないかなというような感じもするわけですね。そういう中で、今からどういうふうに考えているのか、そこら辺を含めて今後の下水道整備も含めてどの程度老朽化が進んでいて困って

いる、そういうことがあるのかどうかということと、それと、その当時というのはどうなっているのか、ちょっとこの数字からお伺いしたい。いきたいと思いますんで、すみませんけれども、お願いします。

○星委員長 質問を変えて。

○小島委員 下がっている理由だけお聞きしましょう。

○星委員長 係長。

○柳経営企画係長 地方債の残高が減っている理由ということなんですけれども、それは下水道が整備され始めた当初というのはやはり整備費が大きくなりまして、当然起債額が大きかったわけなんですけど、それらの償還について、償還が進んで完了したというところが大きいところです。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第5号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第6号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 続いて、認定第6号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○河合管理課長 (認定第6号について説明)

○佐藤整備課長 (認定第6号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ございませんか。

鈴木委員。

○鈴木委員 聞き逃したのかもしれませんが、赤田地区の集落排水の収入が減ったと聞いたと思うんです。その減った理由を知りたいんです。

○星委員長 鈴木委員、ページ数にはどこか教えてください。

465ページですか。

○鈴木委員 特別会計の465ページ、2款1項の使用料……

○星委員長 受益者分担金……、

○鈴木委員 これは受益者分担。

○星委員長 が減ったということですか。

○鈴木委員 何か減ったという気がするんだけど、ちょっと聞き取れなくて申し訳ない。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 多分先ほど説明した使用料の部分でそのような説明したかと思うのですが、使用料のことということでよろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○河合管理課長 こちらについては、南赤田地区の下水道事業会計のほうに移行しますので、だからこちらの農業集落排水事業の収入が減った。その分、下水道事業会計のほうが増えている、そんな形でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 1件確認だけでも、この使用料は普通を取っているんだけど、入ってくる収入の場所が替わったという、丸々そっくり替わったということよろしいですね。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 そうです。会計が移行したと考えていただければ。

○鈴木委員 はい、了解しました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたし、これより採決いたします。

認定第6号 令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第10号の説明、質疑、議員間討議、討論、採決

○星委員長 続いて、認定第10号 令和元年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題いたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○河合管理課長 (認定第10号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 今、有収対策についての質疑でよろしいですね。

○星委員長 はい。

○鈴木委員 全体的にこういう調査をして、まとめていただいたことについては、ありがとうございます。

記憶だと有収率が地域によって大分格差があっ

たというところが一番有収率についての問題点だったと思います。その地域でいうと、塩原が修繕した後、有収率が上がった、よかったというところが一番のポイントだったような気がするんだけど、そこについての資料とか言及がないので、これについてお願いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 順番で申し上げますと、黒磯地区、ここについては82.1%、昨年度は80.09%となっています。塩原地区は、これは温泉街だけという地区での数字でお答えさせていただきます。今年度55.81%、昨年度が57.33%で、こちらは少なくなっている状況でございます。

あとは、西那須野地区、今年度80.43%、昨年度は78.16%、地区別ではそんな状況でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ここが大事だと思うんですよ。全体的にはよくなっているという説明なんですけれども、何でこれを一生懸命、こちらもお伺いしているんですけれども、黒磯地区はよくなっている、西那須もよくなっている。一番問題なところは塩原地区。そこをちゃんと追求しないと。しかも、かなり低いですね。だから、ここについてやっていただくのであれば、こういうところがどうなっているかという報告もいただきたいなと思っているんですけれども、そこについての原因究明などは、今はどういう状況なんですか。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 塩原地区についても、4番の漏水調査の結果でもお示したように、怪しいところというか管理所から中塩原地区を重点的に行ったところでもあります。ただ、今回の調査でも発見できたのは、ここであったということで、それ以外に通常の市民からの通報とかそういったところで

は対応したけれども、結果的にはなかなか改善されないというところがございます。

○星委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

相馬委員。

○相馬委員 まず、収益的収支の支出が前年比でプラス7,200万になっている要因を再度御説明いただきたいのと、もう一つが資本的収支の支出がマイナス8,300万、およそ8,400万減額になる、この理屈がちょっとまだよく分からないので、ちょっとお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 まず、収益的収支の費用の増額についてということですが、こちらについては、修繕の費用、各施設のほうの修繕が入るんですが、そういったところが老朽化、そうしたところで修繕費用が膨らんでおります。

それと、あとは先ほど申し上げた鳥野目の小水力発電の修繕とか、そういったものの修繕が増えた要因となっております。

さらに、大きなものとしましては、浄水発電ということで、千本松浄水場に放射能濃度が高かったものがちょっと処分ができないものがございます。ただ、それは指定廃棄物ではないものなんですけれども、ちょっと処分できなかったものが令和元年度にまとめて処分できたということで、その費用が例年とは違って要因となっているというところで見ています。

○相馬委員 資本的支出についてもお聞かせ願います。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 資本的支出のほうなんですけれども、翌年度への繰越額というのを思うんですが、予定はしていたんですけれども、業務が年度内に終わらないで3億円ほど翌年度へ繰り越しており

ます。なので、今年度の実績は、本来ですと年度内に終われば、ここに3億、本当は上乗せになっていたんですけれども、翌年度へ繰り越される事由が大きかったというのが大きなところがございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 今の資本的収支の支出で3億ほど繰り越す予定だということで、実質的に前年比では約8,400万のマイナスというふうになっているんですが、ちょっとその3億と8,400万のちょっと余りにも金額の差があるもので、その8,400万のマイナスになる要因というのは、繰越しだということなんですかね。

すみません、もうちょっと具体的にお伺いします。全協での説明のときに、この8,400万が前年比マイナスになるというのは、浄水設備費が4,700万円ほどマイナスになりますと。それから、もう1点が排水設備拡張費が4,700万円ほど減額になりますという全協での説明だったと思うんですが、要するにその設備費も減額になる理由、前年より、平成30年度より令和元年度が前年よりもその設備費が下がる理由を伺いたいと思います。

○星委員長 係長。

○齊藤水道施設係長 今、鳥野目浄水場の更新という形で進めているんですけれども、鳥野目浄水場で予定より多く修繕が必要だということが分かりまして、当初予定していた要害浄水場とかそこら辺の設備費を後に遅らせて、まず鳥野目浄水場を先に修繕をしてからやっというふうに向をちょっと変えましたので、それで出ているということでございます。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ページが分からなくなってしまったん

ですけれども、小水力発電している場所がありましたね。そこで、修繕費が今回発生したということだったんですけれども、改めてその修繕費が幾らだったかということと、緊急で。あと年間の発電量を金額ベースでいくと幾らだったかの2つをお答えいただきたいんですけれども。

○星委員長 係長。

○斉藤水道施設係長 鳥野目の小水力発電の修繕なんですけど、修繕570万、支出しております。

発電料金なんですけれども、昨年度、1年間で94万円でございます。ちなみに、平成30年、その前は110万円でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これが効率がいいものかどうかということ考えたときに、今までいつから発電し始めて、今までの累計は分かれますか。

○星委員長 係長。

○斉藤水道施設係長 平成27年の12月、平成31年度まで、トータル約620万の収入となっています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、今まで投資したのが620万で、今回修繕で570万かかってしまったと。この570万円というのは丸々、この中で出るだけの話で、どこかから企業から修繕の理由があって保証が入るとか保険が入るとか、そういうところはあるんでしょうか。

○星委員長 係長。

○斉藤水道施設係長 小水力の基金としてためていますので、そこへしか使えませんので、ほかにはどこか補助とか保険とかいうのはもらっておりません。あくまでも売電した金額で修繕をしていくということでございます。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 水道事業会計の決算審査に関して、監

査委員からの意見書が出ていますよね。それについてちょっと確認させていただきたいんですが、11ページ、12ページが意見ということで載っていますのでちょっと開いていただいて、元年度に限ったことではもちろんないんですが、ここで水道料金の法人等の加算手続によって、当然債権が回収にならないという部分が、今回に関していうと、報告書を見ると30件。金額としては100万円程度なんです。

これを昨年と比較すると、昨年は件数的にはこの半分の15件、ところが金額的には1,000万弱、900万を超えていたわけですね。この今年と前年度の違いというのをちょっと教えていただけますか。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 昨年度、多かったということで、大きな旅館、ホテル等の倒産が入ったということで、1件当たりの水量が多いので金額も当然多かったというところで金額が大きくなっております。今年度については、この30件というのは、1回の請求で1件と数えていますので、実は年度の件数ではありませんので、ちょっとそこはあれなんですけど、ただ今回はそういったところはなかったというところで金額が低くなっています。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、この決算で言えば、今年ほとんどホテル等の倒産によって生まれる債権というのはなかったという理解でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 旅館、ホテル等も入ってはいますが、金額が少ないところだったということです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ということは、倒産とかそういうことがないというわけでいいですね。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 倒産でございます。倒産、3期分

ぐらいのところだったと思います。

○吉成委員 分かりました。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 3ページと4ページに資本的収支の収入支出、出ていますけれども、予算額から比べると決算額が補正予算は減って、そして、予算額による決算額の上限について、かなり下がっているということなんですけれども、これを企業会計にした理由は、そういう理由なのかどうか、理由をお聞かせ願えればと思います。減額になった理由。

○星委員長 予算から比べて減額となった理由。課長。

○河合管理課長 具体的なのが不用額が多かったところなんです。予算に対して決算額が少なかったということでもよろしいですか。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 そうすると、単に当初予算の見積もりが多かったからという感覚ですか。

○星委員長 課長。

○河合管理課長 入札公示の結果というところがあると思います。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 よろしいでしょうか。

そのほか質疑ございますか。

質疑の途中ではございますが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第10号 令和元年度那須塩原市水道事業会計決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第10号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

○星委員長 管理課、整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時16分

再開 午後 1時19分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎市民生活部の審査

○星委員長 これより市民生活部の審査に入ります。初めに、市民生活部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○鹿野市民生活部長 (挨拶)

○星委員長 ありがとうございます。

◇

◎環境課の審査

○星委員長 ただいまから環境課の審査に入ります。

環境課の皆さん、お疲れさまです。

環境課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

◇

◎議案第75号の説明、質疑、議

員間討議、討論、採決

○星委員長 議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井環境課長 （議案第75号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 14ページ、歳出の部分で、犬猫への避妊・去勢手術が増えてきているということなんですけれども、その理由を把握されていますでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらの制度、3年目ということになりましたので、いろんなところで周知活動をしているところもありまして、動物病院などでもこういう制度があるよということでお知らせをしているというのが要因として考えられるかなというふうに思っております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 これは基本的には飼われている犬猫で

すか。それとも、例えば猫とかなら野良猫に近いものを市民が連れてきてということも含まれるんでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 飼い猫、飼い犬ということになりますので、いわゆる地域猫とかそういったものについては今のところはまだ制度として補助しているというものではありません。

○星委員長 そのほかございますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 今のやつなんですけど、1世帯に一度だけとかそういう制限はあるんですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 以前は一年度につき1回という制限を設けていたんですけども、昨今の状況、多頭飼いとかというものを防ぐという意味で複数回、2回でもオーケーというような形で、今年度からそういう形で制度のほうを改正しています。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 2回以上もいいということですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 とりあえず、一年度2回までとして、近隣もそのような形にしているということなので、合わせております。

○星委員長 そのほかございますか。

質疑の途中ですが、ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了い

たします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第80号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第80号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井環境課長 （議案第80号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質

疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第80号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第80号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○室井環境課長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 決算で聞くのもあれなんですけれども、189ページ、食肉センターとそれから県のほうのセンターに関して、今、県のほうには、ここはもう閉鎖されて、大田原にある食肉センターは閉鎖になった、使っていないんでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 大田原にあります、広域で持っております食肉センターのほうは廃止になりまして、現在は芳賀町のほうに食肉センターが新たに稼働しているというふうに聞いております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、芳賀町のほうに今、分かるんですか、大田原に今まであったので、そこに利用していた人たちが、遠くなったんですけれども、そっちに利用している人は、利用している状況というのはどんな状況なのかをお聞かせいただけますか。

決算、その効果的などころを聞いている。支出に対して、支出をしている。支出しているわけで、ここに分担金取られているわけですね。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 新しい食肉センターのほうにつきましては、多分、農畜産課のほうが行って、そちらのほうでやるようになるかと思っておりますので、ちょっと私どものほうで細かいところまではちょっと把握しておりません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、すみません、そこは分かりました。

そうしましたら、190ページの狂犬病予防費、これ執行率は幾らになっていますか。

歳出決算なので、予算に対して決算はどれだけかということですね。

○室井環境課長 予防費全体ということではよろしいでしょうか。

○鈴木委員 まず、この30事業。普通聞くでしょう、執行率。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 狂犬病予防費全体で行きますと、98.3%の執行率というものでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと事前に調べたときに、予算が、当初予算ですけれども、3,904万円と出ているのかな。違うか、これ。

○星委員長 390万4,000円じゃないの。

○鈴木委員 そうです、当初予算。それが、今言っているところの488万5,929万になっているので、補正が組まれているということですか。そうすると98.3%でなるのかな。分かりました。勝手に解釈して了解しました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それから、同じ191ページの環境保全の、ここの10事業のところは299万9,000円というちょっと予算が出ていると思うんですけれども、これが138万3,000円とありますけれども、この違いというのは。

○星委員長 191ページ。

○鈴木委員 の1項5項目。

○星委員長 1項5項の。

○鈴木委員 環境保全総務事業費。

○星委員長 金額が。

○鈴木委員 当初予算が299万9,000円になる、これは調べたの。それが138万3,193円になっていて、そこが、その内容の、金額の違い。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらにつきましては、報償費の支出額が当初予算は130万4,700円ということで見ていたんですけれども、決算のほうは17万円ということで、こちらにつきましては新型コロナの影響で会議を開けなかったというものがございませ

て、執行が減っているというものでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解しました。そういうもの多いんですね。何か全体的に大分執行が何か減っているなというのがあったので、ちょっと確認しておきました。そういうことですね。

すみません、もうちょっと続けます。

そうしましたら、ちょっと気がついたので、193ページの環境、1項5目環境学習推進費（30事業）についても、当初多分106万5,000円だったと思うんです。それも今は64万8,000円でかなりこれだけ見ると執行率が下がっているんですけども、同じかもしれませんけれども、これについて説明を受けたいと思います。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらにつきましても、報償費の講師謝礼の減額とか、それからあと消耗品なんかの執行が少なかったというようなことが要因でございまして、決算額は64万8,000円ぐらいということになっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 講師謝礼は、先ほど申されたコロナは3月ぐらいから騒いでいるので、当初計画したことが3月以前のものであればそんなに変わらないんじゃないかなと思うんですけども、この払う予定だったのは、別に3月に事業があつて、それが消えたということで理解してよろしいですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 沼ッ原湿原の植物観察会というのが、大雨の影響によりまして中止になったというので、まず講師謝礼がその分、執行がなかったと。そういったところで、そういった事業に付随するような消耗品なんかも、参加費的なものも入札等を行った影響で若干安くなったという、そういう要因がありまして執行額が少なくなっている

というものでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それを私のほうで解釈すると、雨で事業が中止になったということで支出が減ったということですね。

○室井環境課長 それも一つの要因ということですね。

○鈴木委員 一つの。分かりました。

続けていいですか。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 その下の自然保護対策推進費（40事業）、これも当初予算725万4,000円という予算だったと思うんですが、これは約400万円です。この差についてはどういう事情でこういうふうな執行に、決算額になったんでしょうか。数字でちゃんと分かるように。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらにつきましても、非常勤の職員の報酬というところで研究会への委員の謝礼、こちらのほうを当初予算では470万円ほど見ていたんですけども、決算のほうを見ていただくと半額以下ということでもございますので、こちらについてもコロナの影響で会議ができなかったというものがございまして、支出が減っているというものでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そのコロナというのは3月だと思うんですけども、これ金額的に見たら半額以下じゃないですか。その3月に会議を集中していたということで理解してよろしいですか。会議ができなかった。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 年度末にいろんな調査の報告等をしていただくという関係上、どうしても会議のほう後半に偏ってしまうというものがございましたので、このような形になっているというもので

ございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 会議はずっと年間通してやっているんだったら、払わなきゃいけない部分だとか、報告の審査をして報告の内容によって、その3月によってここを半額以下に削るというのは、それはちょっと今の説明だと腑に落ちません。

○星委員長 係長。

○中山環境保全係長 動植物の調査につきまして、その会費だけではなくて、その調査員さんのほうが実際の調査のほうもしております、その調査の報酬もこちらのほうで予算化していたところではあるんですが、会議だけではなくて調査自体も、コロナが始まった1月、2月頃にその影響もあってもともと予定していた調査なんかも少なくなっているようですので、会議だけじゃなくて実際の調査自体なんかも減少になったことが、予算額と決算額でちょっと乖離がある理由の一つだと思います。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、別にいいんですけども、3月でコロナなので、その調査自体をその3月に集中して予定していたから、コロナのためにできなかったという説明なら分かるんですけども、調査というのは途中、当初から6月にやる、8月にやる、12月にやると割り振ってあると、そういうところにはならないと思って聞いているんです。その説明がちょっと腑に落ちないかなと思ってお伺いしているんですけども。

そこは、3月に全部、当初からその3月で現場を見て、そこで全部調査報告を受けるという予定でしたと言われれば、確かにコロナで変わるのも、できませんでしたという説明で納得します。そうなんでしょうか。

○星委員長 係長

○中山環境保全係長 調査自体につきましては、当然3月に集中してやるわけではなくて、当然年度当初から計画的に進めているところではあるんですが、当然今回のその予算と決算の乖離につきましては、この一因としましてはそのコロナというのがあるかと思うんですが、それ以外の理由でもともと予定していた調査の、何らかの理由でちょっと実施していなかったとか、そういった面もございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっとここはよく分からないんですけども、だけどこは分かりました。

次、195ページで、下の段で騒音大気汚染振動対策費、これは数字ではなくて成果として、この赤田工業団地に委託料を計上しているということですが、これについて検査しているわけですから、何か結果的に基準を達しているとか、何かそういった実態が結果として出ていたかどうか。その辺のところをお伺いします。

○星委員長 係長。

○中山環境保全係長 赤田工業団地の調査の結果ということになるんですが、調査結果につきましては全て基準値の内というんですか、という形で基準値を超えているとかそういったような問題はなかった状況であります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 以上です。

○星委員長 そのほかございますか。小島委員。

○小島委員 191ページで、市有墓地の施設整備計画策定調査支援業務ということで247万5,000円が使われたと思うんですけども、この、報告というのはどのような形で行われるのかお伺いいたします。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらの業務につきましては、報

告書のほうの一部になってしまうんですけども、ホームページのほうでも公開をさせていただいております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 195ページ、やっぱり水質調査をやっているわけです。特に地下水とか何かもやっているわけでござけれども、こういう地下水とか、その調査の目的とか、それと業務をやった後の何か問題点があったかどうか確認したいと思いたすが、お願いします。103万9,860円のその調査の内容の結果です。

○星委員長 結果がどういったものなのかという質疑でよろしいですね。

係長。

○中山環境保全係長 地下水の水質調査の結果というところなんです、18地点を調査しているところなんです、おおむねほとんどの地点ではその基準値を達した、基準値内であるんですが、一部の地点で、例えば大腸菌ですか、今度でいいますと大腸菌なんかちょっと基準値を超えてしまっているかというところが一部の地点ではあります、結果としては見られているところでもあります。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 水質調査の結果というのは、どんなところで公表しているのかということと、その後の対策、何か大腸菌は畜産関係ないのかなという感じはしないでもないんですけども、どういふふうな対応をしているのかお聞きしたいと思います。

○星委員長 係長。

○中山環境保全係長 この結果につきましては、個人の方の協力をいただいて水質調査をしているものですから、当然協力いただいた個人の方には結果についてのお知らせをしているところでござい

ます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 公表はどのような形でしていますか。

○星委員長 係長。

○中山環境保全係長 その公表、例えば市のホームページとかいう公表というのは、地下水の結果につきましては、ホームページの掲載とかまでの公表としていなかったようになります。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 公表しない理由みたいなものはどういふことなのかどうかお願いします。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 今まで公表していたものについては、公共水域という形で河川等だけということで公表させていただいたので、こちら地下水については個人のお宅の井戸水とかそういったものを取っているというところもあったものですから、特に公表はしていなかったんですけども、今後そういったことであれば、こちら調査した項目については公表する方向でちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○星委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 190ページの狂犬病予防費の中の犬の登録管理システム103万4,000円なんですけれども、これは当初ではなかったと思うんですけども、Windows 7だったところを10に直したという部分で、何台ぐらいのパソコンをこれ入れ替えたということですか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらにつきましては、昨年度、補正予算という形でご審議いただいたものですが、パソコン3台分ということで。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 これシステムということは、パソコンと、あとソフトもということですよ。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらにつきましては、ソフト、CD化されているようなものを購入したというものですので、それをインストールして使っているというものでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そのソフトは、これ専用の、犬の登録の専用のいわゆる、例えばシステムの人が作成したものであるということでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらにつきましては、専用の業者がつくったものということで、近隣の市町も同じようなシステムを導入しているというものでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 それは、3台設置するというものでよろしいのでしょうか。

○室井環境課長 はい。

○森本委員 分かりました。

以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、194ページ、193ページからの続きなんですが、40事業の一番上の委託料、その他委託料で、まずこの委託先を伺います。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 こちらにつきましては、昨年度、システムの構築をしましたパシフィックコンサルタンツという会社があるんですけども、そちらのほうに委託をしたというものでございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 大体こういうものの保守料というのは、この147万というのは一般的な金額なんですよ。

か。それとも委託するに当たって、入札とか、そういうものはされていないのでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井環境課長 先ほども説明したとおり、こちらのシステムを構築した会社とそのパシフィックコンサルタンツという会社になりますので、そちらで持っているシステムを市のほうで使わせていただいているということになるので、どうしても業者としてはここだけしかないということになるというところがございますので、金額としてはそのぐらいになってしまうというものでございます。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ではございますが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

会議の途中ではございますが、ここで15分間の休憩に入ります。35分から会議を始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎認定第8号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 認定第8号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井環境課長 (認定第8号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ありませんか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第8号 令和元年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

環境課所管の審査事項は以上となります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時40分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎廃棄物対策課の審査

○星委員長 ただいまから、廃棄物対策課の審査に入ります。

廃棄物対策課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第86号の説明、質疑、議員間討議、討論、採決

○星委員長 それでは、議案第86号 那須塩原市環境影響評価条例の制定について議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○亀田廃棄物対策課長 (議案第86号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 審議会委員という方は、どういう方がやる予定、想定していますか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 審議会委員想定ですが、大学教授ですとか、大学教授の中でも例えば自然科学ですとか、そういった学識経験者を想定しております。

○星委員長 そのほか。

鈴木委員。

○鈴木委員 この日当、日額が7,400円なんですけれども、それでそういう大学のそういう学識者の方をお呼びする。これは交通費なんかもこの中に含まれるという形でよろしいのでしょうか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 日額7,400円、交通費については別途支給させていただきます。7,400円という格好ですが、環境審議会も7,400円でしたし、そこと合わせさせていただいております。事前に幾つか大学のほうに御相談させていただいたときには、7,400円でもやっていただけると、額は聞かれなかったという大学教授の先生もいらっしやいます。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あと、そのもうちょっと確認したいんですけども、この会議の時間、大体どれぐらいで想定しておられますか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 そのときの議題にもよるかと思いますが、おおむね2時間ぐらいはかかるのかなと想定しております。

○星委員長 それでは、ここで議事進行を副委員長と変わります。

(委員長、副委員長と交代)

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 こちらの条例を策定するに当たりまして、この環境、16ページの第2条の、目的の第2条の(2)、16ページです。16ページです。条例の制定についての16ページの、すみません、定義ですね、定義の第2条の(2)太陽光発電と、あと最終……。分かりますか。16ページです。一番最初の対象事業のところでは。

第2条の対象事業のところは、太陽光発電と、あと廃棄物最終処分場とありますが、こういったことは今後、設置または変更ということで書いてあります。設置の許可という、こういったもの、工作物につきましては、設置の許可というものは県知事になるのかと思いますが、市がこの条例を制定するに当たりまして、その県とのやはり連携はどのような形で考えていくのか。

また、県のほうで許可をした場合に、市のほうで、その評価委員のほうでこれはふさわしくないと評価が出た場合に、それを県のほうにまたそういった結果が出たということで連携をしながら進めていくのかどうか、そこをどうなのかお聞きしたいと思います。

○山形副委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 県との連携という話ですが、事前に県のほうには相談をさせていただいております。正式な相談については、ちゃんと条例が制定後に改めてタイムスケジュールやりましょうということで、もし本議会で成立するようでしたら、10月以降に県の担当のほうとは協議させていただけるということになっています。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 そうしますと、これが県が許可した事業が、その市の条例とちょっと合わないといった場合には、例えばこの認可をしない、市としては認めませんよということも今後、考えられるのでしょうか。そういったことも含めてなんです。

○山形副委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 まず、アセス自体が事業に先立って行われるというものを想定しておりまして、その中でアセスに適合するように評価して、アセスの中で当然各種条例、県からの取れるような形で検討していきます。

また、県のほうで例えば市でこれは駄目ですよというふうにしまして、県のほうからこれで大丈夫ですになった場合なんです、例えば林地開発の許可が必要かと思しますので、そちらのほうで環境保全の事前の措置がなされていないということで、アセスメントに従って環境保全がなされなかったら、そちらのほうの許可を出さないように進めたいと思っております。

○山形副委員長 それでは、議事進行を星委員長に交代します。

(副委員長、委員長と交代)

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 環境アセスはもともと大分前からやっていますよね。当然栃木県も改正改正で来ているわけですが、今回、那須塩原市がこの環境影響評価条例、アセスメント、これをつくるに至

った根本的な、目的は分かりますよ、書いてありますから。理由をお聞かせください。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 根本の目的というお話なんです、やはり那須塩原市の地域特性といたしまして、今まで産廃施設が多く設置されて、それに対する市民の不安が多く、さらに近年について太陽光がどんどんできて、それに対する市民の意見があって、今はこちらが一番あると思いますが、そちらが強いと。

その中で、こういった条例を出すことによって、市民の理解と、少しでも環境に配慮した事業になることを目的と、目的というか根本的な理由としております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そこで聞きたいのが、結局4月ですよ4月に太陽光に関して言えば地域との調和ということで条例をつくったんです。あの中では取消しまでうたっているわけです。その条例は。

そうすると、今、委員長が聞いたように、環境アセスですから、当然事業を始める前の調査ということになるわけですが、その整合性がいまいちぴんと来ないんです。そこは既に県との協議がされた上でのこの今回の条例のつくりになっているんでしょうか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 おっしゃるとおりで、県との協議は事前にしておりまして、制定させていただきます。先行条例に関する環境課のほうとも打合せをしております、そちらについても整合性は取れるようにしていきたいと思っております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今、細かくは、もうこれだけ条立てが多いので、全てを目を通しているわけではないんですけれども、この中で、最も重要と思われると

ころというのはどこなんですか。何条の何というのが一番重要なんでしょうか。例えば、7条あたりでいけば、これ本当に配慮書というのを作成するわけですよね。その中では計画段階の配慮事項ということで調査、それから予測及び評価の結果の取りまとめなどを書いてあるわけですよね。言葉だけ読むと、何が何だかよく分からないんですけども、こういったところが大事なのか、どこがポイントなのかちょっと教えていただきたいと思っています。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 どこも重要かとは私は思っているんですが、その中で、委員おっしゃった7条の計画段階配慮、その事業をするに当たって一番最初の段階で環境に配慮してもらおう、その中で住民に説明会を開いてもらったり、環境保全の意見、その他にもいろんな意見も非常に事前に取り入れると、ここが重要だと考えております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、太陽光のほうを先に聞きますけれども、そうすると、那須塩原市がこの4月に施行した太陽光事業者と地域との調和に関する条例、これと今回の環境アセスでいくと、当然環境アセスが先にあって、その後、4月に施行された那須塩原市の条例が今度は効力を発するという捉え方でいいわけですね。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 おっしゃるとおりです。まず、アセスをやっていただいて、事業が決定した段階で太陽光条例の事前協議をちゃんと進めていくように考えております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 あと1点は、今のは定義のAの部分ですけども、今度はイの部分の最終処分場の件になってくるわけですが、これまで最終処分場に関

しては、何ぼ市のほうが県のほうに申入れをしても、やはり最終的に許可が下りてしまうというのが実態だったんですね。それは、抑止というのは相当この環境アセスができることによって、抑止は働くというふうに捉えてよいでしょうか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 抑止は働くと思いますし、当然委員おっしゃるとおり、市のほうでつくらせないというのは難しいと思うんですが、その諮問とまではいかないかもしれないんですが、その中でも少しでも住民の意見を反映して環境に配慮した事業ということで制定させていただく予定です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ここには、当然事業者の責任、市民の責任、そして行政の責任というのがうたわれているわけですけども、当然行政の責任という部分がこの条例の中では、皆さんつくるに当たって、相当精査されてつくられていると思うんですが、特徴的なものってありますか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 特徴的なものという質問で、他市の条例に比べてということによろしいですか。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 使いたくないんですけども、最終処分場の銀座なんて呼ばれている地域もあるわけですから、そういう特異な部分があるんだと思うんですよ。この那須塩原、特に旧黒磯に関して言うと、ですから、この最終処分場の設置に関して言えば、行政として、市として、非常にこの部分は力を入れたんだという、行政側の責任として。そういったものがこの条例の中にどこか特徴的なものがあるのかなということをお聞きしています。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 特徴的な部分ということなんですが、最終処分場全てという形で規定しております、ほかの他県とか他市の条例ですと条件があつて厳しくしたこと、その中で全てということで、厳しくしたことについては市の責任で条例がつくられたと思っております。

○吉成委員 以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

吉成委員。

○吉成委員 ちょっと意見を。今質疑で明らかになった点がありました。特に最終処分場に関しては、面積要項、距離要項、そういったものがこれまで県のほうで出されていたものが本市において環境アセスで条例としては一切なく、そういう基準を設けずに全て、上がってきたものに対してはこの環境アセスの条例に当てはめて必要な書類を添えて出していただくという、そういう観点からすれば、相当この条例は効果を発揮するんだろうと思います。そこは非常に期待をしていきたいと思えます。

あとは、そうはいつでも、もう百戦錬磨のような業者も当然いるわけですから、相手方がどういう業者なのかということを知るといことも非常に大切ではないかなという気がします。

この条例に大いに期待をして、設置をすることには賛成といたします。

○星委員長 今の吉成委員の意見についてほかの委員の意見を伺います。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ほかに討議すべき内容はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ほかに討議すべき内容がないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑も終結したいと思いますが、ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 那須塩原市環境影響評価条例の制定については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、議員間討議、討論、採決

○星委員長 続いて、議案第89号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○亀田廃棄物対策課長（議案第89号について説明）
それでは、議案第89号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書は34ページからになります。

本案につきましては、非常災害に伴い、現在稼働中の市内の一般廃棄物処理施設では処理できない大量の災害廃棄物が発生した場合に、廃棄物処理法で規定があります特例を利用できるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、一般廃棄物処理施設を設置する際に、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果の縦覧及び利害関係者からの意見書の提出の方法を定めるものでございます。

施行期日は令和2年10月1日でございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

議事進行をここで副委員長と交代いたします。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 この廃棄物処理の清掃に関する条例の一部改正についてですが、近隣の市、災害廃棄物もたしかこの中に入っていたかと思うんですが、近隣市との連携というのが入っていなかったと思いますが、こういったことは、連携というのはこの中にも含まれて考えられているものなのかどうかお聞きしたいと思います。

○山形副委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 近隣の市との連携というところでありますけれども、市の計画に係る部分に関係してくるんですが、今、県のほうで協定を締結しているのがありまして、それをちょっと幅を広げる形で、関係の自治体で協力してやって

いまいしょうというものがありますので、それに乗るような形で考えておりますので、また庁内のほうでは規定のほうは考えております。

○山形副委員長 議事進行を星委員長に交代します。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 質疑がないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第89号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第93号の説明、質疑、議

員間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第93号 那須塩原市災害廃棄物処理計画についてを議題といたします。執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○亀田廃棄物対策課長 (議案第93号について説明) それでは、議案第93号 那須塩原市災害廃棄物処理計画について御説明申し上げます。

資料是那須塩原市災害廃棄物処理計画という冊子です。別冊です。冊子状のデータをご覧ください。

本計画につきましては、大規模地震や集中豪雨などの自然災害に伴い発生する廃棄物の処理に関する基本的な考え方や処理方法等につきまして整理し、災害時における廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理することを目的としまして策定するものでございます。

計画の主な内容としましては、災害廃棄物の処理の基本方針、組織体制、関係自治体との連携、生活ごみ、避難所ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理方法等を策定するものでございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

吉成委員。

○吉成委員 では、計画書の12ページ、被害想定に基づく災害廃棄物の発生量ということで、想定される災害ということで、ここに書かれています。ここでは、地震であれば、那須塩原市は直下型でマグニチュード6.1、もう一つ水害であれば、平成10年8月の那須水害、それを想定しているということのわけですけれども、近年の災害でいえば、例えば、台風が大型化してきているとすると台風も考えられる、それから、ここにも記載はありま

すけれども、例えば以前茂木とかで起こった竜巻被害、そういったものも当然考えられるわけですね。そういう中で、今回、この想定するものが地震とそれから那須水害の2つに絞っているというか、そこはどのようなふうな検討の中からこれを想定しているんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 今回、想定しているものの中で、災害廃棄物の発生量が最大でどのくらい出るであろうということで、今回、県の資料に基づく地震の値を使わせていただきました。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今の説明、地震のですか。ということは、ここでうたわれている水害に関しては、もう平成10年8月那須水害のそれが全てということですか。それと先ほど聞いたように、この2つの災害を想定していますけれども、ほかの災害もあるでしょう。そちらの検討はしなかったんですかということです。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 個別ごとの災害に伴う発生量、それぞれあると思うんですけれども、災害を最大で見て、どのくらいの規模のものを想定するのかという中で、今まで過去にあった災害の中での最大の数値を取ったもので、処理計画をどうしていきましょうかということで計画となっていますので、当然、災害規模の大小によらず、この計画の当然対象になってきますし、処理ルート等についても同じような考えで処理のほうはしていきたいと考えております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 最近使われていたもので、ここ三、四年でしょっちゅう使われる言葉に想定外という言葉があるわけですね。これは想定外も含めたものの産業廃棄物処理計画になっているんですか。

しょっちゅう想定外という言葉聞くじゃないですか。逆に言うと、そこが想定されていないと、計画が成り立たなくなるわけですね。そこはど
ういうふうに捉えてこの計画というのは考えたんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 確かに委員おっしゃるとおり、全ての災害に対応できるような形でこの計画を使っていければということで考えています。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、ちょっと先に進ませていただいて、例えば熊本地震なんか我々は映像でしか見られませんが、実際に映像を見ていると、その後の災害廃棄物の処理の置き場ですね。仮置き場。これに非常に困っているというのが行政の人たちのインタビューにまで出てきていたというのを鮮明に私覚えてはいますが、今回、51ページ、ここに第4施設として仮置き場という項目があるわけですね。これを見ますと、その後レイアウトが53ページに載っています。これは1haということで、一応こういう感じでレイアウトを考えていますというふうになっているわけですが、現実的にこれらというのはこれまでの災害で仮置き場を設置をして、うまくいった例としてこういうレイアウトというのは載っているんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 今回、この計画を策定するに当たりまして、環境省のモデル事業のほうに参加させていただきまして、計画のほうつくらせていただきました。コンサルさんが入っているんですけども、当然コンサルさんも事例に基づいて、こういったレイアウトがいいんじゃないかということで資料をいただいた中での今回の計画のレイアウトという形になっています。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 コンサルというのはどういうコンサルですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 環境省のほうの委託を受けた廃棄物のスペシャリストということでこういったものを得意としている分野のコンサル業者のほうに出しています。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 実際にその仮置き場の選定ということでここに載っているわけですね。それはページ数が打っていないので分かりにくいんですけども、資料の31となっていますかね。ちょっと後ろのほうを皆さんよかったら開いてもらって。ページ数が載っていないんです。下に資料と書いてあるでしょう。その3の11というちょっと後ろのほうになっちゃうんですけども、そこに、仮置き場の候補地リストというのが入っています。地域別にこういうふうになっているわけですが、これらはそれぞれチェックリストがありましたよね。こういうところは適切じゃありませんよというのがありましたけれども、あれが全てをパスしている、それで一応選定された仮置き場ということでよろしいですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 チェック項目のチェックを照らし合わせながら、あとは、今回載っているのがのが市有の施設ということで載せさせていただいてまして、管理の所管の部署とも相談しながら今回リスト化させていただいたところです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 1点だけ確認させていただきたいんですが、6月5日に県のほうから想定ハザードマップ追加の部分で、那須塩原市だと熊川のデータを出されたんですね。浸水に含まれますよと。そう

すると、マップが非常に見づらいので明確ではないんですが、今回指定されている東那須公園の駐車場、一部浸水リスクに含まれているように見えるんですが、それはチェックされて、そういうことではないということですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 こちらチェックのほうはしてはいないんですけども、災害の発生場所の状況によって仮置き場の指定を変えていく手法を取ります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 最後。実際に災害廃棄物、ごみが出ます。そのごみの量として算定する際に算定式というのがあるわけですけども、今回、那須塩原市のこの計画では、平成27年9月に関東・東北豪雨、その際のものを用いていると書いてあるんですけども、これは一般的な計画を立てる際には、最近はその辺の豪雨災害をモデルとして量を計算しているんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 先ほどコンサルの話をさせていただいたかと思うんですけども、いろんな災害のデータを基に、経験等もありますので、そういった形で関東・東北豪雨の数値を使っているという形になっております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃ、資料の1の4とか資料の1の5に載っているのは、これは計画を立てる行政サイドによっては、当然いろんなものを事例として算出根拠として使っているということでもいいわけですね。これが全国的に使われているという意味ではないんですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 おっしゃるとおり、那須塩原市内に限定した形を想定という形をとって

おります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 問題なのは、この計画がすぐあしたにでもあさってにでも災害が起こった際に、対応できるのかという確認をちょっと。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 おっしゃるとおりなんですけれども、今回計画のほう出させていただきますけれども、本当に重要な部分というのが、これから対応していかなくちゃいけないマニュアルであったりとかそういったところですね。細かく決めていく部分、そちらのほうが重要になってきますので、そちらのほうの県のマニュアルとかもありますので、整合性とりながら進めていきたいと。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 本当に最近大きな災害がたくさんありますし、今回の塩原に関しても犠牲者が出てしまったわけですけども、あれが全域になった場合には、もう本当にすごい災害になっちゃいますよね。幾らこの計画があっても、やっぱり早く実施できるようなマニュアル、そういうところを早くつくってもらわないと意味がなくなっちゃうのかなと思いますね。

以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 私も全然事細かく見てきたわけではないんですけども、その中で、資料の19は、今回の質疑の範囲に入っていますか。各避難所における仮設トイレの目安を設置するとなっているんですけども、これは今回の範囲の中ですか。ページが資料の1の9と書いてある。

○星委員長 (4)の避難所のトイレの目安の設置数ですね。

○鈴木委員 ということはお伺いしてよろしいですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 こちら表に記載のあるとおり、目安として載せさせていただいているんですけども、50人当たり仮設トイレ1という形で算定のほうはさせていただいております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 質問します。50人当たりの前に、使用可能人数と書いてあるんです。今コロナになったので、これがコロナ前にできた算定ならばコロナ後の算定かによっては、密となることを考慮したのかどうかだけちょっと伺いたかったんです。その他のことは分かりました。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 計画段階では、コロナ禍と言われる前につくっておりますので、こちらに出ているのはコロナ禍を考慮していないという形での数字となります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そこは大事だと思うんですよ、これからね。コロナが終息すれば、これに戻る可能性もあるんですけども、ただ、災害が大型化してる、もしかしたら、議長が言うようにあした来るかもしれない、あさって来るかもしれない中で、そこはどのように考えておられますか。この人数に対してコロナが来たらこれではパンクしちゃうのではないのか。収容人数、トイレの数も合わなくなってくるんじゃないかとか、この計画書はこのままでいいのか、そういうことが起きたらどういふふうに対応するのか。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 あくまでもこちら、トイレの目安の設置数ということで、社会状況が例えば黒磯小学校最大369とかなっておりますが、防災

会議の中で、コロナを考慮して100人になるとなると100割る5のトイレの設置数にすると、そういった使い方をするものでございます。50でした。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入りたいと思います。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第93号 那須塩原市災害廃棄物処理計画については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第93号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第75号の説明、質疑、議員間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○亀田廃棄物対策課長 （議案第75号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、議員
間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○亀田廃棄物対策課長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりました。

それでは、ここで15分間の休憩に入ります。

会議開始は、3時50分に会議を始めます。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時50分

○星委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 202ページ、4款2項3目のごみ処理費なんですけれども、先ほどおっしゃっていたように、30年度決算額で言うと1億7,900万円が3億5,200万円という、増えていますよということなんですけれども、これはちょっと気がつかなかったんですけれども、この前、監査委員が経常経費が、ここは70万円から80万円、それが99%上がってしまったと。これについては、経常経費でも問題があると言われたのは、今回上がってしまった。その原因が何かということで報告があったのが、この家庭ごみ収集費が上がっていますよと。あと

は同じですという説明だったんです。それで見てみたら、すごいですね。

市のごみの量というのは、本当にそんなに変わっていないんじゃないかと思います。それに対して、これだけ倍近い、1億8,000万円だった決算額が、倍近いんですよ。上がったということに対して、何かごみの量が増える、減っても、この金額は委託料に入らないでしょうから、これについて無駄がないかどうか、費用対効果がちゃんと出ているかどうかのあたりの説明をしていただければと思うんですけども。これは予算じゃないので、決算だから、そういう聞き方しかないんですけども。

○星委員長 課長。

○亀田廃棄物対策課長 費用対効果ということにはなっていないのでございますが、まず家庭系ごみ収集運搬業務、こちらで設定する際、ほとんどが人件費と、あと自動車車両整備費で、基本的に必要なものでございます。それで、すごい安くできたり、すごい高くできたりするものではないところから、予定価格に対する入札額を見ても、費用対効果を大きく逸脱するものではないという認識でおります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これは今年からどういう契約でしたっけ。これについては、来年も再来年も同じような金額でいくと。これに対して市民のごみの分別とか、そういうことで、減量はしていかなければならないと思うんですけども、この費用については、決算で来年も再来年もこのまいくことについて、この費用は、今の段階では妥当だろうということと受け止めるしかないんじゃないかと思うんですけど、そういう理解でよろしいですかね。自己完結しました。

○星委員長 そのほか

小島委員。

○小島委員 199ページで、不法投棄巡回監視事業というものをやっていると思うんですけども、現在、不法投棄を防ぐために、不法投棄監視カメラを使っているんだということですけども、現在、不法投棄の監視カメラというのは何台あって、その効果みたいなものは出ているのかどうか、まず聞きたいと思います。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 監視カメラの数ですが、保守点検のほうで3台保管しております。そのうち1台は現在設置中です。効果というとそれを見て犯人がつかまったとか、そういうことなのかなと思うんですけど、残念ながら、それで今のところつかまっています。どうしても発生が多いため、抑止的につけたりするものですので、なかなか潜在的につけるのは難しいと思います。

以上です。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 前にですけども、自治会の監視カメラをつけるような補助申告もあったんですけども、備品購入費というのは、自治体が監視カメラをつける購入費という考え方でよろしいんですか。

〔「生活課の事業」と言う人あり〕

○小島委員 生活課、じゃ、あれですね。じゃ、失礼。分かりました。結構です。

○星委員長 そのほかございますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 200ページなんですけど、廃棄物対策事業費で、安全協議会のその下に戸田地区環境保全委員会及び細竹・戸田地区合同環境保全委員会ということで2つの団体に補助金を出しているんですけど、両方とも戸田地区というふうなものが明記されているんですけど、これは戸田地区の方々にも二重に補助金が支払われているということですよ。

ろしいんですか。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 戸田地区環境保全委員会と細竹・戸田2つ団体があるという話ですが、補助金自体は最終処分場の設置に対する周辺住民に対して交付されるものです。戸田地区、細竹・戸田と2つあります2か所、戸田地区は処分場が集中しているから2団体に交付しております。

それで、保全委員会という地元の環境監視員さんでつくっていただいております、その団体に交付しております。どうしても環境に特に興味を持っている方というのは重複する可能性もあるんだと思うんですが、別団体に交付するような形になっております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 先ほどの戸田地区の環境保全委員会は何名いるのと、どういう活動の内容をしているのか。その下の細竹と戸田地区の環境保全委員会の方々も何名ぐらいいて、どんな活動をしているのか教えてください。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 メンバーの総人数というのは、ちょっと手元に資料がないのですが、主な事業につきましては、団体の中で監視員をしております、処分場の例えば一般廃棄物を入れていない、そういったことの監視をされておまして、その監視に当たってくれた方の人件費、こちらが主な支出になっております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、このお金は全て人件費ということでしょうか。何人いれば、その単価が多分出ると思うんですけれども、それは出てこない。

○星委員長 係長。

○鈴木産業廃棄物対策係長 それは監視に対する報

酬、あと役員とか事務員に対する報酬、そういったものがメインになっております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 すみません。確認させていただきたいと思います。

202ページの先ほど説明いただいた指定ごみ袋が今回の決算では前年よりも500万円ほど減っているわけですね。これはイコール減量化につながったということですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 ごみ量の減量というわけではないんですけれども、ごみ袋の製造枚数が減ったことによりまして、委託料が減少したという形になっております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 その減った理由。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 発注の数と在庫管理の関係です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 先ほど鈴木委員が質疑されておまして、今度、家庭系ごみ収集の委託料の件なんですけど、これは確認なんですけれども、多くの自治体では行政が組合をつくって、そこに随意契約を行っているというのが一般的なやり方ということなわけですか。

○星委員長 係長。

○伊藤一般廃棄物対策係長 実は平成26年度の最高裁判決がありまして、平成27年に環境省通知が発表されています。この業務はおおよそ競争させるべき性質ではないというものが発表されておまして、それで全部の自治体に一斉にやったかどうかはちょっとあれなんですけど、こういうタイミング、タイミングで随意契約を考えていくものと考えております。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

廃棄物対策課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

その他として委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 執行部からは何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○星委員長 それでは、その他を終了いたします。

以上で廃棄物対策課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入替えを行います。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時03分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎生活課の審査

○星委員長 ただいまから生活課の審査に入ります。生活課の皆さん、お疲れさまです。

生活課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

—————◇—————

◎議案第75号の説明、質疑、議

員間討議、討論、採決

○星委員長 議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○君島生活課長 （議案第75号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど下半期分の電気代ということなんですけれども、そうすると、これ1年間にトー

タルすると、これは21万円というのは、経常経費的な発生になるということで理解してよろしいですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 リンクしたような形で経常的に発生すると考えております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 今、15ページ、公共交通のコロナ感染症対策というんですけれども、どんなやり方を指導して、それで50万円を支給するという、この関係をちょっと教えていただきたいと思います。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 先ほどちらっとお話ししましたが、事業者の方に安全対策ということで、検温マニュアルであったりとか、それから乗務員の方が乗務前に検温していただくとか、それから接触確認アプリCOCOAを活用していただくということで、ある意味、今現在、もうやっていらっしゃる部分もあるのかなと思うんですけれども、さらに那須塩原市の公共交通のバス、それからタクシーというものを担っていただいている事業者の方に、さらなる安全対策という形でやっていただきたいというふうに思いまして、このような形で50万円ということで計上するという形で支援をしてきています。

○星委員長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○君島生活課長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形副委員長。

○山形副委員長 97ページなんです。那須塩原地区防犯協会178万7,000円、その協会の方はどのよ

うな内容の仕事がされているか。

[発言する人あり]

○山形副委員長 97ページ、那須塩原地区防犯協会の方、178万7,000円なんですけど、どんな活動内容をされているか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 地区の防犯協会ということで、協会長につきまして市長になっています。那須塩原警察署管内におけます関係団体と連携しまして、保護活動であったりか、啓発活動であったりとか、そういったものを地域の実情に合わせましてやっているような状況です。ちなみに年末になりますと協会長であります市長を中心にしまして、吉成議長にもお世話になりまして、年末の防犯活動ということで、黒磯駅前であったりとか、西那須野地区、塩原温泉地区、それから関谷地区等々においての防犯、年末気をつけるといった形の啓発活動ということを実施させていただいています。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 交通安全協会の方々とちょっとかぶっちゃってちょっとあれかなと思って、今で分かりました。

その上のところに幼児対象誘拐防止巡回指導と、こちらもあるんですけど、どういう方がやられて、それだけの効果を上げているのかどうかお伺いします。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 こちらにつきましては、県内の幼稚園であったり、それから保育園ということで、まさに子どもさんたちに対するということで、誘拐事件の被害防止教育車まもる号という車の名前ですね、これで指導等をさせていただいています。申し訳ありません。よろしくお願ひします。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 青パトとはちょっと違うというこ

とでいいですか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 申し訳ありません。ちょっと青パトとのほうとはまた少し違った部分もありながら、大きな意味の中では青パトなんかも導入、活用しながら防犯という形につなげてやっているところなんです。

○星委員長 山形委員。

○山形副委員長 そうすると、この41万9,000円はほぼほぼ人件費とかそういったもので賄われているということでしょうか。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 この中で、申し訳ありません、どんな形でということの細部まで申し上げる資料を持っていないような状況で申し訳ありませんけれども、副委員長おっしゃる形になるかと思ひます。

○星委員長 ほかにございますか。

相馬委員。

○相馬委員 95ページのゆーバス・ゆータク運行事業、40事業のところ、前年度対比3,000万ほど下がった理由が補助金下がったという御説明に聞こえたんですが、補助金下がった理由を御説明いただければ。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 今現在、ゆーバス・ゆータクという形で運行しているかと思うんですけども、平成30年10月にゆータクの場合は予約ワゴンバスというふうな形で運行をしておりました。その切り替えたことによって、そちらの中でメーター精算方式と実際にタクシーの実車分の費用を払うというような形等々の改善を進めさせていただきたいことによりまして、運行事業者への活動補助金という形での支出のほうが減ったという

逆に利用状況をちょっと申し上げますと、ゆータクですと、ここにありますように昨年度1万

6,276人ですね、1年前は1万2,164人ということで、利用者のほうは少しですけれども、伸びているような状況。また、ゆーバスにつきましても15万8,947人できて、14万7,149人ということで、こちらのほうが若干ですけれども、利用が下がっているということで、なかなかうまい形の解決策というのがぱっと出るというのは難しいかと思えます。少しずつその改善をしながら取組ができていく部分があるのかなというのは、この数字等を見た中で言えるのかなというように。

○相馬委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 関連ですけれども、生活バス路線維持費というのもやっぱり500万近く下がっているんですけれども、これの要因について御説明いただければと思います。

○星委員長 課長。

○君島生活課長 こちらにつきましては、交通状況に対するバス運行対策、それからバスに関する国と県との補助になるよと。それから、生活バス路線維持について県との協調であるよということで、地域を支える路線バスだということで、国、県と市という形で、協力をしながら運行しているというような形になるかと思えます。その中で一つ一つしていくとこういう差があるのかなと、一つ大きく言えるのは、先ほどのゆーバスなんかもあるのかなと思うんですけれども、経常収入部分が一方で増えていますね。その代わり対象となる経費の部分、派生している部分、そして、トータル的な形では560万程度の金額として増、前年比に対して押した部分があるのかなという、ちょっと大きなくくりでの説明になってしまうんですけれども、そんなところが言えるのかなという。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございませんか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきと決しました。

生活課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 4時50分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本日の審査が終わるまで、このまま審査を続け

てよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

—————◇—————

◎市民課の審査

○星委員長 ただいまから市民課の審査に入ります。
市民課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から提案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○大澤市民課長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありますか。

〔発言する者なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員から意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

市民課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時06分

再開 午後 5時07分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎気候変動対策局の審査

○星委員長 ただいまから気候変動対策局の審査に入ります。

気候変動対策局の皆さん、お疲れさまです。

初めに、局長から御挨拶をお願いします。

局長。

○黄木気候変動対策局長 （挨拶）

○星委員長 気候変動対策局については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、

ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。



◎議案第75号の説明、質疑、議

員間討議、討論、採決

○星委員長 議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。局長。

○黄木気候変動対策局長（議案第75号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 ただいま歳出のところプロポーザルによるというふうなことだったんですが、何者ぐらいの予定なんでしょうか。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 ただいま募集を締め切られて、現段階では7者が手を挙げております。

○星委員長 ほかに何かございますか。

吉成委員。

○吉成委員 ちなみにどういう関係の会社がプロポーザルに手を挙げていますか。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 地元では地元のコンサルとかとされている、ある分析会社、あと、県内でも、やはり分析会社とかコンサル業者が多くあります。実は7者といたしても、この事業が広範囲にわたりますので、要は連合みたいなものを組んでいるわけですね。その代表となるのは大体コンサル会社で、それにいろんな会社がかついているという形になっています。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうですね、これ実際に本会議で質疑も出ていたわけですが、ここで見るとそうやってそれぞれ解決するためのエネルギーの活用であったり、地域のエネルギーの理解の促進であったり、それから合意形成支援、これ具体的に言うと、それぞれ3項目あるんですけども、何をイメージしたらいいんでしょうか。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 我々が補助申請の際、書いたものにおきましては、まず実現可能性のほうについては小規模バイオマス発電、オンサイトと言って、例えばここでいうと長寿センターなら長寿センターの、そこに小さいバイオマス発電を置いて、そこで利用できないかとか、あとは関谷地区の牛ふんなんかありますよね。そこからバイオマスガスを取り出して発電できないかとか、そういうものをまず実現可能性調査としてやります。それと併せて地域新電力というものが導入できないかということについても採算性とかを調査したいと思っています。

一方、理解促進、合意形成というのは、それに伴いまして、関係業者さんであるとか市民の業者さんであるとか市民の皆様とかにいろいろお教えしたり、もしくは協力してもらわなくちゃいけないので、そのための例えば説明会というところもおかしいですね。ワークショップを開いたりとか、そういうものをやっていただくという事業でございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 実際に実現可能性の調査で今、これは質疑の際に、それから今も局長のほうから説明いただきましたけれども、これまで例えば木質バイオマスであれば、以前、予算づけまでして、残念ながらできなかったわけですね、アグリパルで。

それから、家畜ふん尿に関しても、あるところが入って実験はやりましたけれども、形にはならなかった、今でも覚えていますけれども。

そういったものがあるんですけれども、今回はその調査というのはどの辺までいくのか、よくわからない。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 過去にそういう調査をやったというのも存じておりますし、どういう課題があるかというのもある程度分かっております。今回はその一歩踏み込んで、課題を解決できないかということで、その課題を解決すれば実現できるわけですね。そこまで踏み込んでやりたいと思います。例えば牛ふんのバイオマスであれば、

というのが必ず出ていますよね、高度処理ができないか。もしくは木質バイオでしたら、安定したバイオマスの資源をどうやって受け入れるとかとか、それから、そういう小規模な木質バイオマスの発電だと、電気だけじゃ駄目なんですよ。熱を使います。熱が使えるのはどこだとか、そういうものをもう一歩、二歩踏み込んでやっていきたいなというふうに思っています。

○星委員長 そのほかございませんか。

小島委員。

○小島委員 非常に期待している事業だと思っているんですけれども、この事業を、今回のやつは期限的には来年の3月までに終わらせるのか、スケジュールみたいなものをどういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 今回ののは環境省の補助事業でやりますので、年度内で成果が必要となります。そのために9月補正でこの予算が通ったと同時に多分、調査してくれる業者を選考できると思いますので、契約をして、2月を目安に調査を終

わらせて3月で実績報告できるところまでは持っていきたいと思っています。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 宇都宮大学とももう既に始まっていますけれども、これとの関係と、これ今回の事業との関係というのはどういう形で進めていくかお伺いしたいと思います。

○星委員長 局長。

○黄木気候変動対策局長 宇都宮大学とやっているのはまた別の、まるっきり別の事業でありまして、あちらは適応策の調査検討です。こちらはどちらかという緩和の観点から、地域循環共生圏という、緩和プラス、つまりCO₂の削減ですね。緩和プラス地域の経済的な自立性、循環を持っていこうというもので、直接の関係はございません。ただ、多分どこかにつながってくると思います。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

質疑の途中ではございますが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、

これより採決いたします。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
局長。

○黄木気候変動対策局長（認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

気候変動対策局所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時21分

再開 午後 5時22分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

○星委員長 委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 事務局から何かありますか。

○鎌田書記（事務連絡）

—————◇—————

◎散会の宣告

○星委員長 以上で本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時22分

建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）
及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和2年9月15日（火曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	星 宏 子	副委員長	山 形 紀 弘
委員	小 島 耕 一	委員	森 本 彰 伸
委員	相 馬 剛	委員	鈴 木 伸 彦
委員	玉 野 宏	委員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

産業観光部長	富 山 芳 男	農務畜産課長	渡 辺 直 次 郎
農務畜産課長 補 佐	佐 藤 裕 之	農業振興係長	青 木 洋 人
担い手支援 係 長	広 瀬 美 香 子	畜産振興係長	星 野 卓 央
農業再生 協議会 副 主 幹	平 山 隆 美	堆肥センター 所 長	柳 崎 修 造
農林整備課長	室 井 正 幸	農林整備課長 補 佐 兼 農村整備係長	村 木 和 夫
林務係長	伊 藤 好 美	地籍調査係長	須 藤 俊 一
商工観光課長 (DMO担当)	高 久 修	商工観光課長 補 佐 兼 商工係長	井 上 早 人
観光係長	石 川 敦 史	企業立地係長	植 木 智
観光振興 センター所長 (DMO担当)	和 氣 広 美	まちなか 交流センター 館 長	大 野 薫
まちなか 交流センター 副 主 幹	小 池 雅 之	農業委員会 事務局 長	田 代 宰 士
農業委員会 局長補佐兼 農政係長	村 松 隆	農地係長	佐 藤 博 之

出席議会議務局職員

書 記 鎌 田 栄 治

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔農林整備課〕

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔商工観光課〕

- ・議案第92号 契約の変更について

予算常任委員会（第三分科会）

- ・議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

- ・議案第81号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- ・認定第9号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長挨拶

決算審査特別委員会（第三分科会）

- ・認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き建設経済常任委員会を再開いたします。

これより産業観光部の審査に入ります。



◎産業観光部の審査

○星委員長 初めに、産業観光部長から御挨拶をお願いします。

部長。

○富山産業観光部長 (挨拶)



◎農務畜産課の審査

○星委員長 ただいまから農務畜産課の審査に入ります。

農務畜産課の皆さん、お疲れさまです。



◎議案第75号の説明、質疑、議

員間討議、討論、採決

○星委員長 農務畜産課については、建設経済常任委員会に対する付託案件はありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて、審査を行います。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○渡辺農務畜産課長 (議案第75号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 まずは、13ページのスマート農業推進事業導入している調査ということで、かなりこの金額も多い額で、プロポーザル方式でやっている話があります。その中で、スケジュール、要は今年度中にどういうスケジュールで進めるのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 スケジュールということでございますが、まず契約のほうは、本議会で成立後、9月末から10月初旬にプロポーザルを行って、10月上旬には相手方委託業者を決定したいと思っております。すぐにチームに入っていて、当初の契約、工期末は3月末にさせていただきます。あとは、その国との協議の中で、この補助事業は国としてもやりましようとは言われているんですが、このプロポーザル業者、募集に対しては一応交付を3月を設定しているので、実際実施していただく中で、その工期のほうを見ながら検討していきたいというふうに思っております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 続けてですけれども、特にこれだけの金額ですから、あとなかなか中身が濃いものになると思うんですけれども、そういう中で、どういう委託業者を想定して今動いているのかをお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 委託業者も、もちろんなかなか、その業務に対して市内等で経験している業者がなかなかないというところがございますので、広い、東京辺りまでちょっと広げて、実際、その農業だけじゃなくても、このような、ちょっとこ

の委託業務を実際、調査だけじゃなくて、できれば、実証実験等も行ってほしいというところで、この仕様書に書き込んだもんですから、農業以外のそういうふうな実績がある業者が来たらいいというところで、今募集をかけているところがございます。

○小島委員 分かりました。

じゃ、もう一つ。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 じゃ、15ページの新規就農サポート事業の中、新規就農者、都市部で、新規で、特にここでは、今まで言われていますけれども、新規参入者が今まで一番課題として何うけれども、今回のこの新規就農サポート事業の対象者はどんな方を想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 特に、新規就農の対象者というのは、誰じゃなくちゃいけないともちろん決めてなくて、幅広く来てくれる方は可能だと考えております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 特に、こういう中で、一番下に、研修用農業機械というふうなものも入っているようですが、これはどのようなことを考えて想定しているのか、よろしくをお願いします。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 こちら、実際、新規就農を希望する方が現地の圃場等で研修とか実施する場合には、まず手始めに機器類がないというところで、ちょっと今想定しているのが、本当に耕運機とか、あとロータリー等の機械を、こちらを購入しておいて、こちらを貸し付けて行えばいいなというところで考えています。

○小島委員 分かりました。

○星委員長 次、森本委員。

○森本委員 小島委員の聞いたところと同じ部分のこの新規事業の部分なんですけれども、これ、大体見込みとして、どのぐらいの人数を想定しているのかというのをちょっと教えてくださいませんか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 こちらの地域の新規就農サポート事業ですが、補助事業採択は今年度で、今年度のみ事業なんです。一応、今年度のなるべく早い時期に新規就農者を支援する体制を改めて構築したいというところで、市が中心になって、農業公社、農業委員会、農協、振興事務所とか、いろんな団体が連携を図って、一応サポートチームみたいなのをつくって進めてみたいという中で、補助事業は今年度末ですけれども、それも来年度以降も実際に農業者を研修等に受け入れて、長期で研修等をさせていくのは来年以降になると思います。今年には本当に頭の部分で、本当にホームページつくったり体制つくったりで、できれば、年度末までには研修を始めていきたいなというところで考えております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 すみません、人数のことだけいい。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 じゃ、人数ですね。

今、そんなに、なかなか農業に対して一応募集図っても、ちょっと農業に対するやっぱりイメージもあるし、あとはなかなか踏み入れにくいところも、難しいところもあるので、想定だと3名から5名とか、年間ですね、のところで想定をしています。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 その方々を集めるのに、どういう宣伝の方法を考えているのかお聞かせ願えますか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 まず、これまでなかなか農業

者に対する、希望者に対するPRが難しくなっているところもありまして、今回、その補助事業を使って、この委託料にはございますが、やっぱりホームページ、これも何か市のホームページだとなかなか見つかりにくので、ちょっと財務目的に転換している、できれば、固有名詞を出してしまうと、マイナビ農業とか、その辺のところをちょっと想定して、なるべく幅広く見てもらってほしいなというところのPRとかやっていきたいと思っています。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 じゃ、重なってしまいますけれども、本会議の質疑でもスマート農業に関しては、1回、部長のほうから説明ありましたけれども、大方分かったんですけれども、例えば国の説明等もありますけれども、今回、全国的にはどのぐらいの自治体で採択されたのか、この交付金。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 採択、先ほどのちょっと1個戻ると、新規就農のほうは、補助事業募集があって、それは全国で8件というところで申込みあったんですけれども、スマート農業については、特にその枠とかなくて、コロナに関係した地方創生臨時交付金、こちら活用できますよというところで行っているところで、全国何件というのはちょっと把握していません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ちょっと意地悪な質問ですけども、今回、この臨時交付金、コロナということで対象になるということになかった場合に、本市でスマート農業を進めるといえるのはあるんですよね。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 本市で、これまでの計画の中では令和3年度から、ここまでの事業じゃないか

もしれませんが、スマート農業について調査・研究していきましょうという方向は出ていました。たまたまちょっとこのコロナの交付金事業があると。流れで言うと、ちょっと前倒しして始めるということです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 スマート農業に関して言えば、様々、どちらかという農機具メーカーだったり、そういったところが進めてきていますね。稲作なんかだと、もう既に新潟県辺りは相当進んでいるというのは、皆さんも御存じだと思うんですね。ですから、そういう観点からいくと、改めてデータを取っていくようなものではないような気がするんですね。どっちかという、実証実験のほうが大切じゃないかなという気はするんですが、部長の説明の中では、それだけじゃなくて、様々な何か、この1,800万の中に入っているわけですね。

那須塩原市では、農業、当然酪農があって、稲作があって、園芸があって、花卉があって、それぞれあるわけですけども、どの辺を対象にしてこの事業はやるのか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今、委員おっしゃったように、実際、今市内でも、もうスマート農業とか取り組んでいらっしゃる方はいらっしゃいますし、その中で、本市にとってどのようなスマート農業が必要なのかというところがまず初めに出てくるので、まずその調査を行いながら、ある程度方向性が、これは、適切かなというのが見えたら、それらを基に実証実験していこうと思っております。

その後、特に、まだ市内には大規模農家もいらっしゃいますが、それよりか中小規模農家のほうが多いので、あまり大規模機械とかばかり入ってしまうと、中小農家がついていけないこともあるので、その辺を見据えながら、どのようなスマー

ト農業ができているかを検証していこうと思っております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 既に、AIを導入したスマート農業実証実験をやって、その中で、メリット、デメリットというのがある程度出されているんですよ。今、課長の説明にあった中小農家に関して言うと、AIを導入した場合に、コストが高くなってしまっているんですね。さっきの言っていたよりもその前の投資がすごい金額を、どっちかという、スマート農業は大規模農家なのかなという気がしているんですね。ただ、労働力不足には合っているんでしょうけれども、その辺、どういうふうデータを取っていくのかというのを最後にちょっと。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 まさに今、おっしゃるとおりですね、本当。本当に機械ばかり入れちゃうと、なかなか中小農家さんには対応できないという部分もあると思いますので、まだ今のところ、大規模機械というのは想定していないんですが、今も後継者不足とかが本当叫ばれている中で、でも、農家としてまだ続けたいというときに、例えば1軒だけじゃなくて、多少集団でまとまって、そのままAIとかスマホを入れるとか、この辺も視野に入れながら検討していけるかと思っています。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃ、もう一遍、先ほど説明いただいた15ページの1項4目農業経営基盤強化促進事業の件、返還金の話がありましたけれども、実際にこの事業を組むから、入れて、50万でしたっけ、返す、それも土地を売り買いして解除するんですよ。それってどういうことなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 もともと、その農家さんが、もう農業を、まだ農地はあるんだけど、農業

を続けられないという中で、平成27年ですかね、一応機構を通して貸し付けたんですけども、その後、実際経営者が亡くなっちゃったんですね。息子さんの代に移って、息子さんは土地をもう持たない、持っていない、でも、売却したいというところで、手放したとなる経緯です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 じゃ、息子さんは、農業はもう初めからやっていなかったということですか。課長。

○渡辺農務畜産課長 貸付けの条件の中に、農業をリタイアするというのが条件あるみたいで、すみません。

○吉成委員 分かりました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 15ページの農業促進事業なんですけれども、さっき言ったところね。決算書を見ていますけれども、農業振興促進事業、農業者が減っているの、これまでもやっている中で、今回、新たな予算も取ってきたんですけども、これって、今までと違うところをちょっと御説明いただきたいと思いますが。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 確かに、今までもそれぞれの機関というんですかね、部署で就農のサポート支援をしておりますが、それがなかなか一体的に結びつきがないというのが実態的にあったというのが、最初の取っかかりですね、初めでございまして、やはり各部署がどこまで何をやったらいいというあたりが、ちょっとはつきりしていなかったというのがあるので、それを改めて皆さんで共有して、こういう方が来たら、どこがどの辺まで支援していくというところをまず体制づくりをするというところでございます。

あとは、やはり、先ほどもちょっと申しました

が、農業をしてみたいという方に対する、だから、PRがうまくいっていないというのが実情ですので、それもちよっと出していければなというふうに考えております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これはどうもやらなくちゃいけないことだと思うんです。やっぱり予算取ってきて、調査しているんですけども、これは500万なんですよ。この就農促進事業費のほうは、これ二千二、三百万円ぐらいあるんですよ、決算書ではね。なかなか聞いていると、就農の実績がないという、それを聞いているんですけども、先ほども人数を確認して、3、4人とかなんですけれども、要は、農地がいろいろ、後継者がいなくなったみたいなのは、これは現状で、それを打開しなきゃいけないんですけど、これ、今年度の予算は500万で、この事業、来年度もこれは継続してもらえる見込みがあるのかどうかということですね。予算はこれしかないのに、来年、どうするか。来年、再来年はこれでやめちゃうのか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今年の補助事業の500万は、一番、とりわけ多いのが委託料の400万なんですけど、先ほど申したように、PRのほうもそのホームページ作成とか、こちらをメインで今年度も事業を行っていききたいというところで、来年度以降は、今年はすごい少ないんですけども、実際に農家の方が農家に入ったり、ある補助で研修等をしてもらうというところの事業を行っていききたいというところで、それは今のところ補助事業はないんですが、その市のほうが、今まで持っていた就農促進事業費、こちらを活用しながら、その研修費をやっていききたいというように思っております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 茨城のほうにちょっと視察したときに、

やはり似たような事業をやっていたんですよ。年に受け入れていた2人しかいないんですけども、年間200万とか300万、生活の、住むところまで用意して機械も用意してみたいな事業をちょっと聞いていたんですけども、それでもなかなか就農が難しいと。やっていかなきゃいけないということは、これ成果はね、これをやるからには、これで成果をどこに置いているのか、目標です。判断するときに、どこを見ているのか。今年は見えても、来年、再来年、もう一遍見たときに、何人ぐらい、極端なことを言うと、これをきっかけとして、5人、3人就農してもらいたいとかね、その辺はどういうふうに考えていますか、成果目標とか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 特にこの事業について、計画書をつくって、何人って指定しているわけじゃないんですけども、先ほど委員おっしゃられたように、年間2人とかというところが多いという話も聞いているので、やっぱり市としても、目標ですけれどもね、5人ぐらい来てくれればいいのかなどは思っています。

○鈴木委員 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

じゃ、ここで議事進行を副委員長と代わります。質問したいので。

(委員長、副委員長と交代)

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 国庫支出金の明細について教えていただきたいんですけども、2ページ、6項612の5001事業、園芸作物振興事業費に充当ということで146万2,000円が計上されております。これを今度支出のところで見ますと、園芸作物ということで先ほども説明ありましたように、500事業、農業ハウス強靱化緊急対策事業費に充てるというこ

とでしたが、その補助金のほうでは146万2,000円ということで歳入がありますが、支出の分としては21万1,000円ということで、その金額の違いといいます、その部分、146万2,000円の使用項目のほうをお教えてください。

○山形副委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 今回の収入のほうの園芸作物振興金充当という部分と、ここで農務畜産課で出している園芸のほうの予算の金額とは、多分連動してなくて申し訳ありません。歳入のほうの146万2,000円は、これは新型コロナの対策費のコロナのほうの費用を企画財政部門が上げているということで、内容的には既にもう実施している、花卉、お花のほうの支援事業を改めてこちらの費用があったというところがございます。これから下、予算とは連動していません。すみません。

○星委員長 分かりました。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 同じように、こちらも県のほうからの補助金が21万1,000円出ているかと思いますが、先ほどの説明だと補助率は2分の1ということでしたが、これも先ほどの説明と同じように、コロナ対策のほうで関連したという解釈でよろしいですか。

○山形副委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 こちらはコロナとはまた別ですね。

○星委員長 別ですか。

○渡辺農務畜産課長 こちらは歳入の4ページで県から21万1,000円出ていまして、歳出の15ページで充当されていますので、こちらはコロナとは関連ないです。

○星委員長 関係なく同じ21万1,000円ということで、県の補助率は100%ということよろしかったですか。

○渡辺農務畜産課長 いや、国ですね。

○星委員長 失礼しました。国ですね。

○渡辺農務畜産課長 国100%ですね。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 4ページの16款の県支出金、2項4目の農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金21万1,000円と出ているんですが、これは、じゃ、この使途を教えてください。使途というか、これはどこに充たったのかを教えてください。

○山形副委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 これは先ほど説明申し上げた15ページの6款1項2目の園芸作物振興事業費の農業用ハウス強靱化に対する事業ですので、ハウスの補強に使った部分ですね。国から……

○渡辺農務畜産課長 国から県を通しての。

○星委員長 そういうことですか。分かりました。失礼しました。

○山形副委員長 ここで議事進行を星委員長に交代します。

(副委員長、委員長と交代)

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

森本委員。

○森本委員 意見ということなんですけれども、先ほどの新規就農促進事業のことなんですけれども、まず、ちょっと寂しいかなという気がしたんですけども、取っかかりということではあると思うんですけども、意見ということなので、イメージをちょっとよくするとか、プロモーションの仕方というのを少し考えてもらえたらいいのかなというふうに私は思いました。例えば秋田市とかでや

っていた就農ガールズとかやったりとか、きついつとか汚いとかそういうイメージを払拭するためのそういうイメージづくりですか、そういうのをホームページもせっかく作るのであれば、農業のオシャレなイメージだったりしたりとか、やっぱり楽しいイメージだったりとか明るいイメージをつくって、せっかく就農支援事業、促進事業をするのであれば、どうせいないよねというスタンスじゃなくて、農業ってすごい楽しいよね、明るいよね、これからの職業だよねというところを示していけるような事業にしてもらいたいなというふうに思いました。

以上です。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 そうですね。これから委託業務かけていくので、ちょっと参考に取り入れるのは検討してみます。

○星委員長 そのほかございますか。

課長補佐。

○佐藤農務畜産課長補佐 すみません。今の課長の意見に対する回答というか補足といいますか、3から5名の増加ということで先ほど来言っているところではあるんですが、もともと新規就農をサポートというのはこれまでもやっていて、それを今回体系化したり、あと全国に向けてといいますか、発信したりとか、そういったところを強化していくというところになりますので、総合計画の上では、そういった全体的なところから新規就農というのは毎年15人ずつ確保するよという目標を立てている中で、今後それを、なかなか増えてはいかないんで、維持なり、今回この事業をすることによって、そういったところを増加させていく。だからこの事業単体で3名から5名で今までやってきたところで15名とか、そういうのではなくて、これまでやってきたことを強化することに

よって、15名というところを維持なり増加するというところの位置づけになってくるかなということころをちょっと補足といいますか。

以上です。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 ここでターゲットにする人もいると思うんですね。だから、せっかくホームページ作ったりとかプロモーション行うのであれば、イメージアップもぜひ頑張ってもらいたいということです。よろしくお願いします。

○星委員長 そのほか。

小島委員。

○小島委員 スマート農業、前に一般質問でしたんですけども、そのときに言ったのが、ぜひ今、本市は酪農本州一ということなんですけれども、一番今、酪農家の中で普及拡大が期待されているのが搾乳のことなんです。搾乳のことでかなりの省力化が図られるということと、あと、牛の体調管理まで今進めることが可能だということとがありまして、畜産酪農研究センターでも今、研究を始めるというような話があります。

そういう面では、一番重要な酪農の省力化、効率化を図る点では重要な課題だと思いますので、そこは外さないようにお願いします。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 了解いたしました。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ほかにないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○渡辺農務畜産課長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりました。

ここで休憩にいたします。15分休憩に入ります。

会議の再開は11時20分から再開いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたしま

す。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 じゃ、ちょっと218ページの堆肥センターの管理運営費ということで、令和元年度の決算ですが、契約の結構な金額が大きいということなので、今20ページには、堆肥センターの運営手数料が1,890万で、経費に対して半分程度しか売上げがないような状況ですけれども、これに対して今現状、経営的にどうふうな形で改善策を考えているのか。どうするかだけちょっと確認したいと思うんですけれども。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 堆肥センターの歳出に対しての歳入、毎年もちろん赤字の状況というところで、今後どうしていくのというところで申しますと……

○小島委員 どうされているかだけで結構です、決算なので。

○渡辺農務畜産課長 そうですね。今後についてはどうか、現状、もう施設が結構傷んできちゃってまして、修繕料でも結構高額があるように、割とちょっと部分的に修繕やりながら進めているところでございまして、今後、本当に大規模修繕かかってくるかもしれないというところで、このまま本当に継続していくのか、どこかで区切って別の形にするのかというようなところを今検討しているところがございます。

○星委員長 そのほか。

玉野委員。

○玉野委員 221ページの環境保全型農業直接支払いとありますが、県が4分の1、これちょっと聞き漏らしてしまいました。

それと、交付金を受けている団体41とありますけれども、これというのは毎年これになるのか知

りたいなというか。

それから、この下にあります、括弧の中にありますカバークロープ、冬期湛水等々、ちょっとイメージ分かるような説明をお聞かせください。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 私のほうからは、今質問ございました環境保全型の括弧書きになっている各種事業の概要といいますか、御説明したいと思いますが、カバークロープというのは農作物を刈り取って、栽培していない時期に、表面が荒地にならないように栽培しておる作物というところで、それ自体は実際収穫対象じゃないんですけども、土壌を保護するというものでございます。

あと、冬期湛水、こちらも稲刈りが終わった後の田んぼに水入れておいて、雑草とか生えてくるのを抑えるというところ、こちらも土壌の保全等になります。

あと、次、堆肥使用でございますが、こちらも実際その土壌のところになります、堆肥で、要は単なる作物の養分補給だけじゃなくて、土壌の性質等を見ながら、総合的に入れながら改善していくというような形になっています。有機農業は字のとおり、化学肥料とか農薬を使わない農法になります。

あと、2つの補助率の件と交付対象は……

○星委員長 副主幹。

○平山農業再生協議会副主幹 補助率につきましては、国が2分の1、県と市が4分の1ずつになります。

こちらの組織につきましては、去年、41団体ということなんですけれども、こちらのほうは計画として5年間で1期として行っております。

ということですので、一番低いところだと、平成27年度、それで追加でまた年度が改まるごとに1、もしくは2団体ごとに追加という形で、去

年また41団体となっております。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 括弧書きの説明で、那須塩原市のそういう方向性というんでしょうか、環境を保全しながらということとは分かります。

それで、就農促進事業のときに、115ですけれども、こういうこの括弧書きの中の農業をやりませんかというのだけが市ができるのか、それと全く逆に私はこういう仕事をしたいんだという個人の個性ですよね。市とその個性というか、個人がマッチングしたような形になっていくことができるのか、全く個人は個人なのか。それ、市の方向性にマッチしていくというような形がされているのかというのをお聞きします。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 この就農する方の希望する農業とその方向性というところで、就農する方の希望は、もちろん希望として聞いて進めていくのが一番かもしれないんですけども、予算というか、それに対する国・県、もちろん市もですけども、その補助とか、そのほうが資金面でどうなのかということも含めて、やはり新規就農者と検討していかないと、長い間農業をやっていくにもどうかというのはあるので、その辺を考慮した上で、検討は必要かなと思っています。

○星委員長 玉野委員。

○玉野委員 この2つのことを新規農業にしる今までやってきた農業にしる、地域性というか、技術とかで教えるとか、伝わるかというのは、すごく大事な接点だと思うんですよね。ですから、就農の方が予算だけもらってやるというのは、そういうものが身につけられない。しかも、これだけの予算とこれだけのグループがあるところですからいかがですかという展開を私は期待しております。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 そうですね、その辺も組み入れながら新規就農支援をしたいと思います。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 215ページ、はじめてのふるさとごはんと思い出のふるさとごはんという事業が出て、ちょっと一気に言うのはどうかなと思うんですけども、この2つの費用ってどのようにして効果の確認をされているのかお伺いします。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 こちらは実際にご飯のほうは贈呈した方に対してアンケート等で効果というか、確認をしているところでございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そのアンケートはお米と一緒にお渡しされているんですか、それとも後日配送しているのか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 渡すのはお米と一緒に渡す、後日回収。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 どのような回答があるのかを、例を少し教えていただけますか。

○星委員長 係長。

○青木農業振興係長 まず、はじめてのふるさとごはんのほうなんですけれども、まずアンケート内容としましては、本事業に対する満足度というところで、大体満足、やや満足というところでもう100%という形になっておりまして、あとはお米の味はどうでしたかというところで、おいしかったとか、おいしくなかったとかあるんですけども、そういうところと、あとはこの事業で那須塩原市産のお米について購入するようになりましたかというところで、その辺は以前から買っていたという方も多いんですけども、以前と変わらな

いという方が多くて、購入するようになったという方はごく一部という形で、一番最後に大事なところだと思うんですけども、那須塩原市産の農産物を意識するようになったかというところで、こちらは、意識するようになったと、やや意識するようになったというところで約48%ぐらいとなっています。

あと、もう一方、思い出のふるさとごはん、こちらについてなんですけれども、こちらも1番のところでは那須塩原市に対する愛着度というところでもどのようにになりましたか、高まったかどうかというところなんですけれども、回答あった方の中では、高まった、やや高まったという方が多く占めております。

以上になります。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、このお米、ふるさとごはんの事業は、両方ともなんですけれども、目的は愛着を持ってもらう、那須塩原市の農作物に対する愛着を持ってもらうということが目的ということによろしいんですか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 1つは、もちろん郷土の農産物に対する愛着というところで、もう一つはもちろん米の消費拡大と、これが目的でございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 すみません、私ちょっとよく分からない、あまり買物も行かないので、分からないんですけども、お米って買いに行ったときに那須塩原市産とかすぐ分かるものなんですか。スーパーに行ってお米を買いに行ったときに、それが那須塩原市産のお米ってすぐ分かるものですか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 多分スーパーとかだと、J Aなすのとか、そういう大きい範囲でしか分からな

いかもしれないので、細かく分かるとすると、各産直とかに置いてあるものは多分地元というところですね。

○星委員長 そのほかございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 じゃ、最初に、215ページの森本議員の質問、今出ましたよね。あとちょっと追加で、110事業のほうなんです。成人式の対象者のほうは、この額の増えているのは、またその要因の説明が何かあれば。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 その思い出のふるさとごはんですね。30年度の比較で46万9,000円増えているというところですけども、もともと二十歳、成人式の対象者が30年度が1,229人、申込み率が81%だったと。この元年度は対象者が増えて1,272人になって、率も84%になったので、その分の増です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 はい、了解しました。

何ていうんだろう、心理として食べてもらえるのは、価値あるものを食べてもらえるのは何よりですよ。受け入れるというスタンスなので、なるほどなと思いました。

それで、この事業は、今PDC Aでいくとどの時点というか、今後もこの成果を消費拡大が一番の目的だと私も思いますけれども、これがどこまでいいのか、それを検討し直すのか。まだまだやって消費拡大につながるというふうに、1年間を通してやってきたところではどのような感触を得られたというか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 こちらは決算で2つの事業が載っていますが、先に始まったのがはじめてのふるさとごはん、こちら始まって4年ぐらい、こ

の年でたつので、今年度はというか、昨年度で一旦こちらの事業は中止というかにしています。先ほど9月補正で出したのは、この令和元年度の申込み者がお申込み時期がずれたので、今年度ちょっと補正を出しましたが、今年度当初予算では計上していません。

下のほうの思い出のほうは、始まったのは後なので、取りあえず本年度、来年度あたりまで実施してみて、また消費拡大の意味でお米のほかの事業があるのか、ちょっとこの辺はJAさん等とも協議しながら検討していくと思っています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 はい、分かりました。じゃ、この件については了解しました。

では、続いて、その下の1項3目なんですけど、これはすごく大切な事業だと思いますので、これは、でも継続だと思うんですけども、今の段階においてやっぱりうまくいかないです。課題です。目標に対してどのように捉えているか、お伺いできますか。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 就農に関しましては、やはり壁が高いところがありまして、農地がないであったりとか、あと初期投資にやっぱりお金がかかってしまう、そういったところにやっぱり農業をやるためにはハードルが高いといったところがあって、なかなかその成果に結びつかないのが現状であります。そこが課題かと思っております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

あと、普通に考えると、仕事に就きたいというのは相手に何で分かるんだという話だと思うんですよ。そういうところについては、この就農事業の中で、何かぼっと入ってきている人、来ている人、事業に参加している人の中では話題になるの

が市としてどういうことを考慮していく、配慮しているかというみたいなあたりは特にないでしょ
うかね。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 やはり農業をやるとい
うことは、その人の生計を保たなければいけないと思
っていますので、やはりお米とかであると、やっ
ぱりお米の価格が上がるというところがないので、
できれば市としては園芸作物、今は園芸作物の高
収益作物として県でも振興している作物になりま
すので、もし就農相談が来た場合なんかであれば、
収入をきちんと得て、生計が成り立って、きちん
とその営農を続けていけるような作物を御案内す
るようにはしています。その作物を御案内して、
そこで就農できるような形で研修を今実施してい
るようなところであります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。了解しました。

ちょっと一転変わりますが、217ページで、下
のほうに食肉センター整備支援事業というのがあ
るんですけども、これは大田原にある食肉セン
ターを廃止するという、利用者が遠くなつては困
るという問題があったんですね。その中で、県が
推し進め、それから団体というのかな、が推し進
めて、新しいセンターを造ったというんですけども、
その辺のもう開所したんですか、これ。と
いう説明になっているんですけども、利用実態、
このお金を補助金だけ取れるんじゃないくて、実際
酪農家なのか、畜産農家なのか、利用実態はどの
ようなものとかというのは市のほうでは把握して
おられますか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 当然、直接その農家さんと
かではないですけども、大田原から新しい食肉セ
ンターが芳賀町のほうに、今まで県に3か所あつ

たんですが、1か所に集約されてしまったので、
工事が始まったときとか、工事中はやっぱり遠く
なるという話はあったという話も聞いていますが、
現時点、始まった後、いろんな苦情とか、あとち
ょっと難しいとかいろいろ大変だとかという話は
あまり出ていないということは聞いています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これを向こうに移すときの中に、そう
いう遠くなる、その前に3市町でこれをやった
ときに運営費が結構高かったと思うんですよ。そ
のことに、やっぱり堆肥センターみたいな覚悟で
は受けたと思うんですけども、これはそのとき、
すみません、ちょっとデータが分からないので、
この負担金というのは、今まで那須塩原市が受け
ていた負担金に対してどういうふうになったか分
かりますか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 その後、トータルというか、
ほかの市町村以外のは分からないですけども、
県の中で、県と団体と市町村という割があつて、
その市町村割の中では、取りあえず人口割で負担
金を算出するというところだけは分かります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、じゃ、ちょっと具体的に
聞くと、今まで食肉センターに出していた費用、
年間の負担金と、今まで負担金の額の差というの
は分かりますか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 実際、これ予算、経理してい
るのが環境サイドらしいので、場所が、すみませ
ん、申し訳ございません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、了解しました。

それでは、じゃ、219ページの一番下段の牛乳
等による地域活性化推進事業と、これ事業、まず、

これの最初に目的と、今終わったとかそういうことじゃないと思うので、目的と現時点でのチェックという意味でどうなのか、または効果が出ているかどうか、目的に対して結果がどのように出ているかというところをお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 一番下、牛乳の活性化事業というところで、今オリジナル乳製品等の開発を進めているところですが、この事業については市のほうのミルクタウン戦略ですかね、こちらに基づいて実施しております。実際、今、例えば拓陽キスミルとか、拓陽高校と連携して開発したり、また新たな乳酸菌というところで、先ほどもちょっと申しましたが、イチゴとブドウとか、この乳酸菌も今試験を行っているところで、今後こちらを製品化できればなというところで進めているところでは。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最終目的はお米と似ていて、多分牛乳の消費拡大が最終目的だとは思いますが、このキスミルの乳酸菌を今開発して、これが地域のブランドとして貢献できればいいなと思っているんですけども、そうやってみんなやっているんだと思うんですけども、それに進んで、きちんと着実に進んでいるとすると、今は100のうちだと50ぐらいなのか、30ぐらいなのか分かれれば、どういう位置にあるように思われますか。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 例えば、そのキスミル、拓陽高校のキスミルというところ、今出しているところですけども、この拓陽キスミル一つにすると、やっぱり一つの学校、高校なので、大量生産はちょっと難しいなというところで、商売につなげていくのもうちちょっと民間とか巻き込まないと難しいかなと考えるところで、その100のうちどの

ぐらいかというのはちょっと今はまだ何とも言えないところです。すみません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そういうことですよ。どこかのメーカーさんが研究開発して自分のブランドで売るというのは、割と売り先をある程度分かっていてやっていると思いますけれども、これが自己満足で終わらないようにしてほしいなと思うので、それがだから今も言ったように、まだ2割なのか、相手をちゃんと見つけて、これを買ってくれる事業者が出てくるとか、そういうところまで追っかけて、着地点をちゃんとしっかり持って、この1点だけ言いたかった。そういう段階だということですね。了解しました。

以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

吉成委員。

○吉成委員 先ほども堆肥センターの話が出ていたんですが、堆肥センター修繕費等々も大分毎年かかってきているんですね。そういう中で、収入源の一つに堆肥を売るという部分があるわけですよね。残念なことに、これは決算見ると、去年と比較すると100万円ほど不足しているんですね。その要因は何ですか。

○星委員長 所長。

○柳崎堆肥センター所長 販売ですので、どうしても消費者とといいますかね、販売者の都合によって変わってきます。要するに、要因として上げられるのは、私ども思うのは、大口といいますか、野菜の生産販売している農家といいますかね、販売者といいますかね、具体的な名称を申し上げますと、大盛屋という地域のスーパーになんか卸しているお店があるんですが、そこが平成30年度に大量購入していただいたんですが、令和元年度にはなかったというようなところで減ってきたのかな

と。もう一つ、一般利用客の方もその年々で大分利用の規模が変わりまして、たまたま当該年度については減ったのかな、減少したのかなというところで、一般の利用客の減。その要因というのはなかなか難しいところがございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今、ある面、行政が行う、運営する、そういった会議においてはなかなか商売的な感覚というのは、これは難しいのかなというのは分かるんですけども、やはりこの堆肥センターってどこにでもあるものではないんですよ。酪農が盛んなところということで本市にあるわけなんですよね。そうすると、もう少しこういうところのPRがあって、この辺の売上げが上がってくるといいなど、そんな感じはしました。質疑なので、そこでやめます。

続きまして、115ページ、先ほど鈴木委員のほうからもあった1項3目の就農促進の交付金のほうから交付しているんですか。チャレンジファーマーなのかな。

以前は名称も違いました。ほとんどが第一線を退いた、要は退職者の方々が対象でやられた事業だと思うんですが、それを変えて、年齢的にもチャレンジという形での制度に変えたわけですね。実際ここに受講者が31名ということで男女の割合が出ているんですけども、この年代をまずちょっと年齢的に、年代別でいくとどの辺の人たちが結構受講されているのかお聞かせ願えればなど。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 すみません、正式な名簿がちょっとないのであれなんですけれども、やはり60歳を超えたシルバーファーマーの世代の方が半分を占めているかとは思いますが、それ以外にも若い方、30代の御夫婦もいらっしゃいましたし、あと単身で30代、40代の方がお二人いら

っしゃいまして、あと若い女性の方もいらっしゃったので、大体30歳から40歳ぐらいの方が2割ぐらい、40歳、50歳代の方が3割ぐらい、60歳以上の方が半分ぐらいじゃなかったかと思うんですけども、すみません、正確な数字は、この場ではちょっと名簿がないものですから、申し訳ありません。私が参加して、実際に触れ合っていますので、その中のちょっと割合で申し訳ありません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 正直言ってもっと少ないのかと思ったんですね、若い方が。でも、そこそこいるんだというのは確認ができました。

あと、マッチングはどのようにやっていますかね。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 マッチングのほうは、シルバーファーマーでやっているチャレンジファーマーを受講された方がまず雇用のほうの登録をしまして、あと農家さんのほうからも雇いを募集している方を募集しまして、そこでマッチングをしていると。公社のほうで無料職業紹介所の認定を受けているものですから、公社のほうでそちらのマッチング事業を展開しているような形になります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは、マッチングの際には農家の、フルに働いていただくという農家もあるかもしれませんが、多くはパート的な週4日で働いてほしいというような希望があるんだと思うんですが、そういったものはそれぞれの希望者によって様々なんですかね。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 そのとおりです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 このコロナ禍ということがあって働き手が減ってしまった。外国人の労働者が農家にと

って大きなウエート占めていたものがなくなってしまったと、そういったことがあって、改革連あたりが音頭を取って、それでホテルの従業員の方々仕事がないときに、塩原地区、働いていただいたなんていう紹介がありましたけれども、それは今回はどうなんでしょうか。ここには、このマッチングには入っていないんですか。今年3月までということの決算ですから難しいのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 去年までのこの農業公社のほうでチャレンジファーマーの終了生に限定をして農業のほうのマッチングを実施していたんですけども、今年度、コロナということで農業の外国人さんがいらっしゃっていないといったところで、雇用を求めている方がいらっしゃったので、それをチャレンジファーマー対象ではなくて、それを市内全域に広げまして、今回、コロナ対策の一環として農業の雇用のマッチングを実施しているところであります。

成果としましては、一応2件、このマッチングが成立したということで。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、もうこれ現行のチャレンジファーマーの受講生ではないということですね。

○星委員長 係長。

○広瀬担い手支援係長 そのとおりです。

○星委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 出ていた堆肥センターのことなんです

けれども、やはりこれは市がどういう認識しているかということにはちょっと私は聞きませんでしたけれども、やはりずっと指定管理料よりも収入のほうが少ない状態ですね。修繕費はこれからかかってくる。これは非常に今後も那須塩原市では重荷になってくると思うです、ずっと。なので、ここでしっかりと経営改善をしてほしい。または、もっと本来きちんとしてくださる、経営できるところに移譲するとか、そういったことを先延ばししないで、きちんと今年度、来年度おいてもしっかり検討して行ってほしいということが1つ。

もう一つあります。これは拓陽高校のキスマイルのようなものは、なかなか面白いと思って、あれ応援する意味できちんと成果の出るように、まず頑張る市も協力してちゃんとした着地点が出るようにということやってほしいということですね。

以上です。

○星委員長 ただいまの鈴木委員の意見でございますが、堆肥センターの経営改善をしっかりと、今後の見通しを立てて図ってほしいということと、あと拓陽キスマイルなどの商品拡大というか、手法をしっかりとしてほしい、きちんと成果を出してほしいという意見がございました。

まず最初に、堆肥センターの経営改善ということにつきまして、そういった意見に関しまして、ほかの委員の意見を伺います。

何か意見ございますか。

小島委員。

○小島委員 何かいくらかうわさになったんですけども、市で堆肥センターを処分するとかいろいろ議論があったというようなことも聞いているんですけども、その検討状況だったのは、どんな状況だったのか、ちょっと教えてもらえればいいんですけども。

〔「委員長、いいですか」と言う人あり〕

○星委員長 すみません、議員間討議なので、質疑ではございません。

○小島委員 それに対して皆さんの意見。

○星委員長 皆さんの意見は。

〔「最後にまた出してもらったらいいですけれども」と言う人あり〕

○星委員長 最後に出してもらう。

何か意見ございますか。

玉野委員。

○玉野委員 鈴木委員言ったとおりです。これは堆肥センターから、これからそういうふうと同じような施設、数値出ているのがありますから、やっぱり先鞭をつけるということで、先鞭……

○星委員長 先鞭ですか。

○玉野委員 増える一方ですから、執行部は積極的に改善するのが必要なことだと思います。

○星委員長 そのほか意見ございますか。

山形委員。

○山形副委員長 堆肥センターの管理の中を見ると、もう修繕費が722万3,000円ととてつもない金額なので、この金額を見ると、やはりこの先考えると、このお金もさることながら、やっぱりこういったところももう一度ちゃんと見直ししないと、修繕費だけでもこれかかるというのはちょっと異常だと私は感じますので、毎年毎年更新とか交換とかも多少はやむを得ないんでしょうけれども、その辺もちょっと真剣に考えていただかないと、修繕できればすぐできるというふうに思われても困りますので、皆さんの税金なので、その辺はしっかりと改善していただきたいなと思います。

○星委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 そうですね、改善すべき点ということで意見をいただきました。

小島委員が聞きたいことがありましたので、小島委員の意見で新たに疑義が生じたので、一度質疑に戻ります。

小島委員、お願いします。

○小島委員 もうこれは私確認したわけではないんですけども、堆肥センターを処分するとかいろいろ新たな動きを検討するというようなお話がありました。うわさを聞いたんですけども、実際にはどんな状況だったのか確認したいと思います。

○星委員長 課長。

○渡辺農務畜産課長 現在、新たな動きというか、あの堆肥センターを利用したいとか、多分思っている業者はいるかもしれませんが、市としては、今後どうするかというのは今年度検討へ入ったところで、方向性は出していないところです。

ただ、委員からお話があったように、毎年赤字が続いていると、修繕料もかさんでいるところで、収入増やすためには修繕しなくちゃならないんですけども、そうするとまた赤字が逆に増えてしまうというところで、ただ、こちら施設ができてから、実際利用している農家さんもいらっしゃるの、農家さんのもし施設がなくなったときの行き先も考えなくちゃならないというところで、これからは農家さんも含めて検討していきたいと思います。

○星委員長 それでは、鈴木委員から意見が出されました拓陽キスマイルにつきまして、皆さんの意見を聞きたいと思います。

拓陽キスマイルを効果をどのように、効果が出るような形で、意見のほうを、もう一度キスマイルのことをもう一度意見のほうをお願いします。

○鈴木委員 いや、これは別に決算の意見なので、決算はこれはいいでしょう。別に問題ないでしょう。

ただ、毎年予算を取って、お金を使いました、

こういうことをやっていたじゃなくて、きちんと目的を達成できるような、どこに着地点があったのかをきちんと明確にして、そういった類いのことなので、学生の支援ということもあると思うので、そっちを見ても、そういう形で取り組んでくださいという、ただ、それだけです。

○星委員長 ここにつきまして、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

○小島委員 私もちよっと那須拓陽高校のほうでお話を伺ったことあるんですけども、2年前ですけども、腸まで届く乳酸菌を今開発中なんだというような話がありまして、そこまで、腸まで届くというと、今はやりの腸内フローラをよくするとかいろいろな機能が付加されるのではないかなと思っているんですけども、そういうものを確認しながら、そういうキスマイルと同じものを那須拓陽キスマイルという名前でもどこの企業にお願いするとか、それじゃなければ、あれですね、委託生産をしてもらおうとか、そういうものも考えられると思いますけれども、そんなところも検討したほうがいいんじゃないかなと思っております。

○星委員長 そのほか御意見ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 それでは、ほかに討議すべき点、また内容はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 討議すべき内容がないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑も終結したいと思います。ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

農務畜産課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○星委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎農林整備課の審査

○星委員長 ただいまから農林整備課の審査に入ります。

農林整備課の皆さん、お疲れさまです。

農林整備課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査をいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

◇

◎議案第75号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井農林整備課長 （議案第75号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 16ページの土地改良地区の整備事業費の塩原土地改良区の基盤整備等なんですけれども、現状の報告を教えてくださいませんか。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 塩原土地改良区2か所ありまして、一つが上の原地区のポンプの更新、もう一つが宇都野地区のポンプの更新です。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○室井農林整備課長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島委員。

○小島委員 228ページから229ページの地籍調査事業をやっていますけれども、この地籍調査事業は目標面積に対して大体進捗率というのは、今、那須塩原市はどのくらいなのかお伺いいたします。

○星委員長 係長。

○須藤地籍調査係長 現在の進捗率は、58.7%となっております。

○星委員長 そのほかございますか。
森本委員。

○森本委員 220ページの多面的機能支払交付金の部分ですけれども、300万円ほどの差額になったのが交付団体減が原因だということなんですけれども、どのくらい減に、団体数が減になったのかお聞きします。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 農地維持支払として49団体が39団体、続きまして、資源向上支払、共同活動につきまして41団体が39団体になりました。

以上です。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 主な減の原因がこれということは、交付金が4,000万円くらい、これで減ということなんでしょうか。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 農地維持49から39になった時点で、前年度1億1,826万6,500円で、それが8,367万8,000円ということで、主にそこで大きく減っていることと、資源向上のほうにつきましても6,094万9,044円が4,165万3,000円ということで、その2つでかなり減っているということになります。

○星委員長 そのほかございますか。
鈴木委員。

○鈴木委員 また、森本委員の質疑のあった220ページの多面的機能支払交付金事業、農地維持事業ですか、これ、団体が減っていることで何か問題は生じていないかということだけですか。

○星委員長 課長補佐。

○村木農林整備課長補佐 特には、今のところそういう報告はないですが、農地をやっぱり維持する

ためには、そういう組織がないと耕作放棄地とか増えてくる可能性はあります。今のところは、特別その地区から不具合が出たという報告はまだ頂いていません。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと詳しくないので、ざっくりの感覚で聞くんですけれども、そういう管理していかなくちゃいけない全体の面積はどれくらいあって、例えば、組織が全部か、エリアをこういうところで管理していかなくちゃいけないなという状況もあるだろうというところの何割ぐらいは管理団体、一つもなくなっているような状態なのか。面積の話か。

○星委員長 課長補佐。

○村木農林整備課長補佐 そこまでちょっと把握はしていません。

○星委員長 そのほかございますか。
小島委員。

○小島委員 すみません、231ページで鳥獣対策費ということで見えるんですけれども、この間、箱の森のほうからかなり猿も増えてきたというみたいな話なんですけれども、特に鹿なんかはかなり捕獲しているということなので、災害、鳥獣被害との関係についてはどのようになっているか、お伺いいたします。

○星委員長 課長。

○室井農林整備課長 被害をどう思っているかということなんですけれども、被害自体は年度によっても変わるかなと思うんですけれども、特に、今年につきましては、熊とかそういうふうなので、結構農地が荒らされているというのは聞いております。ただ、鹿・猿につきましては、あまり極端に変わっていない、猿については減少しているかなと思います。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○星委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

農林整備課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時44分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたし

ます。

◇

◎商工観光課の審査

○星委員長 ただいまから商工観光課の審査に入ります。

商工観光課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第92号の説明、質疑、議員間討議、討論、採決

○星委員長 それでは、議案第92号 契約の変更に

ついてを議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○高久商工観光課長 (議案第92号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 なかなか減のほうにいくのは珍しいかなと思って。

この経緯として、どこからこういう提案というのがあった発端なのかということ。出たのかなというふうにちょっと思いました。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 当初、木チップ廃棄物の関係なんですけれども、こちら、造園業者に確認をいたしまして、チップの腐植土から土7対木チップ3の割合で混合すると腐葉土として利用ができるということが判明したため、まず廃棄物の木チップにつきましては、こういったような対応をさせていただいたところでございます。

ボックスカルバート、要は耐震性の関係なんで

すが、今、自然災害が頻発に災害発生しているという中で、排水口の部分、安心安全を工事という観点からこちらのボックスカルバートを使っての工事という形に変更させていただいたところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 カルバートはいいけれども、それはそれで。

これどういう状況で、もともと委託内容の中に造園業者は関係していたんでしょうか。それとも、どこかから情報を聞き取ってこういう使い方があるんだけどというふうにあちらが提案をしたのか、その辺ですね。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 その詳細につきましては、植木のほうで、係長のほうでちょっと御説明をさせていただきます。

○星委員長 係長。

○植木企業立地係長 先ほどのご質問の件ですが、土木工事の中において、団地の周囲に15m幅の植栽をする予定がございます。そこに植栽をする関係の造園業者がございまして、その提案で実施いたしましたということでございます。

○星委員長 そのほかございますか。

森本委員。

○森本委員 ちょっと意地悪かもしれないですけども、例えばそういう3対7だったら腐葉土として使えるとかそういうのというのは、かなり特殊なことなんですか。最初から分からなかったのかなというふうにちょっと疑問に感じたのですけれども、珍しいことなのかということ教えてください。

○星委員長 係長。

○植木企業立地係長 もともとは現場の土を利用して植栽をする予定だったのですが、どうしても根

が張る土ではなかったというところから土を購入するかという話がまずスタートしたんですよね。

その後、調整池を掘削したときに地山というもとの土が、いい黒土が出てきまして、その土と混合することによって利活用できるということが判明したというところでございます。

もともと土の腐食具合から腐葉土として利用するというよりは、もう産廃物として処分しようという意見もあったのですが、そこまで検討はしておりませんでした。

以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 先ほどの台風15号、19号などの自然災害があるということで、ボックスカルバートのほうに変更するということなんですが、こちらは、もちろん最初に予定はなかったんですが、こういうことになったということは、業者さんから来たのか、それとも市側からきたのかという、ボックスカルバートになった経緯みたいなものはどういうふうな感じ。

○星委員長 係長。

○植木企業立地係長 当初、産業団地内の道路に入っている污水管については、マンホールの接合は、必ず耐震の継手を使ってやっていたんですけども、地中にどうしても河川放流する、ボックスカルバートについては地中に埋めて大きいものだったので、当初ももとは設計は出ていなかったんですが、やはり設計をしたその後、19号、15号、被害が大変大きくて我々市のほうで操業する企業様の安全を確保するというのがまず前提にありましたので、その後づけで市のほうで変更を考えて決定しました。

ですから業者さんからの提案とかではないことでございます。

以上です。

- 星委員長 そのほかございますか。
質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。
討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 星委員長 ないようですので議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 星委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第92号 契約の変更については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第75号の説明、質疑、議員間討議、討論、採決

- 星委員長 ここで、建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補

正予算（第6号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

- 高久商工観光課長 （議案第75号について説明）

- 星委員長 ここで15分間の休憩に入ります。

会議の再開は2時15分から再開いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時12分

- 星委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

- 森本委員 16ページ的那須塩原市持続化給付金なんですけれども、中小企業に15万円、そして個人事業主に8万円の給付をするということなんですけれども、これの積算の根拠を教えてください。

- 星委員長 課長補佐。

- 井上商工観光課長補佐 こちらは、持続化給付金のほうと家賃支援金のほうでのおおむね全体で3億というふうなところありますけれども、まず、この予算というふうな部分もあってなんですけれども、持続化給付金に該当するであろうと思われる法人、個人が約1,550件あるであろうというふうな見方と、家賃に該当する方が950店舗あるというふうな数字の中から、予算案の中から割り出した数字になっております。

また、この数字におかれましては、セーフティネットの4月から6月までの数字とか、あとは、28年の経済センサスの店舗数とかそういうところから割り出してきて、この数字になっております。

- 星委員長 森本委員。

- 森本委員 そうすると、総額があつての何かとい

う計算の仕方でもよろしいでしょうか。

○星委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 そうですね、予算の枠の中での店舗数からの単価というふうになっております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、今、森本委員のところと同じなんですけど、この上のプレミアム付商品券の分なんですけれども、今回の補正は1億円ということで補正がされるわけなんですけれども、この前本来であれば旧年度中に発行すべきプレミアム付商品券10%だったわけですよ。

期限はないということでありましたけれども、単純に考えて、予算を使いました。補助金を出しました、ところが、実際にはその事業が行われませんでした。持ち越しになった。コロナなので、考え方によっては運よくという表現もできるかもしれませんが、実際に補助金を出した市側としては、その事業が行われるべき年に行われなかったら返せよと。極端に言えば。ということだってあり得るんじゃないかなという。

そういったこの補助金に対する議論というのはされたのかちょっと確認。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 繰越しになった10%のプレミアム商品券、こちらにつきましては、4月にコロナ禍の中で、まず、商品券の発行というのを考えたときに、10%のプレミアムというのを至急出させていただきたいというところがありました。

昨年度の中でこれまで通年型のその無期限の商品券の申請をしたことがないということで、確かに私もちょっといろいろ財務局とか一緒に行って話をしてきたんですが、セキュリティーの関係とかの要綱の設置とかの書類の関係、あとは申請がかなり多いということで、なかなか受け付けてか

らの不認可の部分の時間をかなり要するというところがございましたので、まず昨年度の事業については、そういったもろもろの事情もあって今年度に引き継ぐという結論を出した中で、大至急4月、5月にやってくださいということで、何回か財務局に部長も同席して一緒に行って掛け合ったところもあったんですけども、結果的にこの時期の許可になったというような事実がございます。

これが出たと同時に、コロナ対策、経済対策ということで、市のほうでも我々のほうでもプレミアム商品券を早くちょっと出したいという施策がありましたんで、結果的に今のタイミングになったという事実があるんですが、10%のプレミアム、無期限のプレミアム券につきましては、当然登録した事業者に使っていただけるもの。

今回お諮りさせていただいている20%の商品券というのは、こちら期限をつけて、地元の商店街の皆さん方にお使いいただけるようにというように形でちょっと色分けをした中で、結果的にこのコロナ禍の中でプレミアム商品券をさせていただきたいというような結論の中で進めたものでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それは分かるんですけども、私が言っている部分というのは、どういうふうに協議されたのかなということです。

答えにくいかな。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 これ自体を反対しているとかそういうことじゃないです。

結果的によかったんだから、結果オーライということはそれはそれでいいと思うんですけども、ただ、やはり市から持ち出す補助金ですから、それに関してはもう少し、商工会に対しても、やっぱりしっかりとしたスタンスで物を言っていくべ

きだったんじゃないかなと、そこがちょっと気になるんです。

○星委員長 部長。

○富山産業観光部長 確かにこれ去年の事業でございました。

商工会のほうでもちょっと担当していた課長さん、ちょっといろいろ不幸があったというようなところでちょっと止まっちゃったところがあって、内容がその課長しか分からなかったというようなそんな部分があって、ちょっと引継ぎでいろいろあったりしたものですからその中で繰越しということにはなってしまいました。大変申し訳ない。

ただ、その趣旨として10%上乘せした共通の商品券、これも発行しようということでは考えておりましたので、ちょっと時期的には遅れてしまいましたけれども、本年度発行ということでございます。

それにちょっと利用してじゃないですけども、そこに今回のプレミアム商品券もちょっとつけさせていただきたいというところでやったものですので、本来であればちゃんとした年度の途中できちっとやるべきものだと思いますけれども、今後ちょっとそういうものはないようにはやっていきたいとふうには思います。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 こういうことが何度もあるというのは、もちろん考えにくいですけども、やはりこれだけじゃないと思いますので、補助金様々もありますから、そういったことも考えてぜひ今後もやっていただきたい。

○星委員長 議事進行をここで副委員長と変わります。

(委員長、副委員長と交代)

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 同じ場所なんですけど、持続化給付金の

件でお聞きしたいんですが、田村議員が質疑のときにみなし法人の質疑をされましたが、答弁としましては、みなし法人は考えていないということでした。

みなし法人も様々な形態がありまして、やはりきちんと地域に密着をして地域に還元しているみなし法人もあれば、例えば共同アンテナ的な部分でそうやって組合をつくらないと補助が下りないので組合をつくったというだけのみなし法人なんかも、様々な形態があるんです。

その中で分別をしていくというのは、大変に難しいことではあるかとは思いますが、きちんと地域の中で根差して地域の中に還元をしている貢献をしているそういったみなし法人に対して、売上げが減少したというものに対して一律に分けて給付しませんよということに関しては、要は課内の中でそこをきちんと話し合いがされたのかどうかをお伺いいたします。

○山形副委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 こちらは、まずは基本的には対象者は国に倣った対象者にしていきたいというふうな部分と、課税的なみなし法人は市内には1か所しかないというふうなところを課税課のほうから確認しております。

そのようなところから、今後、星委員長のほうからあるようなところがあれば確認をしたいと思うんですけども、現在取られている課税対象のみなし法人は1件、1事業者というふうになっております。

そのようなところから、今のところは国に倣って該当しない予定でおります。

以上です。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 それでは、その1事業者は対象であっても数が少ないから国に倣ってやりませんという

ことの考えでよろしいでしょうか。

○山形副委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 数が少ないからではなくて、国に倣ってというのが基本であります。

以上です。

○山形副委員長 星委員長。

○星委員長 国のほうでもここに関しては、かなり話合いも進めていましてなかなかやはりみなし法人、国全体で言うと、かなり何万という数もありますので、精査が仕切れない。

やはりこういった持続化給付金ということは、平等にという部分もあるのでなかなか難しかったのかなとは思いますが、では、国会議員のほうにもこちらのほうは相談をしていたところで、国会議員のほうもかなり国のほうにはプッシュはしていただいていたところなんです、なかなか通らなかつたという実情もありまして、できればやはりこちら地方のほうになりますと持続化給付金のほうをしっかりと地方で細かく掌握をしたものを、こちら持続化給付金を使って対策はとれないかという部分でのちょっとアドバイスもいただいていたものですから、また改めてここで提案を言わせていただいているところではあるんですが、そういったところでの御検討いただければと思うんですが。

○山形副委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 星委員長がおっしゃるとおり、国のほうでも大分議論なされているのは我々のほうも情報として入れております。

今後、国のほうの情報を得ながら、市のほうとしても今、言われたような市内のというふうな部分で検討はしてみたいと思います。

以上です。

○山形副委員長 ここで議事進行を星委員長に交代いたします。

(副委員長、委員長と交代)

○星委員長 続きまして、質疑ございませんか。
鈴木委員。

○鈴木委員 歳入についての説明がなかったんですけども、執行する歳出事業についての財源についての説明を。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 歳出のみの説明で大変申し訳ございませんでした。

まず、さきに申し上げた歳出のPCR検査、こちらにつきましては入湯税の増額、並びに企画政策課のほうで行っているクラウドファンディングこれによってこの費用を賄うという形での歳入予算を組んでいるようなところでございます。

今申し上げた持続化給付金等、新規事業の関係につきましては、予算執行計画書の2ページになります。

2ページの15款国庫支出金、総務費国庫補助金の2項1目のちょうど中段になるんですが、商工振興費に充当という形で2億5,600万7,000円、こちら記載されているところでございます。

こちらにつきましては、地方創生臨時交付金、こちらで財源を賄うという部分の金額でございます。

あわせて、これで不足する分につきましては、年度当初に事業をいろいろ削減しまして捻出した一般財源のほうから支出をしてこの財源を賄うというようところでございます。

説明漏れて大変失礼いたしました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 後ろのほうからちょっと。

国と一般財源との割合はどうなんですか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 まず、地方創生臨時交付金が国のほうの交付金でございます。今回の持続化給

付金、家賃支援給付金、3密防止という形で今、御説明申し上げた金額でございますが、国のほうについて約6割の交付金という形になっております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今言ったように16ページの商工費のところの事業は新規3つでありますけれども、今、3密防止に関しては6割と答えたんですけれども、そういうふうに答えられると、ではその上の市内共通商品券はどうですかとなるから、細かく言うとその下の割合はどうだったんですかと伺いました。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 大変失礼いたしました。

まず、共通商品券の1億のプレミアム上乘せ分、こちらにつきましては、事業を削減して捻出した一般財源のほうから全て支出しているところでございます。

先ほど今、申し上げました持続化給付金、家賃支援給付金、3密防止、こちら3億6,300万、こちらにつきましては総合交付金で6割という形で御説明をしたところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしたらやはりPCR検査は、入湯税と1ページの1款1目の5項1目だとそちらで言わないんですけれども、そこに書いてあるのが入湯税だと。そうだろうと思っているんですけれども、それだと。

それと、もう一つ言っていたところは、ページのところにあるようなのですか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 大変ちょっと説明が不足しております、失礼いたしました。

委員おっしゃるとおり、まず入湯税につきましては、1款5項1目入湯税の2,040万です。

ちょっとお待ちください。

すみません、それで、クラウドファンディングと今申し上げたもの、こちらが5ページの19款繰入金というところのふるさと基金繰入金1,560万、こちらでございます。合計3,600万という形になります。大変失礼いたしました。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 PCR検査のことでちょっとお伺いしたいんですけれども、3,600万で3,600人に補助するということなんですけれども、補助ということですから、受ける人の自己負担の部分はありますか、それともないか。ちょっと教えてください。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 今、委員おっしゃるとおり自己負担、当初制度設計したとき1万円という形で考えておりました。

今、いろいろ説明会に回って御意見賜っている中でなんです、まず、多くの従業員の方受けさせるのに自己負担がちょっと高いんじゃないか、より低くしていただいて多くの方に受けていただきたいというのもございますし、ここで隠すわけにもいかないので、委員さんのほうに届いたアンケート結果、こちらについても自己負担の関係も書かれている部分もございます。

ということで、当初1万円という形で考えていたんですが、より自己負担というものを少なくして説明会では3,000円とか5,000円とかというお話にもあったところなんです、今、PCRの検査の費用というのが2万から3万という形でやっていると、今、いろいろ多くのところでやれるようになって、費用も少なくなってきているので、今少しでも低い金額で同等の検査ができるようなところというのでも調査しているところでございますので、可能な限り自己負担というのは1万円以下、御要望に応じて3,000円から5,000円

とかというところで負担をいただいて検査をしていくというような形で、今、制度のほう設計しているところがございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 もう一つ。

今度入湯税を上げるという、これでいくと10月1日から3月まではもう市の補助金で進められるんですね。

入湯税上げるというのは、どこからどこの必要性があって入湯税を上げるんですか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 内部で検討したところなんですけれども、最終的には名称は仮称なんですけど宿泊税的なものを、新しい新税、法定外目的税をつくりまして、その法定外目的税の中でこれからの観光、あるいは市民の皆様が安価に受けられるようなPCR検査等々できないかなというところで、新税の設置を考えたところがございます。

しかしながら、国との協議と法定目的外の税金というのは期間がちょっとかかるということで、最低でも1年3か月とか4か月というところがかかりますので、その法定外目的税、今も議論しているところなのでそれができるまでの間、入湯税を上げさせていただいて暫定的にこのPCRの検査の財源を確保できないかというようなところで今回入湯税の増額というところに至ったところがございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 3,600万円で結局自己負担だったら、その半年間はその財源でオーケーなんじゃないかな。

入湯税の話は、入湯税が必要だという理由にはならないような感じがするんですけども。そこをちょっと確認したいんですけども。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 今、検査費のほうちょっと医療機関のほうで申し上げないでくれということなので、ちょっとはっきりと申し上げないで申し訳ないところなんですけど、2万から3万という費用がかかるという中で、今、仮に1万円というお話ししました。そうすると当然、市の負担というのが1万とか2万という形で出るというような検査費全体から見て負担額を引くと、市のほうから出る分がございます。

その不足分について、入湯税等で、あとクラウドファンディングで確保するというような趣旨の入湯税の値上げという形での対応でございます。

要は、1万円では検査ができないということですね。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 実際に自己負担を3,000円から5,000円取るという話を今していたわけでしょう。

そうしたら、1万3,500円ぐらいになるんですね。

私も、実をいうとPCR検査の調べたら、安いところは1万円前後でやっけてあげますよというところ、何か所かあるんですよ。

そうすると、この半年間であればこの予算だけで回らないかと私は思っていますけれども。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 今回この新しい観光のモデルというところで今、信頼の関係、安心安全の関係でPCR検査もお話したところなんですけど、今回そういった支出の部分については、全て今度は観光客のところに行くんですけども、要は、すみません長くなって、このコロナ禍の中で、要は市民の皆様が今度御意見になるんですけども、これまで肯定的に捉えていただいた観光施策というものが、要は観光客、首都圏のほうからいらっしやって、それはもうコロナのウイルスをばらまく人たちだ

みたいなそんなふうな認識を市民のラインアンケートでも、あるいは市長のお耳にもいろいろ入っていらっしゃるといふところの事実がございます。

そういったその観光客の方にも責任を持っていただいて観光をしていただく、そこにはある程度の負担をいただくというような、入湯税なら入湯税の負担のお金でその旅館用のPCR検査をやって観光モデルの安心安全というものを担保するというような、そんな趣旨の考えがございまして、要は観光客からも責任を取ってもらって来ていただく、市民の方は観光客の方は我々に恩恵をいただける存在なんだというのは最終的に持って行きたいというふうにご考えているところです。

○星委員長 入湯税の財源に関しては、所管が違います。

小島委員。

○小島委員 所管が違う。分かっています。

ただ関連しているんで、実をいうと、ここで入湯税と切り離せるなら私は賛成してもいいと思っているんですよ。この補正予算に。

ただ、入湯税の関連……

[発言する人あり]

○星委員長 質疑をお願いします。

○小島委員 観光事業者ですね、特に温泉、旅館組合とかそういう方々は、このPCR検査に対して大体賛同を得られたのかどうか、確認したいと思います。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 まず、2つ、板室地区と塩原地区でございます。

板室地区について全ての皆さんから賛同いただいて観光モデルにという形で、この間新聞が何かに出て発表されていたところです。

塩原の旅館組合、こちらのアンケートのとおりなんです、要は今説明を行っている中で、これ

まで反対だった方もPCRするとかそんなお話も聞いております。要はたくさんの我々のほうでも丁寧に説明をして観光モデルに賛同していただく、お願いするというのではなくて一緒にやっていただかないとこれは続くものではないので、丁寧な説明をしてより多くの方に賛同を得たいなど。今日の下野でも、昨日組合の方々の臨時会のほう開催されて、観光モデル等についても了承いただいたというようなことで、委員の人にもお聞きしている部分があるので、さらに丁寧な説明を加えて塩原地区、少しでも多くの方に賛同して一緒にやらせていただきたいというふうにご考えています。

○星委員長 そのほか。

鈴木委員。

○鈴木委員 賛同ということは、この制度政策を理解するという意味で改めてお伺いしたいんですけども、もう一度確認したいんですけども、このPCR検査というのは医者から言わせると、症状が何か分からない、単なる風邪かもしれないけれどもPCRかもしれないという人を検査したことによってPCRと判断するための検査のスタートだと思うんです。

そういうところで、この那須塩原市には今現在いないので、出たら、市はそういう疑いがある人は保健所行ったらでは検査してくださいということで検査して初めて陽性だとなれば濃厚接触者まで追っかけて潰していこうという対応が、国がやってくる。同じだと思うんですよ。

今回いないところで、あえて検査をすることの目的ということを改めて伺います。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 この新しい観光モデルなんです、当然委員おっしゃるとおり疫学的な見地とかいろいろあろうかとも思います。

今回やりたいという部分については、今、旅行

客の皆さんも安心安全という部分をすごく気にかけていらっしゃると思います。

旅館の皆さんも我々4月からちょっといろいろお話していく中で感染対策というものを少しでも多くの旅館が徹底してやっていただけるというようなどころもございますので、多分そのPCR検査、これは当然いろいろな御意見の中で毎日しないと駄目だろうとか、毎時間やらなきゃとかいろいろあるかとは思いますが、社会的な安心とか信頼とかというそういったもので定期的に行いたいという趣旨でございます。

要は観光地温泉街がそこまで感染対策をしてそれぞれ定期的にPCR検査までして安心安全に取り組んでいるんだというその今、PRを全国的にしまりたいというところもございます。

そういったものを旅館の皆さんとお話をしながら進めさせていただきたいというふうに思っているところです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

それでは、月600で半年で3,600という予算の試算が来ているんですけども、月の600に対して今度は20日間掛ける30と、30のほうの根拠というのは、ちょっと今私理解できないんですけども、そこは教えてくださいか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 当初制度設計をしたときに、今、2つの医療機関で検査をしていただいております。その医療機関の1日に検査ができる量というところで30件というお話を賜りました。それで20日間をかけて最大の人数を600件というふうにしたところがございます。

これは当然感染者が増えれば増えるほどその30というのが少し少なくなったりとかというのは状況に応じて変わるとは思うんですが、当初制度設

計をしたとき、30件できるんだというようなお話をお聞きしまして、最大限の30人掛ける20日の600という形で行ったところです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりましたけれども、取りあえず検査可能なのは2つの病院で、10足す20だか15、15だか分かりませんが30は検査できる。

そうすると、那須塩原市は誰もいないんだけども旅館の皆さんが受けたいと言えば、月、旅館の皆さんだけで600人までは受けられますよという発想ですよ、それを半年間やると、一応ここで3,600万の補正分は予算を取りたいということですね。分かりました。

それと、では委託先というのは、ここでははっきり名前出ていないんですけども、今言った2つの病院でよろしいですか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 おっしゃるとおり、医療機関の2つという形になります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしたら、ちょっとさつき小島委員の中で触れられたので、私の理解が悪いのかもしれないけれども、幾らかかるのかというのがまずはっきり分からないのです。

それから、ホテルの従業員さんの方がかかると幾ら負担したらいいのかというのは、一応この試算の中でどういうふうに、別に検査費用が幾らで市がそのうちの幾らを負担して、病院には幾ら負担するというふうに考えてこの制度設計をしたのか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 当初制度設計した際、医療機関2つで2万から3万という形で、では個人負担は1万で、その差額を市で補おう、それは財源は入湯税等で賄おうとという形で進めたところなん

ですが、先ほど申し上げたとおり、皆さん当然自己負担多ければ多いほど旅館の皆さん大変だという御意見も賜っていますので、まず自己負担を3,000円程度に低くいたしまして、1万円の負担で市のほうの持ち出し考えた部分があるんで、それに見合ったできるだけ今2万、3万と私お話ししましたけれども、いろいろちょっと調査をかけておりまして、より低い事業所もしくは検査機関と連携して、少しでも自己負担が低くできるような方法という形で今ちょっと、いろいろ調査研究という形で調べておるところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ということは、事業者さん側の

個人の負担額は3,000円以下で抑えて、そして、市の負担は1人当たり1万円の補助で抑えたいと。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 すみません、今、はっきり1万円とちょっと申し上げられないんですが、例えばそれが一万二、三千円とかになったらその人数は少し減る形になるんです。

先ほど申し上げました旅館組合86の約平均5名という形で430という形で最低限のライン押さえてあるんで、それは低くならないように、そして、希望される方が受けられるような形という形で今ちょっと制度設計をさせていただいているところです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 あと、この辺の人はどうか分からないけれども、東京都民の中には、心配だから自分がかかっているか、かかっても症状に出ない人もいるので、人に移してしまうというキャリアみたいな人もいますので、検査を受けたいという人がいるのだけれどもなかなか受けられない。

それから、症状がないと医者が受けさせてくれ

ない時期があるというのです。今ちょっと分からないんですけども、ホテルの人が、ちょっと心配だなと思ったら受けたいというときに、ここだけは質疑が言いたかったんですけども、すぐ受けられるのか、それともちょっと検査機関の関係があるので1週間も待たないと受けられないのか。

そこはどのようなふうな状態ですか、今。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 今の形で2つある医療機関に曜日の予約という形で行っております。

ですので、医療機関の受入れの人数も当然ございますので、空きがあるならば前日、前々日にその医療機関に来た、今、執行機関でございますが、行きたいというのであれば至急受けられるようなそんな形での取組をしたいと思っています。

明日とか明後日受けたいのに2週間後とか、そういうふうにはならないようにはしたいというように思っています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうですよ。

それで、そうすると保健所を通さなくて直接ホテルでお客さん、自分も不安だと思えば、受けさせてくれといえ自由この費用の中で受けられるという制度とかになってほしいです。

すぐに受けられるというのかな、保健所通さなくても受けられるというふうに考えてもよろしいですか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 当然症状にもよると思うんですが、せきが出て熱があつてとかという、そういった方については当然保健所のほうに行っていたかかないと駄目かと思えます。

当然無症状で、症状がなく、要はすみ分けをしないと問題があろうかとも思っていますので、そこは一概に受ける受けないとすぐ今は申し上げ

れない、症状にもよりますし。

ただ、1週間も2週間も待たないで希望される方は、その曜日に受けさせるような調整はしてまいりたいというふうに考えています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 やはりうつしちゃいけないという観点が大それたと思うので、なるべく不安に思っている人が熱が出てちょっと不安だといったら受けられるというふうになるのであれば、それはそれでいいのかなというふうに思います。

あとは、これだけ予算を取って皆さん受けるかどうかは分からないので、満額の金額だと思うんで、満額使わないだろうからと思うんですね。想像するにね。

それはそれとして、最後に費用対効果ということで、こういうのはなかなか予算を投入して、結果を判断するのがなかなか難しい事業だと思うんです。その中で、やっぱり後で、これはよかったね悪かったねという判断をする基準とか何か目安というものをどういうふうに考えているかお伺いします。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 まず、表に出る部分出ない部分があるかとも思っています。

まず、従業員の最前線で働いている皆さん、4月、5月にPCRを受けられないのかなんていう、感染とかでお店の方とかでやってきた方というのもいらっしゃいます。

これを機会に自分がちょっと不安になって思っただけの部分、検査を受けていただいて、まず不安を解消するというのが1点あるかと思えます。

また、県外の方々、これは、旅館でこういうことをしているというのは、実はすごいPRをしたいというふうに思っています。コロナ禍だからこ

そ安心安全の取組、板室温泉、塩原温泉という形で全国的に発信してまいりたいと思いますので、究極の最終的な目標になってしまうんですけども、まず、塩原温泉、板室温泉、要は数で言うならば宿泊客が今このままいけばどんどん減少していくかとは思いますが、横並びもしくは上向きになるよう、我々この新しい観光モデルをやること、かなり力を入れて取り組んでそういった形で成果というのを求めたいと思っています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最後に、単純に今この制度をつくろうとしたときに、今だとこのままいくと、来年の3月までに来場者数が入場者数がこのぐらいになってしまうかもしれないというのに対して何とかしたいと。これをやればそれに対して1割は現状維持だろうとか、1割ぐらいは逆に増すんじゃないとか、その辺はどういうふうに思っていますか。数字に出るのが一番分かりやすいけれども。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 すみません、私の希望と推測ということになってしまうんですが、このまま半数以下の宿泊者数と、当然県民1人1家族旅行と1月のGoToキャンペーンが終わった後の閑散期も非常に不安に思っています。

今の勢いのまま行って急に閑散期で落ちるとかというようなこともあろうと思いますので、このPRをすることによって割合%はちょっと申し上げられないですけども、少しでも今より多くの旅行が通常どおりに戻れるように徐々に上げてまいりたいと。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 数字を言うのは難しいだろうと思えますけれども、これをやることによって、やらないよりは、例えば効果が上がるだろうという、効果としては目に見えないだろうということ、でも、

やりたいという、やるべきだろうということで、一般公募したということですね。了解しました。いいです。

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

小島委員。

○小島委員 このPCR検査について、私、8月27日に一般質問でも言いましたけれども、にしなすケアネットとか、国際医療福祉大学の高橋先生という方から意見、どういう意見がありますかということで質問をしたんですけれども、そのときに高橋先生は、やっぱりいろいろPCR検査については問題がありますということで、聞くのは問題があるということで、それでもう一度、具体的にもうちょっと詳しく教えてくださいということでメールをお願いしたんですよ。

ちょっとこのメールを皆さん、見たんですか。もらっていますか。

○星委員長 資料の……

○小島委員 じゃ、ここで読ませてもらいます。

○星委員長 資料の配付のほうをお願いします。

○小島委員 資料配付、じゃ、お願いします。

〔資料配付〕

○吉成委員 委員長、ちょっといいですか。

○星委員長 はい。

○吉成委員 本会議でもそうですけれども、資料を出すのは構いませんけれども、これを丸々読むとかということはやってないんで、そこは要約しての説明をお願いします。

○小島委員 分かっています。

○星委員長 要約をお願いします。

○小島委員 はい。

それじゃ、こういうことする必要もないんで、

先生にPCR検査のお話を伺ったところ、メールが来たということで、簡単に最初だけはちょっと読ませてもらいますけれども、観光関係者に対するPCR検査を行い、陰性であることを示して観光客を誘致する考え方に関する私の考え方（恐らく感染症を専門に研究した医者の方の御意見も同様）ということでございますけれども、考え方ですということで、1番目として、一度の検査で陰性でもどの期間保証されるとかはお考えかということでございます。

1週間に1度の期間でも不十分かもしれません。感染はいつ受けるか不明です。国民は現在までのコロナに関する多くの情報を知っています。一度この検査で陰性であっても、その後安全であるという保証はございません。これは多くの国民が理解していると思います。

陰性を示せば観光客が増加することを期待することはほとんどできないと思います。また、我々医療関係者のほとんどは、そのように実際考えています。

検査は陰性でも偽陰性が少なからず認められますので……

○星委員長 あとは皆さんに読んでいただいて。

○小島委員 だらだら読まなくても、今まではちょっと読ませてください。

陰性で全て感染しないと表現することは医学上正しくなく、言えませんということでございます。

この2つの意見が一番メインの意見です。やはり今、最初に鈴木委員も質問しましたけれども、那須地区というのは、最終的に10名まで発生しましたけれども、それ以降はコロナの感染者は出てないということでございまして、それは一つに高橋先生方、国際医療福祉大学を含めまして、この地域の医療機関がサーベランスなり、そういう検査なりしていることによって抑えられたというふう

うに考えるべきだろうと思っています。

そういう面では、高橋先生の意見はかなり尊重されるべきかなと思っていますので、そういう面で皆さん方の御判断をお願いしたいということです。

○星委員長 小島委員、議員間討議ですので、皆さんの意見をお聞き……、意見交換ということで。

○小島委員 そうです。そういうことです。

○星委員長 皆さんの意見を聞きたいということによろしいですか。

○小島委員 そうです。

○星委員長 その意見を聞きたいのは、その医療機関が今抑えていることから、コロナは抑えられているのでPCR検査は必要ないという意見の交換でよろしいですか。

○小島委員 そういうことです。

○星委員長 小島委員の意見に対して、ほかの委員の御意見のほうはいかがですか。

森本委員。

○森本委員 確かに、今の1人のお医者さんということですね。一つの意見としてはあるのかなというふうには思います。

ただ、今回、目的としても、やはりそのPCR検査を行うことによって、その地域の観光としての信頼性を高めていくという目的というのは、なくはないのかなと。

いわゆる医師としてのその判断と、政治的な部分であったりとか、行政的な考え方というのは、それはやっぱり違いがあって当然だと思うんです。

ただ、このPCRの補正予算を通す、執行するに当たっては、やはり先ほどもありましたけれども、旅館の負担部分があったりとか、そういう部分で問題がないわけではないので、そこはやはりきちんと理解を得る、先ほど課長からも話がありましたけれども、丁寧に説明をして理解を得てい

くということは必要だとは思いますが、医師というのは、やっぱりお医者さんというのは、どうしても医療的見地からの意味合いというのがやっぱり強いというふうに思うので、そこをその部分でも多分意見はお医者さんの中でも分かれるところでもあると思うのです。

それと同時に、この市長とかの判断である観光地を盛り上げていきたいとか、その信用度を高めていきたい、そしてそのレスポンスツーリズムとして、観光客、そして市民、そして事業所、そして市という部分もですけども、そこで負担していきながら信頼を高めていくという考え方というのはやはりありだなと思いますので、私はこの補正予算に関しては賛成の気持ちでいます。

○星委員長 そのほか、委員からございますか。

玉野委員。

○玉野委員 今、読ませていただいたというか、文面の内容は医学的側面で考えた対応というようなであるからこそ、那須塩原としては観光としてウエルカムとして、そういう姿勢を示す、そういうことで予算と実行を実施していきたい。

この2つのことの最後がぶつかっては、このサイドをどうやって認識しているかということが、これからの新しい観光のやり方だと。

だから、お客さん来るまでPRだけすればいいんだというだけじゃなくて、しっかり今、このコロナの対策はこうやっているんだと同時に、今後何が出るか分からないけれども、那須塩原の観光ウエルカムの姿勢は、その都度、ベストなものをやっていくんだという態度だと思うんです。

その態度ということをしてPRという言い方をしたり、一人一人の認識としたりかもしませんけれども、これは執行部と塩原、板室の新しい認識の提案だと思うんです。続きのと私は思います。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今、今回提案されているPCRなんですけれども、全国的にこういったことをやっているところはないのかなと、ちょっと調べてみたんです。

そしたら、これは臨時交付金も使ったということではあると思うんですが、熱海市は何と2,000業者、そして対象を7,500人、あそこ自身が本当に観光で生きているところとも言えるんで、思い切った事業施策を取ったんだろうと思うんですけれども、自己負担は5,000円、PCRは希望すれば当然受けられますという形を取っているんです。

これはかなりインパクトがあったみたいですが、ただ、それを新しい観光の在り方というふうにはうたってはいないんです。

どうしてかという、持続化交付金なんで当然、期限がありますから、10月末ぐらいだったですかね、実際にPCR検査を希望すれば受けられるんです。

だから、そういうふうな思い切った施策を取っているところも全国的には間違いなくあるんだと思うんです。これに関しては、市民の反対はなかったそうですというような情報を得ています。

今回、ここで一番の問題になるのは、やはりこのPCR検査、そして入湯税も絡みますけれども、を出すに当たって、一番は当然、塩原温泉の人たちがどういう思いだったかという、そこがしっかりとコンセンサスを得て出してきていけば問題なかったんだろうと思うんです。

だから、そこら辺だと思うんですよ。やっぱりほかとは違うことをやろうということはよく分かるんですけれども、そこがもう少し早い時期にコンセンサスが得ていけば、様々な意見は多分なかったろうなと思います。

だから、せっかく発想としては悪くはないと思

うんですけれども、そこがちょっと残念だったという感じをしています。

でも、このところの様々な報道等もあるし、議会としても様々な対応しようということで努力はしてきたわけですから、そういった観点からいけば成功してほしいなど、そういう思いが私は強いんです。

○星委員長 そのほかありますか。

相馬委員。

○相馬委員 今回、宿泊施設の従業員等にPCR検査を行うというのは、市内、それから市外に対するいわゆる安心・安全というもののPRというか、認知を深めていくというようなことだろうというふうに思いました。

これで市内の人、それから観光客についても安心・安全が確保されているという認識をしていただくということなんだろうというふうに思っております。

現実に東日本大震災の後に、似たようなかどうかは分かりませんが、農産物の全品放射線検査というようなことがあったときに、やはり農家のほうから、もし出た場合にはその後、那須塩原の農産物は売れなくなるんじゃないかとかという、そういうようなお話があったときに、やはり消費者の信頼を得るためにということで全品検査をやっていたというようなお話も伺っているところから、やはり消費者というのは今回、旅行者ということになるんでしょうが、そういったところに信頼を得るためには、今回の事業は必要なんではないかなというふうに思っているというところでございますので、意見か、意見のほうは、この事業についてはやっていただきたいというふうに思っています。

○星委員長 そのほかありますか。

山形副委員長、お願いします。

○山形副委員長 私も積極的なこの観光客を誘致するというふうな感じでは、私もどちらかというところ賛成です。

しかし、今、吉成委員言ったように、ちょっと拙速であった部分は否めない部分もあると思うんです。また、ここまで来て逆に取り下げたら、逆にもっとイメージダウンになっちゃうと思うんです。

例えば、観光地がびびっちゃってできなかったというところ、何となくイメージダウンにそっちのほうになってしまうんじゃないかなというおそれがあります。

また、小島委員には申し訳ないんですが、頂いた6番目の計画では入湯税を350円も値上げすると言って、下段に那須塩原市議会議員、市民の見解、品格が問われますというふうなことをうたっている人の話を僕は、僕がそういうふうな人の話は聞きたくないです。

せっかく一生懸命こうやって皆さんで議論しているのに、入湯税だって手つけたくないですよ、はっきり言って。そういったところは真剣に議論をしているのに、この高橋先生ですか、その愚の骨頂と言われると、私たち市議会議員もこんなに真剣に話しして考えているのにちょっとそれは悲しいなというところがあります。

私は積極的にここまで来たらやっていただきたいというふうな気持ちで頑張っていたいただきたいなという意見でございます。

○星委員長 どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 この医者の方の考えたこの専門家も言っていると言ったら、もうこれ否定するものではなくて、全くそのとおりだと私は思っていますし、たまたまこの6のところの下の品格を問われますということは、これはちょっと別にして、計画では入湯税を350円に上がると今、聞きましたが、こ

の愚の骨頂というのじゃないんですけれども、観光客が賛同し、来場するはずはないだろうと、私もそんなように同じように感じます。

でありますけれども、やっぱり人というのは、人の気持ちというか、感情的なものなんですけれども、こうPRをやはりするというところで、専門的なことはどうかは別として、一生懸命、観光対策を行っている地域だなという意味においては、効果があるのだろうというふうに、そちら側に立ちたいなという気持ちはかなりあります。

それと、これを決定する経緯については、どちらかというところで決めて、ぱっと行って、ここでどうでしょうかと持っていった経緯はあるんですけども、もしかしら誰かが検討されたんですけども、これを急に出すんじゃないくて、現場の皆さんとよく打合せして、こういうことで了解を取ってれば、もうちょっと違う流れでこの議案として扱われたかなという気がするんです。

今は、それ一生懸命、執行部側が御説明に行って、現場のほうに出歩いて理解を、細かいその医学的見地はともかく、じゃこういことをやろうというふうに今なってきたということ伺っているんで、そういうことであれば、これは市民といっても、業者の方だと、市民というかももちろん平場の人もみんな思っているわけで、その人たちは特に利害がそんなにない人たちなので、わからないまま、うちらが審査を代表して言っているだけです。ただ結果的に言うと、直接影響のある観光客の、観光施設の皆さんと、それからこっちに来たいという思いの人の皆さんと、そのようなPR効果があるかないかについては判断は難しいところですが、期待とかもある、私も前向きに考えていきたいなというふうに、一定の支持があれば考えたいと思います。

以上です。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 このメール自体が私にきたメールですので、表現自体はちょっと私はどちらかと言えばニュートラルな人間なんですけれども、もうすごくこのように専門家の方の意見に対してすごく、どちらかという賛成する立場なんで、そういうつもりでここを書いていきますから、あまり表現に関しては勘違いしないでいただきたいということを一つ言っておきたいと思います。

もう一つは、実を言うと、医学者の意見はやっぱりこれだと思うんです。実際、やはり国際医療福祉大学でも菅間記念病院でも、この地域のコロナをどうやって撲滅するかと努力していたわけです。

そういう中で、医者、お医者さんの立場として言えば、こういう形が本当だと思うんです。感染症の発症さえあれば、すぐに面倒見るという体制さえつくれば大事だというのが医者の考え方だと思うんです。

ただし、既に市のほうも、旅館組合の方々にアタックしまして、私も一般質問のときに反対者をどう扱うかという話もしました。

そうしたら、努力しますというお話で、ここまで同意を得たということでございますので、これに今から反対するつまりはございませんけれども、やはりこういうことをやる際には、一つの事案があったときに専門家とかいろいろな方の意見を聞きながら進めるというのは重要なことだと思っています。

そういう面で、専門家の応援を受けるような提案というのがいつも必要だろうかと思っていますので、そんなところを今後は期待、お願いして、今回の件については反対はしませんということです。

○星委員長 ほかに討議すべき内容はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようでしたら、ここで議員間討議と併せて質疑も終結したいと思います、ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入ります。15分間休憩に入ります。会議の再開は10分後、15時20分から会議を再開いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○星委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇

◎議案第81号の説明、質疑、議

員間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、議案第81号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高久商工観光課長 (議案第81号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第81号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとするに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第81号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会(第三分科会)を決算審査特別委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○高久商工観光課長 (認定第1号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

森本委員。

○森本委員 まず、14ページ、歳入の部分ですけれども、まちなか交流センター使用料というところなんですけれども、これって貸館の使用料というのか、貸館料でよろしいのでしょうか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 ちょっと説明が不足して大変失礼いたしました。

まず、こちら厨房、フードコートの使用料、あと委員おっしゃられる貸館使用料301件ございました。こちらの使用料の合計という形になっております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 それぞれ例えば、和室とかキッズコーナーとか、その詳細は分かれますか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 件数ベースで、それぞれの部屋ごとのというのはちょっと集計をしておきませんので、ちょっと今お示しできないということがございます。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 じゃ、聞き方変えます。

例えば、あまり貸館のないところとか、特別あるところとか、多いところとか、そういうところではいかがでしょうか。

○星委員長 副主幹。

○小池まちなか交流センター副主幹 まず、前提として、使用料に算定されているものは、営利目的の利用によるものということになります。

交流センター基本的原則無料で貸館している施設なので、使用料をいただいているということは営利目的での利用というのがまず前提になります。

営利目的の利用として、件数ベースになります。多いのは屋内広場、それから和室が76件ずつ、営利目的での利用があります。

それから、次いで、キッチンスタジオが56件、工作室が51件というふうになります。音楽室とか駐車場といった辺りは、件数的には少ない件数になっております。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 たしか、あそこには貸館以外にもレンタサイクルみたいなものがあつたかと思うんですけども、レンタサイクルの使用状況いかがでしょうか。利用状況いかがですか。

○星委員長 副主幹。

○小池まちなか交流センター副主幹 レンタサイクルにつきましては、黒須駅前活性化委員会さんの事業を会計を代理、代行してやっているというふうな形での位置づけになりますので、収入は市の収入ではなく、会計処理を今、代行をして、スタッフでやっているというふうなことになります。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 了解しました。

続きまして、237ページ、まちなか交流センターのことで少しお聞きしたいんですけども、こ

ちらのほうは山本議員が今回質疑をされた部分で、運営のほうについての質疑はどんな運営をしているのかという、ファーマーズの運営についてということでも質疑があつたかと思うんですけども、地域の黒磯駅前活性化委員会とか、あとは中にテナントとして入っているチャレンジショップなど、ショップなど入っていると思うんですけども、その辺とかとの運営の中での連携という部分というのは、どういった形で管理というか、確認をされているのかお伺いしたいと思います。

○星委員長 館長。

○大野まちなか交流センター館長 ただいまの御質問いただいた件は、質疑の中でもあつたという件だと思うんですけども、基本的にはファーマーズのほうに事務委託をしている内容になりますと、まず現場業務としまして、開館に関する準備、準備業務ですとか、貸館に関する業務、通常の貸館業務、あとは通常の施設の維持管理業務と、あとはまちなか交流センターに関する広報業務、あとは各種講座の企画運営、実際のまちなか交流センターが主催しています講座の企画ですとか、募集ですとか、講師の手配とか、そういったものの業務になります。

もう一つが、利用者からの運営に係る支援業務ということで、まちなか交流センターの利用者の方々と組織しています利用者会の運営ですとか、利用者会で行います利用調整会議ですとか、そういった部分の運営の支援をいただいている。

もう一つが、黒磯駅前活性化委員会に対する協力業務ということで、先ほどのレンタサイクルなんかその一部でございますが、あとは駅前の活性化委員会の方で行っていますも一すけグッズというものがあつて、そのグッズ販売等に関する支援業務ですとか、あとは、それ以外に実際にイベントをされる際に、駅前活性化委員会のほ

うでイベントをされる際に、これに対する支援等が行っている業務でございます。

あとは、そういった業務が当然でございますので、できるだけちょっと現在、コロナ禍の関係でなかなか打合せ等も行えてない部分もちょっとあるんですけれども、活性化委員会の事業のなかなか決まらないという点もございますけれども、そういった中で、定期的に打合せをしながらやっていきたいという方針でやらせていただいています。

以上です。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 どういう業務かというのは、山本議員の質疑のときにお聞きして分かっているようなんですけれども、コロナ禍でそれを確認するという意味で、例えばそういった会議に関する打合せ関係には、館長は参加されているんですか。

○星委員長 館長。

○大野まちなか交流センター館長 すみません、私、4月から館長として赴任しているんですけれども、実際4月の際に、3月までの中で今後、定期的に打合せ等を持っていきたいということで、前年の活性化委員会の方ですとか、話がされているということで引継ぎは受けております。

ただ、4月の時点で私のほうでも会長さんのほうに挨拶を行かせていただいたのですが、活性化委員会のほう自体でもコロナ禍ということで会議を自粛したりですとか、イベント自体がちょっとやるのはどうなんだという部分もあるので、ちょっと打合せなんかもなかなかちょっと今の状態ではできないようなというお話をいただいています、都度都度、会長さんがいらっしゃったりすることもございますので、そういった打合せをさせていただきながら、昨日もちょっとそういった話でお声かけをいただいたので、直接的な委員会、活性化委員会のお話ではなかったんですけれども、

打合せ等はさせていただいています。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 これ決算なんですよ。本年度のことを聞いているんじゃないかと、その館長、今年の4月からということなんですけれども、その前のこの決算年度に館長はそれは参加されていて、その話合いとかには、館長参加されていたということによろしいんでしょうか。

○星委員長 館長。

○大野まちなか交流センター館長 失礼しました。

私は4月から赴任ですので、その辺、決算に關しましては、参加は当然の別の部署にありましたので、すみません、話合いには私自体は参加しておりません。

○星委員長 森本委員。

○森本委員 館長じゃなくて、前任の館長さんですね。

○星委員長 館長。

○大野まちなか交流センター館長 すみません、打合せを当然、共同で打合せをする際には当然参加させていただいたりですとか、あとは駅前活性化委員会さんのほうで独自にやられる会議もございますので、そういった中で、それ以外も連携する打合せ等は、頻度がどうかという部分はあるかと思うんですが、どの程度の頻度がベターなのかという話はあるかと思うんですが、打合せを持っていたということで確認はしております。

○森本委員 分かりました。

○星委員長 そのほか。

相馬委員。

○相馬委員 市政報告書の236ページの商工イベント支援費（5001事業）の前年比が179万6,600円増になった理由がアナウンスの仕方を変えたからというふうに伺ったんですが、どう180万円アナウンスの仕方を変えたというのは、内容をお聞かせ

いただいでよろしいですか。

○星委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 こちら職員の負担軽減を
下げるために、アナウンス業務のほうを業者のほ
うに依頼した分というふうになっております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 ということは、2日間でおよそ180万
というアナウンス料だったということによろしい
んでしょうか。

○星委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 正確にはちょっと当時の
見積りまで確認はしてないので、必ずしも180万
が全てアナウンスだったとはちょっと言い切れな
い部分はございます。

ただ、今、細かい資料がちょっと今のところ手
元にはないんですが、大まかなものとしてはアナ
ウンス料が大きかったというふうなところです。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、大まかにはもうほぼほぼこれに
近い金額が全てアナウンス業務ということで、こ
のアナウンス業務に関わった人というのは何名い
らっしゃるんでしょうか。その人が何名いて、職
員の負担軽減は何名負担軽減されたんでしょうか。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 大変申し訳ございません。人
数の詳細と費用対効果の検証という資料をちょっ
と持ち合わせておりませんので、今御回答できな
い形になってしまいます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 時間があれば回答できるということな
んでしょうか。

○星委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 昨年度の決算等の資料、
またその前のとありますので、比較すればでき
るかと思えます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 聞きたいと思いますが、どのぐらい時
間かかりますか。

○星委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 15分から20分あれば出る
かなと思います。

○星委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時51分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたしま
す。

分かった時点でお答えいただきます。

○井上商工観光課長補佐 係りの者がいますので、
今の話で調査のほうをさせていただきますので。私のほ
うは終わり次第戻ります。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

小島委員。

○小島委員 245ページ、観光誘客促進事業費1,779
万、まず1つ目は温泉ガストロノミーモニターツ
アーとやったということですがけれども、何人ぐら
い集まって、その結果、お客さんの反応なんかは
どうだったか、お伺いいたします。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 まず、ガストロノミーですが、
モニターツアーということで11月に板室、12月に
塩原で実施いたしました。板室につきましては、
18名のモニターの参加で実施をしたところでござ
います。塩原については25名の出席という形で、
今年度、来年度に向けてのモニターという形で初
めて実施したところなんです、このアンケート、
実際歩いていく中で、それぞれの資源がたくさん
あるというところで、板室なんかはちょっと時間

が延長しちゃって縮まっちゃったりとか、いろいろした部分もあるんです。あとは、案内の人にもっと説明してもらえばよかったとか、そういった検証した中で2回、この人数で実施したというところがございます。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 補助金で、観光局に誘客促進業務という形で8,400万ちょっとぐらいあるんですけれども、かなり大きな金額です。これをどういう、観光局との間で進捗管理とか、あとはどこをどうするかという打合せみたいのはどんな形でやっているんですか。

○星委員長 所長。

○和氣観光振興センター所長 私、観光局のがあるセンターの所長のほうに赴任していますので、状況をお伝えしますと、人の連携につきましては、市の観光振興の戦略等は市のほうで施策がございますので、そちらのほうを基に観光局のほうでは様々な事業の具体的な事業を実施していくわけなんですけれども、進捗状況につきましては、当然商工観光課の観光係のほうで逐一、月に、去年は、昨年度は2回程度、戦略会議というのを設けてありまして、局の戦略について会議をする場があります。そちらのほうに商工観光課が参加いたしまして、事業の進捗状況、どのような事業費がかかっているか、例えば4つのコンテンツについては今年度はどのように進めていくかというのは、その会議の中に参加して把握をしております。

私のほうでも、財政的などところについては、補助金についても一応どういう状況に使っていいか、どういうものが補助対象になるか、これは補助対象にならないかというのは逐一支援をして、中身は見ているところです。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 観光部の局長なんか変わったわけで

すけれども、引継ぎというのはどういう形で行われているのか。

○星委員長 所長。

○和氣観光振興センター所長 局長が交代ということでありまして、前任の局長さんにつきましては途中の退職願をお預かりいたしまして、実際のところは、年度末については出勤というか、役員なので常勤ではないので、あまり用務に関しては関わっていなかったというのが事実なものですから、新しい局長のほうは実際のところこういうものを引き継いでというのは書面ではありましたが、新市長の下、就任した局長でございますので、また内容、事業の進行の仕方というのもある程度変わってくる場所があるというのはありまして、実際対面といいますか、そちらのほうで引継ぎというのはなかったんですが、こういう考え方だという書面での引継ぎがあったということです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、206ページの1項1目労働対策費、この中の下側の20事業、中小企業退職金共済加入促進補助金なんですけど、減額になっているということで、これは補助金を出すぐらいですから結構必要ですけれども、単純には今、入る人が少ないのかなということになるんだと思うんですけれども、その辺のところの事情というのは、まず人数がどうして減ったのかということ、教えていただければ。

○星委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 こちらのほう、昨年度は249名ということで、その前の年が334名ということで、前年、平成30年度は従業員の退職に伴って、さらにそういう方々が新規雇用されたのが進んで、多くなったんじゃないかというふうに私どものほうは想像しております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 退職されて、また減ったということなのかな。

○星委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 そのように取っております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解しました。

続いて、235ページの最下段の創業者支援事業、これが315万9,000円ということなんですけど、増減があるので増減の理由と、あとこれは支援事業と、具体的なお金の支出は140万と185万9,000円というこれだけなんですけれども、これの内訳、どんなことに支出されているのか、お聞かせいただきたいです。

○星委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 今の創業支援事業ということで、まず両商工会のほうに、那須塩原市のほうが創業支援塾、西那須野商工会が創業塾、そういった塾のほうに70万円ずつ、2か所140万円、こちらが創業支援事業の補助金となっております。

また、空き店舗チャレンジショップ設置事業ということで、空き店舗を利用して創業した方に家賃の2分の1を補助した事業が185万9,000円となっております。空き家を利用した新規の令和元年度の採択者が4件ございます。これは空き家の家賃のほうを12か月間補助しますので、平成30年度から継続した業者も3件ございます。

以上でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今まででは比較して説明に入っていなかったということですか。

○星委員長 課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 両商工会への補助金は低額ですので、チャレンジショップの家賃のほうの差額が、やっぱり借り始めた月とか家賃の額とか

によって差が出ているというふうに見ています。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 次、240ページの1項3目工業振興、企業誘致事業の10事業についてお尋ねをしたいと思います。

これは720万も使って、単純にあそこに造っている途中の工業団地に企業さん来てくださいということの一言で言えば営業費だと思っているんですけども、確認します。今現在、確定している申込みというのは幾つありますか。

○星委員長 係長。

○植木企業立地係長 今現在、正式なお申込みをいただいて決定している企業様につきましては、実際公表しているとおり1社でございます。ただ、実際こういうコロナ禍の中ですが、企業名とかそういうのは申し上げられませんが、最近になって引き合い、引き合いという御相談を受ける機会も多くなりました。4月以降、今回も含めて2回ほど企業様の現地視察も進めておりますので、引き続き、今申込みに向けて邁進しているところでございます。申込みとしては1社でございます。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私の勘違いかどうか、その1社は何かちょっと待ってくれというか、辞退はしていないのか、したのかもちょっと分からないけれども、1社はあったと思ったんですけども、コロナの影響で取りやめたというような話は、まだそこはないんですね。

○星委員長 係長。

○植木企業立地係長 お申込みいただいて辞退されたという企業様はいらっしゃらなかったです。昨年度と比較すると、質疑の中でも答弁があったかもしれないんですが、2社お話受けていましたが、

コロナの進捗で先行き不透明というところで、お申込み自体を、投資自体凍結すると、そういうお話は頂戴しておりました。お申込み受けてやめたというんじゃないくて、相談を受けていたんだけど、相談していたんだけど、投資するお金はちょっとないし、収めたいので、投資するのをやめたというふうなお話はございました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 白か黒かみたいな言い方で言うと、1社だけは、8区画の1社だけがきちんと企業立地奨励金をもらうことで今進めているという理解でよろしいですか。

○星委員長 係長。

○植木企業立地係長 そのとおりでございます。1社はお申込みいただいて、その後も続けております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、これは700万かけて、昨年度の実績が1社だったということになるのかなと思うんですけども、そうですね。

あと、ここに企業誘致審議会という報酬だと思っ
てが入っているんですけども、ここではどう
いう審議がされたんでしょうか。

○星委員長 係長。

○植木企業立地係長 基本、審議会につきましては市で条例化させていただきました企業立地奨励金の指定に関する、企業様の指定に関する審議になってございます。昨年2社お申込みいただきまして、その審議をさせていただいたものでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしましたら、あと、この枠の下のほうに補助金というのがありまして、企業誘致促進奨励金、それが250万、それから賃貸型立地奨励金、2件で550万、これは支出しているん

だと思うんですけども、ちょっとこれだとよく分からないので、これらはどんなふうなお金の使われ方をしたのか。

○星委員長 係長。

○植木企業立地係長 今回お支払いした企業様につきましては、条例が制定された平成29年度に指定の申請をさせていただきまして、交付する条件を満たしたのが昨年度だったものですから、内容としては2社の企業様にお金を執行させていただいたところでございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これは固定資産税の減額とか、職員の給与の補助みたいな、そういうことでしたか。もう一回ちょっと確認したいんですけども。

○星委員長 係長。

○植木企業立地係長 企業立地奨励金につきましては、おっしゃるとおり固定資産税の奨励でございます。賃借対応型企業奨励金につきましては、今、企業単位でもう親会社が部署をつくって、中に入る、創業する子会社が賃貸をして創業するというのがございますので、その賃料の補助でございます。

雇用促進奨励金につきましては、お一人当たり雇用につきまして、うち10万円をお支払いするというものでございますので、その雇用の奨励の部分でございます。

以上でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そういう状態の中で、こういう対象の人がいて、あったということで了解しました。

あと2点ぐらい、ちょっと質問させてください。

245ページ、観光誘客促進事業費（25事業）の下の198万円について。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 こちらの事業費につきまして

は、観光ガイド、ガイドブック、こちらを2万4,000部作らせていただきました。こちらになるんですが、こういった形で、塩原、板室という形で、こちらのガイドブックを2万4,000部作成しまして、これをツールとして皆さんにこうして、そんな業務でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 2万4,000部の印刷代が198万円ということなんです。

○星委員長 課長。

○高久商工観光課長 そうです。こちら観光局のほうに委託をして作って、印刷をかけてというところまでの業務でございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解しました。

一応確認で聞いておきたいところが2点ありまして、246ページの塩原温泉活性化事業、42事業で、うまいもんという言葉がちょっと耳に残ったんですけども、これ、うまいもん活性化事業だけだとよくわからないので、230万何がしという金額も、もうちょっと細かい御説明を受けたいです。

○星委員長 係長。

○石川観光係長 今、塩原温活の補助金の内容についてですけども、市のほうから出しているお金につきましても、まずこちら、地産地消ということで、旬の食材で使うキャンペーンということで、こちらが50万ほど使っております。うまいもんキャンペーンです。大根ですとか、そういったものを使った振る舞いに使っています。

それから、ハナモモの植栽ということで主に約120万ほど使っております。それに合わせまして、あと地区のまちづくり協議会というのがございまして、そちらの活動支援ということで、各地区に支援金というものをしております。そちらがお

おむね70万ということになります。

以上です。

○星委員長 先ほどの相馬委員の質問の答弁です。課長補佐。

○井上商工観光課長補佐 今ちょっと係のものの中でまとめていますので、間もなく来ると思うんですけども、ちょっと窓口対応もありますので、もう少々お待ちください。

○星委員長 そのほか質疑ありませんか。

○相馬委員 内容によってです。どの程度のアナウンス業務というのは、要するに巻狩まつりということで、恐らく2日間なんです。2日間の巻狩まつり、恐らく出陣式と、それから本祭りとして180万ということであると、何人の方が関わって、それをやらなかった、180万かからなかった場合に、実際にどれだけ、職員の負担の軽減というふうにおっしゃったので、職員の負担になっているのか。その差がよく理解できていなかった、現時点でも理解できていないので、ちょっとそれを聞きたいですけれども。

もしあれだったら、もう終わってから聞いてもいいので、今後本当にずっとアナウンス業務をそういうふうに行っていくのか、予算のときにどうだったのか、ちょっと実は今分らないでいるんですけども、すぐ分からないようでしたら、後で個人的に聞きに行きます。よろしいですか。

○星委員長 それでは、ここで10分間休憩に入ります。

会議は4時20分に再開します。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時20分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長補佐。

- 井上商工観光課長補佐 大変お待たせしました。
相馬委員のほうの巻狩まつりの増額に関する内容についてお答えしたいと思っております。
先ほど、当初アナウンス業務はかなり増えたということでしたけれども、アナウンス業務だけではないです。
まず、巻狩まつりの補助金で増額となった部分は、こちら比較の179万6,600円のうちの140万円が補助金として増額となっております。じゃ、その増額は何かというふうな部分になりますけれども、まずは、先ほど言われたアナウンスの部分。
今まで職員2名で対応していた巻狩まつり当日の影マイクというんですか、場内アナウンスとかメインではないほうの場内アナウンスのほう、そこに職員今まで2名いたところ、こちら業者のほうからプロのほうに1名来ていただいたということで、こちらアナウンス代の増額としては10万円ということでございます。

また、大きく増えた部分としまして、会場のほうに水道設備の設置のほうをいたしました。これは祭りの日のみ、菅をつけて立ち上げるというんですか、そういったための水道管理設の工事、工事自体としては150万程度かかったという部分がありますので、そういった部分で補助金のほうが増額をしているところです。

大変お待たせしてすみませんでした。

- 星委員長 相馬委員。
○相馬委員 分かりました。アナウンス料ということではなくて、その水道工事も多くかかったということと理解しました。
○井上商工観光課長補佐 大変お待たせしてすみませんでした。
○星委員長 そのほか質疑ございますか。いいですか。

[発言する人なし]

- 星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。
協議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

- 星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。
討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

- 星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 星委員長 異議がないものと認めます。
よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第9号の説明、質疑、議員 間討議、討論、採決

- 星委員長 続きまして、認定第9号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○高久商工観光課長 （認定第9号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第9号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

商工観光課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時30分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎農業委員会事務局の審査

○星委員長 ただいまから農業委員会事務局の審査に入ります。

農業委員会事務局の皆さん、お疲れさまです。

初めに、事務局長から御挨拶をお願いします。

○田代農業委員会事務局長 （挨拶）

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、議員

間討議、討論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いします。

○田代農業委員会事務局長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

吉成委員。

○吉成委員 やっぱり農業委員会というところ、農地法の3条、4条、5条というところが一番気になるんですけども、特に5条ということになるとは思うんですが、ここの実績からいくと、今回、件数が110件、面積が41万9,000何がしになっています。これは昨年の実績と比較するとどうい

があるのでしょうか。

○星委員長 局長。

○田代農業委員会事務局長 5条の許可件数の比較ということでございます。令和元年度110件でございますが、平成30年度は117件ということで、おおよそ同数というところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 件数もそうですけれども、当然面積という部分ではどうなんでしょうか。

○星委員長 局長。

○田代農業委員会事務局長 許可面積、こちらが令和元年度は41万9,695㎡に對しまして、平成30年度は25万7,308㎡ということで、16万2,387ということで、16haほど増えているというような状況でございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 16なんてすごい面積が増えているわけですね。その要因、どういったところが転用されてという部分になるのか、これをお聞かせください。

○星委員長 係長。

○佐藤農地係長 令和元年度なんですけれども、太陽光事業でメガソーラーなど大きい面積の事業がありまして、そちらの面積がかなり大きかったということで増えております。

以上です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 メガソーラーって、分かりましたけれども、もうちょっと事例を挙げて、メガソーラーの1つで16万㎡なのか。

○星委員長 係長。

○佐藤農地係長 一番大きいところだと、箭坪のところでは1件で17ha近くですね、そういったところがありますので、そこだけでもその増加分ぐらいになるということでもあります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 分かりました。

これに関して言うと、本来4月1日施行太陽光に関する市の条例があるので、当然協議等が必要だったんですけども、これに関して言うと、農業委員会ではどんな意見が出て採択されて太陽光が許可というのは、いいですか、聞けますか。何か意見は出ましたか。

○星委員長 局長。

○田代農業委員会事務局長 やはり農地転用、農地法に基づく許可要件で審査しております。やはり心情的にはというようなところでございますが、許可要件が合致しているというところで、許可せざるを得ないというような委員さんからの御意見は頂戴したと記憶しております。ただ、それは総会の中でそこまで突っ込んだかということ、ちょっと語弊があるかと思しますので、それはその委員さんからそういった感想を持ったというふうに聞いたというところでございます。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは農業委員さん、推進委員さん何人で現地調査されたんですか。

○星委員長 局長。

○田代農業委員会事務局長 現地調査の体制でございますが、基本的に1班4名の農業委員さんですね。そのほかに現地調査員ということで地区の担当の委員さんが1名事前に調査を行う。そして、現地調査には、事務局としまして局長を含め3名が随行をしているというような体制で行っております。

○吉成委員 分かりました。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと引き続き農業委員さんの意見についてお伺いしたいんですけども、先ほどの話で、法律に基づく場合は許可せざるを得ないと

ということなんですけれども、農業委員さんとしての立場では、これはよろしくないんじゃないかというような案件というのはありましたか。

〔「何条」と言う人あり〕

○鈴木委員 すみません、5条、4条、どちらも農地転用されるときに、申請に対して法律上は合致していると。だけれども、農業委員さんとしては、いや、農業関係者の立場から言えば、これって本当はよくないんじゃないかというような意見が付されたものはございますか。

○星委員長 局長。

○田代農業委員会事務局長 強いてどの案件でこういう意見だったという話ではないとは思いますが、基本的に、要は優良な農地を削ってまで造らなければならないのかというようなところでは、委員さんとしてはいろいろお考えがあるというふうには聞いております。ただ、やはりこれが許可要件として見た際に、それは条件が整った中で許可はせざるを得ないというようなところで、許可した案件については農業委員の皆さんが信認の上、決定を下しているというようなところでございますので、心情と結果はそういったわけでちょっと違うのかなとは思いますが、そこはきちんと責任を持って委員の皆様が総会で判断をいただいたというふうに理解をしております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 農業委員さんがいてもいなくても同じ結果じゃしょうがないので、1人は現地見てもらっているということだと思うんですけれども、なかなか、法律どおりに書類を出されるでしょうから、心情と違いが、ギャップがあるだろうと思うんですけれども。

あともう1点、時間があることもあって、ちょっとお伺いできたらと思うのが、4条、5条というのは農地以外のものになってしまうわけです

けれども、大きな面積じゃなくて、今度、件数の多いエリアというんですかね、農転がどんどん進められているところというあたりの関係からご報告いただければと。

○星委員長 係長。

○佐藤農地係長 すみません、5条ですね、件数でいきますと、令和元年度については西那須野地区が34件で一番多い件数になっています。面積でいきますと、高林地区、件数は10件なんですけれども、23ha近いということで、高林地区が一番多い面積ということになっております。

〔「ちょっと追加で」と言う人あり〕

○星委員長 局長。

○田代農業委員会事務局長 補足をさせていただきますと、要は先ほど言いました高林地区、面積でというのは、メガソーラーが主たる原因だと思われれます。一般的に、これまでの傾向としまして、西那須野地区、件数が多いのは、主に宅地分譲もしくは開発、そういったところでの申請が多いというようなところかと認識しております。

○鈴木委員 了解です。

○星委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

農業委員会事務局所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 5時09分

○星委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

—————◇—————

◎散会の宣告

○星委員長 以上で本日の建設経済常任委員会を散会いたします。

では、お疲れさまでした。

散会 午後 5時09分

建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）
及び決算審査特別委員会（第三分科会）

令和2年9月16日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	星 宏 子	副委員長	山 形 紀 弘
委員	小 島 耕 一	委員	森 本 彰 伸
委員	相 馬 剛	委員	鈴 木 伸 彦
委員	玉 野 宏	委員	吉 成 伸 一

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

建設部長	大 木 基	都市計画課次長兼課長	関 孝 男
都市計画課長補佐	渡 邊 章 二	都市計画係長	江 面 史 彦
開発指導係長	相 馬 福 光	都市整備課長	増 子 芳 典
都市整備課長補佐兼都市整備係長	小 野 治 夫	空き家対策係長	遅 沢 友 則
建築係長	千 田 晃 司	道路課長	鈴 木 隆 行
道路課長補佐兼建設係長	高 野 茂	管理係長	江 面 宏 信
維持係長兼河川係長	大 野 昭 博	用地係長	浦 田 謙 一
建築指導課長	三 輪 敦	建築指導課長補佐兼指導係長	高 橋 力
審査係長	鈴 木 美 津 治		

出席議会事務局職員

書記 鎌 田 栄 治

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔道路課〕

■予算審査

- ・議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

■決算審査

- ・認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔都市計画課〕

■決算審査

- ・認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔都市整備課〕

■予算審査

- ・議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）

■決算審査

- ・認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔建築指導課〕

■決算審査

- ・認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○星委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、建設経済常任委員会を再開します。

—————◇—————

◎建設部の審査

○星委員長 これより建設部の審査に入ります。

初めに、建設部長からご挨拶をお願いします。
部長。

○大木建設部長 (挨拶)

—————◇—————

◎道路課の審査

○星委員長 ただいまから、道路課の審査に入ります。

道路課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第75号の説明、質疑、討

論、採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会(第三分科会)に切り替えて審査を行います。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。

○鈴木道路課長 (議案第75号について説明)

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許し

ます。

吉成委員。

○吉成委員 それでは、湯街道2号線並びに大田原街道線、今回の組替えの理由をお聞かせください。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 それでは、湯街道2号線の増額の理由についてお答えいたします。

まず、湯街道2号線につきましては、地権者の方から強い買取り要望があったため、工事代から用地代のほうに持っていったと、そういうことになります。

続きまして、今度、防災・安全交付金事業のほうの組替えの理由なんです、こちらにつきましては、補償の設計額が当初より増加したために、250万円組み替えたというものであります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 では、湯街道2号線のほうなんです、地権者のほうから強い要望があって、とにかく買い取ってほしいと、そこは分かりました。

そうすると、工事請負費に関して800万からの減額になるわけですけども、ここはどうやって補填されるのでしょうか。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 工事請負につきましては次年度の実施ということで、先に送ったような形にはなっていますが、適切に進めていく予定ではあります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 同じく防災・安全交付金のほうの大田原街道線についても、同じことの理解でよろしいんですか。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 そのようなことです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 それでは、下のほうの道路整備につい

てなんです、今回、JRの車両基地拡張に当たっての用地の測量、物件調査、土地の評価ということで3,000万円からの予算が計上されているわけですけれども、実際に用地測量は面積としてどのぐらいになるのか、それから物件調査というのは、物件どのぐらいの物件が対象になりますか。

○星委員長 係長。

○浦田用地係長 ただいまの吉成委員の質問にお答えいたします。

測量ですけれども、おおよそ2万平米ほどを想定しております。また、物件に関しましては10件程度の物件を想定しております。

以上になります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 実際に2万平米、かなりの面積になるわけですが、対象地権者は何人ぐらいになるのでしょうか。

○星委員長 係長。

○浦田用地係長 対象地権者ということですが、実際には測量して境界立会い等を実施しまして、買収面積が確定して、買収筆が確定しませんが、はっきりした数字は申し上げられませんけれども、現在想定としましては20件程度の地権者からの買取りを想定しております。

以上になります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 了解しました。

最初の課長の説明にはなかったんですけども、1項1目土木総務費のほう、今回、一般給与2,500万、それに付随するものとして合計で4,800万の減ということになるわけですね。当初の異動であればこういったこともあるのかなという気がするんですが、この9月の補正でこれだけの金額が出るということは、何人ぐらいの方が異動されたのでしょうか。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 私のほうからは、具体的な数値については、この人件費については総務のほうで所管しておりますので、私どものほうで予算を組んだわけじゃありませんのであれなんです、今回のコロナ対策における室のほうに、道路課のほうから1名増員しておりますので、要は道路課のほうは1名減と、室のほうに1名増と、そういったものの中で予算の組替えがあったものというふうに考えております。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、この一般給与の2,500万円からの減額というのは1名分ではないということになりますね。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 金額的には2,500万ほどになっていますから、当然1名の人件費ではありませんので、そういうことだと思っております。中身については、この場でちょっとデータを把握していませんので、ちょっと申し訳ありませんが、お答えできません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そういう部長の答弁ですから、これ以上は聞けないのかなと思うんですが、単純に土木総務費として出てきているものですか、当然、建設部に関する人事で、ここがこの給与並びにそのほかの手当等と4,800万からの減というものは、単純に考えるのは、これはもう間違いなく建設部関係だろうと思うのが普通だと思うんですね。それが、今部長の説明だと、1名分というと、ほかの部であったり、そういったものがここに含まれるという、会計上はそういうことはあり得るということですか、一般論として。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 一般論として、8款土木費という

こととなりますと、8款土木費の中には、支所のほうで維持管理等に携わる人も8款土木費のほうに入っておりますので、建設部だけではないということではないかというふうには言えます。申し訳ありません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 特に塩原支所なんかは、当然建設とほかに組み合わせさせた課とか、そういった形になっているということで、そこでもし人事異動があればということの説明ですね、今のは。そういう理解でいいんですね。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 人事異動だけじゃなくて、何かの形で給与の見直しがあったとか、そういったのを含めてということです。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 それでは、今、吉成委員からも質問があったところと重なりますが、18ページ、2項3目道路新設改良費です。

市単独道路整備事業費4001事業についてお伺いしたいと思います。

この事業については、市の道路計画の中に当初なかったものと認識しておりますが、そうすると、財源的にも当初は考えていなかったんじゃないかと思えます。

そういった中で、今、面積とか土地の購入のこともあると思うんですけども、測量に入っていくわけですけども、将来的に工事が発生して完成するまでに概算費用を今現在どれぐらいと見込んでいるかをお伺いしたいと思います。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

市道新幹線側道西3号線の事業ですけども、事業につきましては、令和元年から6年というこ

とで考えております。6年までということです。

事業の内容につきましては、国体道路と言われている道路から那須塩原駅のアンダーができる部分、そこまでの1,800mということで予定しております。

以上です。

○星委員長 工事費の金額。

○鈴木道路課長 すみません、金額ですけれども、概算事業費となりますが5億4,400万円、その内訳としましては、測量設計費が4,400万円、用地補償費2億2,000万円、工事費が2億8,000万円ということで、合計5億4,400万円を予定しております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では、財源としては、国の補助がどれぐらいもらえるのか、市単独で一般会計から全部出すのか、そのあたりの内訳をお願いできますか。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 財源の内訳につきましては、今年度までは市単独事業でやっております。来年度から国の補助金のほうに事業を移行させるという考えでおります。国の補助につきましては2分の1補助ということで、来年度から完成までは補助金を使いたいということで予定しております。

○星委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

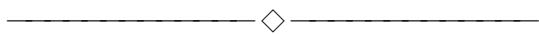
○星委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○鈴木道路課長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 ページでいいますと273ページです。

これは地方創生道路整備推進交付金の中の土地購入費618万511円、その下、補償費、補填費及び賠

償金などに要する費用が805万3,185円とありますが、こういうことは相手のあることなので、何か順調にいったのか、何か購入とか賠償で滞るようなことがあったかどうかの経過などを御報告いただければと思います。

○星委員長 係長。

○浦田用地係長 こちらの公有財産購入費と補償、補填及び賠償金についてですけれども、契約につきましては、いわゆる現年分で契約はさせていただいたんですけれども、どうしても補償となりますと、こちらからお金をお支払いしまして、支障物件の撤去等をお願いすることになるんですが、どうしても業者等の見積りを取ったりですとか、あとは契約をして実際に業者が現場に入って撤去するといった形で、どうしても現年度で終わらないような場合がございますので、そういった形で予算を繰り越して対応したものだということでありまして、用地交渉等で特に問題があったとか、そういうことで述べたわけではございません。

以上になります。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと順番逆になる部分が、逆になっているところがあるんですけれども、268ページ、社会資本整備総合交付金事業（10事業）とある中のやはりなかなか土地の購入とか補償関係、相手があることだと大変だと思うんですが、またこの金額が大きいところで、土地購入費が3,400万幾らというところがあるんですね。

同じような理由で購入費、それから補償費、賠償金等で、賠償金ならこれ1,200万以上ですね。この辺で何か事業を進めるに当たって問題がなかったかどうかだけお伺いしたいと思いますね。

○星委員長 係長。

○浦田用地係長 こちらにつきましては、現年分の予算ということもございまして、特に問題があっ

たというわけではなく、現年度で用地交渉に当たりましてご契約ただけまして、契約の履行にともない、金額を支払ったものでございます。

以上になります。

○星委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 259ページの道路橋梁総務費の中で、道の駅明治の森、駐車場整備事業費というようなことで、明治の森の青木周蔵邸の杉並木が真ん中から切られたというようなことで、いろいろと地域の方から批判もあったわけですが、この計画をするときにどのような方法で計画を立てたのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 杉並木を伐採した経過と言いますけれども、今回の駐車場の整備については、ハイシーズン、夏休み期間中とか、あとは連休期間中とか既存の駐車場では満杯になると。その既存の駐車場に満杯になった車を何とかほかのところへ誘導して駐車場を確保したいという中で、まずは1回既存の駐車場に入って次の駐車場に行くということで、既存の駐車場から今回整備した駐車場の間を連絡する必要があった中で、どうしても既存の青木邸の杉並木を横断せざるを得なかったというような事情がございまして、1回そこを外を回すということになりますと、1回県道板室温泉線へ行ったものを、県道のほうに出てまた市道を通行させて新しい第2駐車場に行くというような形になるんで、それはちょっと利用者の利便性が欠けるということで、現在の形にしたという経緯がございまして。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 すごく分かるんですけども、そうすると、例えばその地域の人たちの杉並木に対する思いみたいなものもあるかと思うんですけども、

そういう方々にどのような合意形成というのは図ったのかどうかだけ確認したいと思います。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 地域の方の合意形成という前段として、あそこの青木邸については文化財ということになっておりますので、生涯学習課が所管しているということで、そちらのほうの調整等はさせていただいた形の中で今の形を決めた。

もう一つ、地域の例えば青木地区の関係者のほうに協議をしたとか、そういったことはやっておりません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 ちょっとページがよく分かりませんが、2項2目の道路管理費で、当初予算で通学路の整備事業で1,000万円ほどの予算が計上されていたんですが、今回この決算を見るとそれがどこにあるのか分からないんですが、執行されたのかどうかを併せてお聞かせください。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 通学路整備事業、当初で1,000万載っていたと思うんですが、この年度は途中までその通学路整備事業をやろうということで進めていた事業もあるんですが、地元のほうの協力で、地元のほうで解決した部分もありまして、この年度につきましては、通学路整備事業をやらなかったということで記載はしておりません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今の課長の説明のその地元で解決したという意味がよく分からないんですが、通学路の整備は要りませんよと、しなくてもいいですよという意味合いだったんでしょうか。

○星委員長 係長。

○大野維持係長 通学路整備事業につきましては、地元のほうから要請を受けて、市のほうが整備を

するといった形になります。去年については、そういう箇所が1件ございました。事業を市のほうと進めていく中で、地元の調整、自治会のほうで整備のほうを行ったという案件になります。なので、市のほうの支出はなかったということで決算ゼロという形になっております。

以上です。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 地元でそうすると通学路の整備をしたという捉え方でいいんですか。

○星委員長 係長。

○大野維持係長 委員おっしゃるとおり、地元のほうで、一部住み切り部分になりますが、その部分について地元のほうで整備を行ったという形になります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 予算としては1,000万という予算が組まれていたわけですので、そうすると当初、道路課で考えていた整備ほどのものではなく、地元でやったということによろしいんですか。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 この通学路整備につきましては、地元からの土地の協力とかそういったもので歩道を造るというよりも、子どもが歩くスペースを確保するというようなものですから、その部分につきましては、地元のほうでそういった確保ができたということだと思います。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 分かりました。

続きまして、269ページ、ここの社会資本整備総合交付金事業の中の島方横2号線、あの熊川に架かる橋梁の部分なんですけど、架け替えということで、今回、当初予算から見ると1,500万の県への負担金になっているわけですね。当初は4,200万ほどの予算が計上されていたと。この金額の差

が出たということはどういうことなのか、お聞かせください。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 島方橋の県への負担金について御説明させていただきます。

平成30年度末に、3月補正におきまして4,120万ということで補正をしているわけなんですけど、その事業につきましては、1,564万9,000円の前払い金をしたということで、それ以外は繰り越しているということです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 前払いをしたというのは、どういう理由で前払いをしたんですか。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 県からの負担金の請求に伴う前払い金なので、県には負担金として払います。県のほうが施工業者に前払い金を支出していると、そういうことです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そういう事例というのはよくあるとは言いませんけれども、ある事例だということで理解していいわけですか。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 そういうことです。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 すみません、じゃ、次ページ、270ページのほうです。防災・安全交付金事業の中のその他委託料で、JRへ委託しているとは思いますが、この豊浦佐野線、これの踏切の拡幅工事の業務委託ということで、これも当初、1億円からの予算が計上されていたわけですが、実際に決算では4,100万という決算金額になっています。その差をお聞かせください。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 市道豊浦佐野線佐野開墾踏切のJ

R委託の内容ということですが、JRの協定におきまして、当初8,997万9,000円ということで、平成31年度は8,997万9,000円ということで協定を結んでおります。その後、変更協定ということで、実際には要は精算という形になるんですが、そのときに4,422万2,995円ということで変更を結んでおります。実際は、平成31年度にやった部分の精算ということで、最後に変更ということでかかった分ということで変更を結んでおまして、それ以外に残った部分、それは今度、令和2年に年度ごとの協定というのを結んでいまして、令和2年には2億9,000万強の協定を結んでおります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 そうすると、実際に踏切の拡幅というのは、要は子どもたちの安全確保のための歩道に近いものがあそこにあるというのが最終的な工事になると思うんですが、じゃ、それが今言われた2億9,000万からの支出に、令和2年は、なるということでよろしいんですね。

○星委員長 課長。

○鈴木道路課長 そのとおりでございます。

○星委員長 そのほかございますか。

山形副委員長。

○山形副委員長 259ページなんですが、道の駅整備事業ということで3,627万6,400円、こちら駐車場の整備工事ということで、一度多分聞いたことあるんですが、改めてその工事の内容をお伺いいたします。

○星委員長 課長補佐。

○高野道路課長補佐 今、整備の内容ということなんですが、今回整備しましたのは、既存の第1駐車場に加えて、今、隣接に美術館があるんですが、そちら側のほうに駐車場を増設するというような工事でございます。併せて、そちらに向かうアクセス、これなんかも整備しまして、道の駅の全体

を周遊させるというような工事でございます。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 分かりました。

そうすると、今あった駐車場から何台多く駐車場が確保できるようなことになるんですか。

○星委員長 課長補佐。

○高野道路課長補佐 既存の台数から何台増というのは、ちょっとすみません、今の段階では把握していないんですが、ちょっと後ほど報告させていただきます。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 すみません、今の御質問については、改めて御答弁させます。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、駐車場工事ということで何台以上駐車場を造るという予定で造ったわけじゃないというふうに捉えてしまうんですが、そういうニュアンスでよろしいんですか。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 当然、計画に基づいてやっていますんで、台数的な把握はしております。たまたま手元に資料を持っていないので即答できないというだけです。申し訳ありません。

○星委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了い

たします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

道路課所管の審査は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時28分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎都市計画課の審査

○星委員長 ただいまから、都市計画課の審査に入ります。

都市計画課の皆さん、お疲れさまです。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○星委員長 ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

次長。

○関都市計画課次長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 39ページ、歳入で、2項1目分譲宅地分譲代金7件で5,000万何がしという金額だったんですが、状況として、今、市で持っている区画数と、それから7件を入れて、今残り幾らと。それから、市の方向としては、これを今後どういふふうに積極的に売っていくのか。ただの要望があれば売っていくのかあたりのことの御説明をお願いいたします。

○星委員長 次長。

○関都市計画課次長 分譲地の残件についてですけども、関谷地区3地区ありまして、関谷地区の分譲地としては残り16区画ございます。那須塩原駅西口、この区画数については、残については、現在で6区画になります。西那須野地区、ここにつきましては、2区画というふうになってございます。

今後どのように売っていくかというお話ですけども、駅前と西那須野地区については、毎年数件売れておりまして、関谷地区につきましては5年近く売れていないという状況ですので、ここにつきましては、補助金とかいろいろそういうことを考えて、積極的にそちらのほうへ誘導するよう

な、また開発行為だとかそういうところにあっても、こちらのほうにありますと、宅地、そういうところを紹介しながら売っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

民間の分譲開発事業者だと、これ給料に関係するので、積極的に売っていきなさいいけない、それは死活問題だと思うんですが、市の場合だと、この残っていることについて問題がないのか、どのように考えているのかのあたりだけ、ちょっと所見をお伺いできますかね。

○星委員長 次長。

○関都市計画課次長 残っていることについての問題についてですけれども、適切に今管理していて、当然雑草とか生えますので、そういう雑草の管理だとかそういうのは年間ちょっとかかってくるけれども、今のところ、これ相手があることで、売りたいというものはあるんですけれども、適切に管理をして紹介をしていくということで、都市計画課のほうとしては、今のところは大きな問題はないかなというふうに考えております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 土地が高騰している時代は、将来的にも資産価値として上がるんですけれども、今、人口減少の中で公共施設、ほかにも使っていないところは処分したほうがいいんじゃないかという考え方でいくと、この当初売ってた金額に対して、多分値下がりしているんじゃないかと思うんですよね。

ちょっと分からないで言っていますけれども、そういうことを考えると、売っていきなさいいけないのかなとは思いますが、ここ意見を言うところではないので、そういう状況でいいの

か、もうちょっと深刻に対応していきなさい、深刻ではないですけども、市の体制上、そんなに深刻ではないですけども、積極的に処理、処分していくように考えなさいいけないんじゃないかなと思うんですが、最後にもう一度、改めてお伺いできますか。

○星委員長 意見でしたら、その他のところでお願いいたします。

○鈴木委員 いや、どういう考えか、改めてお伺いしますということですね。

○星委員長 部長。

○大木建設部長 私のほうから、所見といいますか、
ですが、この関谷地区、あと那須塩原駅西口、あと西那須野駅周辺、全て立地適正化計画の居住誘導区域ということで、居住を誘導するということになっております。件数分としては、できるだけその場合、分譲地を売買して、そこに人口を持って行って人口増を図りたいということで、この不動産については、積極的に売りたいと思っております。

その中で、西口残り6か所、西那須野駅周辺2か所ということで、こちらのほうについては、比較的引き合い等がありまして、すぐといいますか、今後売却ができるものというふうに捉えております。

問題については、関谷地区、これは関谷分譲地内なんですけど、こちら16区画残っておるんですが、なかなかこちらのほうが売却進んでいないという中で、冒頭、都市計画長、関次長のほうから説明もありましたように、補助金の設定、補助金制度によって新たに入ってくる人については、その人口といいますか家族数等に応じて補助金を設定するという検討を、今現在しております。そういった中で、そういった制度を今後構築する中で、積極的に売っていきたいと。居住誘導と併せて売却

ができれば、固定資産税の増というのも2次的に効果はありますので、そんなことを図ってまいりたいと、このように考えております。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

どういう形で1年間やってきて、これからどんなふうを考えているかというのは了解しました。

続きまして、278ページの8款4項1目の中に、開発行為許可指導費というのがあるんですが、金額は大きくはないんですけども、こういったことについて市の受け付けた件数、許可件数、同じ、若干違いがあるんじゃないかと思うんですが、その辺の状況を御報告いただけますかね。

○星委員長 次長。

○関都市計画課次長 受付件数です。令和元年度につきましては、開発許可のまず許可については19件、変更許可につきましては9件、その他の許可につきましては3件という形になってございます。

30年度に比べますと、若干減っているんですけども、ここはちょっと相手からの申請ですので、この辺については、毎年増減しているという状況になってございます。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 過去の状況もお伺いしたんですけども、市として開発許可が増えているのか、減っているのか、あとは免責の関係もあるんですけども、そこがお伺いしたかったところですけども、あまり変わっていないのかなというふうに受け止めました。ありがとうございます。

以上です。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

相馬委員。

○相馬委員 278ページの一番下の段です。開発帰属施設管理費というところで、工事請負費で開発帰属雨水浸透層フェンス修理工事8か所で約180

万ということは、1か所当たり大体20万ちょっとという計算になるかと思うんですが、このフェンスの修理をする基準があればお伺いしたいと思います。

○星委員長 係長。

○相馬開発指導係長 こちらの修繕の基準ということですが、おおむね基準として何か数値的な基準ではないんですけども、苦情ですとか、あと地域の方からのご相談によりまして、フェンスの修繕ですと、主に傾いている、あとは門扉が開け閉めが、開閉ができない、フェンスのネットが破けているために、子どもたちが入ったりして危ないので何とかしてくれということに対しての修繕が求められていますので、そこを現地に行ったときにそれが確認できた場合には修繕という形を取っております。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 それでは、市では、この市が管理しなくてはならない雨水浸透層の箇所、数というのは把握されているのでしょうか。

○星委員長 次長。

○関都市計画課次長 それは把握してございます。ちょっとお待ちください。

帰属浸透層の箇所については532か所、また同じような形で、緑地のほうも帰属がありまして、それについては8か所という形で、その箇所を毎年管理をしているという形になります。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 管理するに当たって、計画的な管理なのか、それとも先ほど言ったように、地域住民からの苦情が判断基準ということなのか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 次長。

○関都市計画課次長 基本的には、計画的に5年サイクルとかそういう形でやっっていこうとは思って

いるんですけれども、予算の関係とかございました、やっぱり優先度の高いもの、先ほど係長が説明したとおり、苦情等があるところ、そういうところを毎年行っているという状況になってございます。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

続いて、その下の段です。砂利の撤去、これについても基準があるのか、お伺いいたします。

○星委員長 係長。

○相馬開発指導係長 こちらの土砂の撤去の基準なんですけれども、厚み的な基準というものは特に設けておりません。ただ、やはりこちらも現地、苦情等を言った場合に、水の飲み込みが悪いとか、水の引きが悪いというときには、現地に行きまして中に入りまして、大体の土砂の厚みを測りますと50cm以上の厚みがもう土砂でたまっているというときには、ほぼこういった状況がありますので、その厚み、密度、そういったものを確認しながら撤去という形の対策を取っております。

○星委員長 小島委員。

○小島委員 279ページで、開発行為帰属緑地の草刈り業務というのを5か所やっているということなんですけれども、これはあれですかね、基本的には草刈り機とかハンマーナイフモアとか、そういう機械でやっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○星委員長 係長。

○相馬開発指導係長 こちら開発帰属の緑地ということによろしいでしょうか。

こちらにつきましては、委託という形を取らせていただいていますけれども、内訳としましては、どちらかというとシルバー人材センターに委託しているものが多いんですけれども、そこは草刈り機、手作業であったりというところは、シルバー

人材センターのほうにお任せという形にはなってしまうんですけれども、見てみますと、恐らくほぼほぼ人力ですので、草刈り機、あとは鎌等、そういうもので作業しているのは、現地のほうでは見ております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 277ページなんですけど、今、小島委員が言ったように、草刈りの業務で、恐らくその他の委託料で、那須塩原駅西口地区分譲宅地管理業務ということで、こちら多分シルバー人材さんなんですけど、この草の処分は83万8,585円のうちお幾らぐらいかかるんですか。

○星委員長 次長。

○関都市計画課次長 すみません、今その内訳については、ちょっと資料として持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えができない状況です。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 分かりました。

そうすると、その下の西那須野地区分譲宅地も草刈り及び草処分も入っているんですが、その下の関谷地区においては草の処分が含まれていないんですが、関谷地区のその草の処分はどういうふうにされているんですか。

○星委員長 次長。

○関都市計画課次長 関谷地区のほうにつきましては、現地に草を刈ってそのままとめて置いておくというような対応で行っております。

○星委員長 山形副委員長。

○山形副委員長 そうすると、上の2つはそういうふうなことができないから、処分かかるということの認識でよろしいんですか。

○星委員長 次長。

○関都市計画課次長 そのとおりでございます。

○山形副委員長 分かりました。

○星委員長 そのほかございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

小島委員。

○小島委員 草刈りで機械的にやるというのもよく分かるんですけども、道路は非農耕地じゃないんで、実を言うと、今ラウンドアップ系の除草はすごく安いですよ。1本で300円ぐらいだと。それを計画的に使うと、3回ぐらいまけば、ほとんど草が制御できるというのが現実です。どうも土木系の方々は、ラウンドアップに対してすごく理解していないかなと思っているんですけども、安全性に対しては、それほど問題にならないという状況なんです。

そういう中で、やはり道路管理に関しては、非農耕用の除草剤をもっと効率的にうまく使えば、こんなに予算必要はないんですよ。そういう面では、その除草剤の効率的な利用というのをしっかりと使って、最初に実験的にやってもいいと思いますけれども、それをもっとやると経費が浮いてくると思いますので、検討していただければと思います。

○星委員長 小島委員、それは要望という形になりますか。

○小島委員 要望です。

○星委員長 その他の意見のところ。

○小島委員 意見、要望です。

○星委員長 要望ですね、こちら要望として伺います。

そのほかに意見ございますか。

[発言する人なし]

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございません

か。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第……

[「1つだけ訂正させてください」と言う人あり]

○小島委員 ラウンドアップという言葉を使っちゃったんですけども、グリホサートという化学薬品です。要は、ラウンドアップは商品名なんで、商品名ちょっと言うとまずいで、グリホサートという除草剤を使っただければということです。ラウンドアップではありません。

すみません、いいですか、大丈夫、分かりましたか。分からないですね。

○星委員長 小島委員、その他のところで意見として述べていただければ。

○小島委員 訂正です、訂正。ラウンドアップという除草剤を使ったほうがいいんじゃないですかと言ったんですけども、ラウンドアップという除草剤は商品名なんで、グリホサートという化学の薬名ですね。

○星委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 4 分

再開 午前 1 1 時 5 6 分

- 星委員長 休憩前に引き続き会議を開始します。
小島委員。
- 小島委員 その他ということで、申し訳ないです。
もう一度、じゃお話ししますけれども……
要望は、じゃ、取り下げます。
- 星委員長 認定第 1 号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 星委員長 異議がないものと認めます。
よって、認定第 1 号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。
都市計画課所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 5 7 分

再開 午後 1 時 0 3 分

- 星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎都市整備課の審査

- 星委員長 ただいまから、都市整備課の審査に入ります。
都市整備課の皆さん、お疲れさまです。

◎議案第 7 5 号の説明、質疑、討論、採決

- 星委員長 都市整備課については、建設経済常任委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を予算常任委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。
議案第 75 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
課長。
- 増子都市整備課長 （議案第 75 号について説明）
- 星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
鈴木委員。
- 鈴木委員 今の説明で、金額が 496 万 3, 000 円という数字が出たということですがけれども、これをもうちょっとかみ砕いて御説明いただけますでしょうか。
- 星委員長 課長。
- 増子都市整備課長 こちらの算出根拠ですけれども、まず過去 3 年間の月別の料金を平均して、我々のほうで算出いたしました。その結果が 4、5、6 の 3 か月間の合計が 578 万円と試算いたしました。それから実際の今年度の 4 月、5 月、6 月 3 か月間の実績、利用料金が 81 万 7, 500 円でした。この 2 つを引いた額が 496 万 3, 000 円となりました。
以上でございます。
- 星委員長 そのほかございますか。
〔発言する人なし〕
- 星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。
討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ

いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第75号 令和2年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○星委員長 続きまして、予算常任委員会（第三分科会）を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○増子都市整備課長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、最後に御説明いただいた災害復旧費の鳥野目河川公園ということだったんですが、これの復旧の工事内容をお伺いできればと思います。

○星委員長 課長。

○増子都市整備課長 こちらについては、鳥野目河川公園の案内看板の復旧の工事といたしまして、看板自体は公園の中のものではなくて、分かりやすく説明いたしますと、若松団地のところの5差路交差点のあそこに1つ看板を立てております。それが壊れたことによる復旧でございます。

以上です。

○星委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 では、287ページの市営住宅一覧という表があるんですけども、そこに入居率などが書いてあるんですが、この入居率というのは需要とバランスの関係だと思んですけども、これは平年並みというか、これを営業的に増やしていくということもないかと思んですけども、これは少ないところはこれどうして少ないか、多いと100%というところもあるんですけども、この辺の状況をちょっと御説明いただければと思いますけれども。

○星委員長 課長。

○増子都市整備課長 まず、全体的な数値ですけども、これはほとんど昨年度とあまり大差はございません。その中で、数値的にも多いところ、少ないところというのはありますけれども、例えば少ないところ、島方団地6.1%というのがありますが、島方団地でいえば、こちらについては、基本的に残っているところが平屋の建物で、これについては、近いうちに我々も退去者は全て

退去が完了した時点で取り壊して、これについては、地主のほうへ土地を返還するというような予定で進めておりますので、こういったものについては、今後については、基本的には我々の管理からは離していくというのを前提に考えております。

あと、全体的な入居率の考えですけれども、確かに以前というのはちょっとあれですけれども、率は低くなっているのが全体で見れば現状でございます。なかなかこれについてはいろんな考察がありますけれども、なかなか今の生活環境に全てがマッチするのかなというような問題もあろうかというふうに思います。

また、今後は単身者及び高齢者の方というところの住宅の改造等も含みながら、維持できる団地については維持を考える、また手放すべき団地については、基本的にここに、先ほども説明しましたが、補償金等を充当しながら、住んでいる方と退去の交渉をしていくというようなスタンスで今は考えております。

以上です。

○星委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はありますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

都市整備課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時30分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎建築指導課の審査

○星委員長 ただいまから、建築指導課の審査に入ります。

建築指導課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○星委員長 建築指導課については、建設経済常任

委員会に対する付託案件がありませんので、ここで建設経済常任委員会を決算審査特別委員会（第三分科会）に切り替えて審査を行います。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○三輪建築指導課長 （認定第1号について説明）

○星委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木委員。

○鈴木委員 ページ21、歳入なんですけれども、分かれば結構です。これ特定行政庁として那須塩原市の建築指導課があると思うんですけれども、民間もあると思うんですよね。その民間との対比というか、どちらのほうに今流れているのかなというのわかりますでしょうかね。

○星委員長 課長。

○三輪建築指導課長 特定行政庁と民間の処理の件数の件について御説明申し上げます。

那須塩原市令和元年度手数料の実績で申し上げますと、那須塩原市の特定行政庁で処理した確認申請の受付、こちらのほうは計画通知も含む形になりますけれども137件、那須塩原市の令和元年度民間の処理件数が791件と。割合で言いますと、特定行政庁が17.3%、民間が82.7%という実績でございます。

参考といたしまして、国の資料で言いますと、平成30年度の実績になりますけれども、平成30年度、全国の調査で言いますと、民間が90.01%という状況でございます。

説明は以上です。

○星委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 これは255ページの下から2段目の

6001事業、耐震診断の補助金のところで、報償費、耐震アドバイザー謝礼2,500円となっているんですが、この内容を伺えればと思います。

○星委員長 課長。

○三輪建築指導課長 60事業の報償金の中に耐震アドバイザー謝礼2,500円の内訳になるかと思いません。こちらにつきましては、耐震診断となりますと、相当費用がかかってきます。実際、今で言うと大体10万円ほどかかっているような状況ですので、そこにかかる前にアドバイザーを派遣した形で先に建物の状況を見た上で施主のほうと対応するというようなことで、アドバイザーというのを設けているような状況であります。

以上です。

○星委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、そのアドバイザーの方の資格といいますか、そういったのはどういった方なんでしょうか。

○星委員長 課長。

○三輪建築指導課長 今回の案件で言えば、地元の一級建築士になります。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 今の相馬委員の質疑なんですけど、これ本当に2,500円なんですか。2万5,000円じゃないんですか。

○星委員長 課長。

○三輪建築指導課長 金額の件になるかと思いませんけれども、2,500円で間違いありません。

○星委員長 吉成委員。

○吉成委員 これは当初予算は2万5,000円で計上されていたんですね。もう2,500円で済んだという理解で、じゃ、いいということですね。

○星委員長 課長補佐。

○高橋建築指導課長補佐 当初予算のほうでは10件分を見込んでおりまして、今回は1件だけの実績

ということであります。

○星委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○星委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○星委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和元年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○星委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

建築指導課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時52分

○星委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

◇

◎閉会の宣告

○星委員長 以上で今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださいますようお願いいたします。

以上で建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時52分